

平成13年6月7日広陵町議会
第2回定例会会議録（1日目）

平成13年6月7日広陵町議会第2回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	吉川一郎	収入役	森藤友次郎
教育長	吉村崇	総務部長	土佐敏行
福祉部長	野村完治	環境部長	山村吉由
ごみ対策室長	和田建三	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝	教育委員会事務局長	畠山恵俊

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾 勝
書記 乾 善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成13年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 8号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 9号	平成12年度広陵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について
5 報告第10号	平成12年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
6 報告第11号	平成13年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
7 議案第44号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
8 議案第45号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
9 議案第46号	広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
10 議案第47号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号)

議長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から19日までの13日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から19日までの13日間と決定しました。

なお、報告第8号、第9号、第10号及び第11号につきましては、委員会の審査を省略し、本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

1 番 山 田 君

2 番 小 原 君

に指名いたします。

議 長 次に日程 3 番、報告第 8 号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第 8 号についてご説明申し上げます。

税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございますが、議案書の 3 ページからご覧いただきたいと存じます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 13 年 3 月 28 日に議決され 3 月 30 日付で公布されたのに伴いまして、広陵町税条例の一部を改正し同日付で専決処分いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

なお改正に伴います条文等については、お手元に別冊でお渡ししております広陵町税条例の一部を改正する条例新旧対照条文を後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは改正の主な内容について項目ごとに一応説明させていただきます。一つは、長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例を平成 15 年 12 月 31 日までの 3 年間延長されたということで、この該当いたします条文につきましては議案書 6 ページの左側の中ほどに附則第 17 条第 2 項中というのがございますが、この中で「平成 12 年度分及び平成 13 年度分」を「平成 12 年度から平成 16 年度までの各年度分」に改めるということで 3 年間延長になっております。

それから二つ目は、優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例を平成 15 年 12 月 31 日までの 3 年間延長と。この条文につきましては、いま先ほど申し上げましたその下に附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中ということで「平成 14 年度」を「平成 16 年度」に改めると、この条文が該当することになります。

それから三つ目といたしましては、商品先物取引に係ります個人の町民税の課税の特例の創設ということで新たに加えられた部分でございますが、6 ページの右の上段から附則第 20 条の次に次の 1 条を加えるということで、商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例というこの条文が該当することとなります。

次に四つ目といたしましては、震災等に係ります住宅用地等の固定資産税の特例の創設ということで、震災等によりまして家屋が滅失した場合にも2年度分に限り住宅用地の特例を適用するというので、この条文につきましては4ページの右側、第74条の次に次の1条を加えるという、下段の方ですが、被災住宅用地の申告という条文が該当することとなります。

それから五つ目といたしましては、住宅宅地供給に資する土地の譲渡に係る特別土地保有税の徴収猶予の措置の拡充及び延長ということで、議案書5ページの右下にあります附則第15条の2第7項及び第8項を追加しております。この条文が該当いたします。

それから最後に六つ目といたしまして、土地の有効利用に資する徴収猶予の特例措置の創設ということで、議案書の5ページの真ん中がございますが、附則第10条の2第4項を追加されてるということでこの条文が該当するという内容になっております。

広陵町といたしましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例に該当いたします件数としては74件、それから優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例に係ります個人の町民税の分に対しましては12件の方が該当するというので、その他は該当はございません。以上で説明を終わります。

議 長 はい、それでは本件について質疑に入ります。 はい、5番議員！

5番議員 いま説明いただいたんですけれども、広陵町では個人の方で14件について該当するだけということでしたが、そのどういう形でどの程度の影響があるのかという点をもう少し詳細に教えていただきたいと思っております。

それから震災等についての被害を受けた場合の控除なんですけれども、これは台風7号が起きたときに広陵町でもいろいろな固定資産税とかあるいは所得、町民税等も一定額減免された分あるんですけれども、それと同程度の内容になるのか、その辺の違いも教えてもらいたいと思っております。以上をお願いします。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 長期譲渡所得に係る分につきましてはの影響ということでございますが、3年間延長されるということですので、その分の徴収の減額はもちろんあるわけでございます。現在の税額といたしましては3,771万円ほどの税額を徴収させていただいております。

それから震災等に係ります部分につきましては、この部分については家屋が滅失したと、なくなったというものが該当することでございますので、広陵町の場合は現在該当なしということでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、5番議員！

5番議員 意見をつけて賛成としたいと思います。この今回の地方税法の大枠の基本的な改正につきましては大企業優先、このような状態の改正になっているわけなんです。また地方分権と言われながら地方には税収が入らない、このような中身となっているわけなんです。また土地につきましても、土地の有効利用という形で投機的な利用を推進していくような方向づけになっているわけなんです。だから基本的な大枠としては賛成しかねるものでございますが、広陵町についての影響を考えますと、そういう大方の部分での影響がないという部分で個人の長期所得に、譲渡でしたか、個人所得につきましては3年間の延長ということの影響だけですので賛成としたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかに討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第8号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

議 長 次に日程4番、報告第9号、平成12年度広陵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第9号、平成12年度広陵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の11ページからご覧いただきたいと存じます。今回の補正につきましては、歳入歳出の補正額としてはゼロということでございます。

専決処分の内容につきましては、議案書の12ページの第2表地方債補正に記載しております総合福祉会館建設事業あるいは消防施設整備事業、小学校施設整備事業、幼稚園施設整備事業等に対します町債の確定によります補正でございます。とともに特別地方交付税の税

額の補正並びに減債基金繰入金の減額措置を行っております。

なお16ページ以降の歳出予算につきましては、それぞれ財源が確定いたしました内容につきまして財源振り替えの手続きをし、3月30日をもって専決処分をいたしましたのでよろしくお願ひ申し上げます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、5番議員！

5番議員 総合福祉会館建設費の方で今回は地方債の財源振り替えという形で出てるんですけども、先の3月議会にですね、備品等の入札について業者を厳しく指導するという方向での答弁いただいていたんですが、その後3カ月、あれは臨時議会やったかな、4月の臨時議会でしたかね、1カ月半経っているわけなんですけれども、その後どのような対応をしていただいたのかということが一つです。

それからですね、小学校施設整備事業の方で補正前、補正後を見ますと、補正後の方が3,000万ほど増額になっているんですけども、この経過についてお聞きしておきたいと思います。以上2点お願いします。入札に参加した業者で定価というのか予定価格とほぼ同額の入札をしていて、ほかの業者との差が非常に大きかってね、そんなん言うたら予定価格よりも大幅に上回っていたあの入札金額出した業者に対しては厳しく指導すべきだということとかなり質問して、助役の方が検討すると、すぐに答えられないから検討するということとご答弁いただいていたんで、助役の方から答弁いただいたらいいと思うんですけども。

議 長 はい、町長職務代理者！

町長職務代理者 この件に関しましては次回の入札から指名を控えるという措置を行っております。したがってそのように行っているところでございますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ほかにありませんか。

5番議員 小学校施設整備事業の方で補正前と補正後と比較して、一般的には補正後の方が金額低くなるんですけども、予定の金額より入札によって。ただこの小学校施設整備費の方は3,000万ほど上乘せになっているんで、その辺の経過というのか状況を聞きたいということなんです。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 整備事業につきましての単価、単価の改正等がございまして、それに対応します起債の額が増えたという、こういう解釈。細かい内容、どれがどんだけというのはちょっと資料持ってませんけれども、そういう内容で増えてるということです。

議 長 はい、よろしいですね。ほかにありませんか。 5番！

5 番議員 業者の方の指導についてなんですけれども、次回から控えるということなんです、業者とは直接きっちりとした話し合い、そして指導をしていただいたのかですね、控えるというのではなくして、しばらくの間の停止とか、そういう形とはニュアンスが違うように思うんですけれども、そのあたりを正確にご報告いただきたいと思います。以上です。

議 長 はい、職務代理人！

町長職務代理人 既に実施しておりますので、そのことは十分わかっているものと思っております。

議 長 はい、ほかにありませんか。 11 番！

11 番議員 消防施設の件でございますが、3月の終わりに入札あったと思います。それが2カ月余りいま時点経つと思うんですけれども、工事の着工の点についてどのようになっているのかお聞きいたしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 次の議案の繰越明許費の中でも説明をさせていただくつもりでございましたが、建築確認等の開発関係と申しますか、その辺で少し事務手続上手間取ってるというのが状況で、ご存じのとおり現在車庫の建設には着手しておりません。

議 長 はい、11 番！

11 番議員 確認の方はやはり、あれめどついつとって入札を行ったわけなんですか。その点やはりもう少し相談または協議をして入札すればよかったのかなと思いますねけど、その点についてはどう思いますか。

議 長 総務部長！

総務部長 ご指摘いただいたように、それまで工事請負を入札するまでにそれだけの事前の協議は必要だったかと思います。一応の協議はしておったわけですが、そこまで開発にかかるとかいうところまでの詳細までの確認作業が怠ってたというのはちょっと事実でございます。少し遅れてるということで申しわけないとは存じておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。 はい、4 番議員！

4 番議員 一つは学校建設に係る国と自治体とのですね、費用の割合の問題です。今回、費用の割合、先ほどは起債の条項の中で具体的ないわゆる単価の改正があったからということが説明あったんですけれども、一つ教育国庫負担金が1,772万5,000円増額になっていると。そして起債のところについてもその分減額になっているわけなんですけれども、この点でいわゆる町が実質出す学校建設に係る国の補助金との関係でいえば幾らの持ち出しに

なるのか、いわゆる補助金差、比差ですね、単価が50万の単価のところを広陵町では55万とか60万要るという場合、50万が補助金の対象になるということですからそういう問題が出てくると。

もう一つは広さの問題、国庫補助金対象の場合に広さについては決まっているわけですが、それ以上の広さについては町が負担することになると。こういう実態があるわけなんですけれども、そういう点についての具体的に東小学校の国の教育負担金が1億3,588万1,000円というように決まって最終出たわけですが、その点での詳細にわたるですね、国、県、町の財源内訳の問題としてどのように認識されており実態はどうなっていたのか教えていただきたいと思います。

それから特別交付税が4,100万余り増えているわけですが、これは当初の予定どおりなのか、それとも何か特別な関係の交付税基準があったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから先ほどの消防署第3分団の設置の問題ですが、これは非常に町としてはスムーズな入札に終わっているのではないかと。何か早くしなきゃならないということとともにですね、やはりこういう基本的なところの部分についてはきちんとしていくというのは当然のことだと思うわけですが、結局何が欠けていたのかですね。いわゆる先ほど開発に係るものだったという内容がちらっと話あったんですけど、結局どういう問題が認識不足でですね、建築確認の遅れになっているのか具体的に報告をしておいていただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいまの学校建設におきます内容、いわゆる国、県あるいは町の持ち出し分ということについての細かい数字的には、いま持ち合わせをしておりますので後ほど報告させていただきます。

それから特別交付税については一応当初の見込み予定でございます。

それから第3分団の車庫の建築については一応先ほど申しましたように、我々認識が少し甘かったのではないかとすることはもちろん反省しておりますが、当初の予定では建築確認だけでスムーズに運ぶという予定をしておりましたので、その辺につきましては先ほど申しましたように我々の手落ちがあったのではないかとすることを反省しております。

議 長 はい、4番！

4番議員 特別地方交付税の内容。第3分団の入札ですが、99.36%で3月27日に入札されているわけなんです。これは予算上処置されていたわけですから当然今年度の予

算でやろうということで作られたわけですが、先ほどの中身についてですね、結局は先にとにかく予算取りをしているから入札を終わっておかなきゃならないというような状態のものだったのかですね、このたとえば入札する場合に広陵町ではですね、8業者ですか、8建築、8業者がすべて入っている慣例になっているんですけども、たとえばそれを全額明許繰り越しにしてですね、後からできるというのは当然これは手法としてはあるわけですから、あるいはまた流してですね、新たに新年度に直接やるという内容があると思うんですけども、これは補助金との関係あるいは起債との関係でいえば、新しい年度になった場合について障害が出てくるのかどうかを含めてですね、やはりこの内容についての具体的に遅れていた、日にちも非常に経ち過ぎるわけですからですね、そういう内容についても一度きちっとした報告をしてほしいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 第3分団の車庫につきましては一応平成12年度の事業として県の方にも申請しておりますし、それについて国庫補助もつけていただいているという関係の中で、12年度3月31日までに執行できないということで所定の手続ということで繰越明許をさせていただいたわけです。12年度の3月に一応入札をしたというのが現状でございます。ほんでそこまでにいままで申し上げております手続等を追ってきたわけですが、12年度末では完成しないということで13年度へ繰り越しの手続をさせていただいたということでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

報告第9号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

議 長 次に日程5番、報告第10号、平成12年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第10号、平成12年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成12年度一般会計におきまして繰り越しいたしました事業の進捗状況をご報告申し上げますと思います。一番初めに支給限度額一本化システム開発事業につきましては、平成14年度1月実施に向けてシステム改造とデータ入力を本年12月までに完成するよう作業を進めている状況でございます。

次にごみ処理実施計画策定事業につきましては、審議会の答申が7月中旬ごろの予定でございますので、その答申内容を踏まえ実施する計画をいたしております。

次に中将橋かけ替え工事負担金及び堂前橋かけ替え工事負担金につきましては、当初の工事完了予定が用地買収等の関係でそれぞれ8月31日及び12月25日に変更になっておりますので、この分について現在負担金は払っておりません。次に町道笠・ハリサキ線整備事業につきましては、鑑定委託料及び測量委託料並びに馬見川橋梁かけ替え工事に係ります前払金等の970万円は執行しておりますが、残りの額につきましては現在早期完了を目指して事業を進めております。

それから竹取公園の整備事業の駐車場整備については現在完了いたしております。

次に第3分団の拠点施設整備事業につきましては、先ほどの案件でもお聞きいただいておりますように建築確認等の手続に多少日数を要しております、現在のところ建築に着手しておりません。設計料のみ支出をしております。

それから東幼稚園改築事業につきましては、8月工事着手の予定でございます。それから真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園舎の増築事業につきましては4月から工事着手しております、2学期から一応使用できる予定でございます。

最後に町史の編集事業につきましては5月24日の総合福祉会館竣工式に合わせてご披露申し上げたとおりでございます。以上簡単でございますが、繰越明許費に係ります事業の進捗状況のご説明を終わります。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず一つ目がごみ処理実施計画の事業なんですけど、答申が7月中旬ごろということなんですが、審議会の実施されてきた経過とその議論の内容についてかいつまんで教えていただきたいと思っております。

それから中将橋のかけ替えの工事負担金のところで遅れている用地買収の問題ということなんですけれども、ちょっとわからないのが606円だけ執行になってるんですがね、これどういう状況なのかちょっとわからないので教えてもらいたと思います。

それから堂前橋のかけ替え工事なんですけれども、これはどういう原因で遅れているのかですね、早期完了を目指しているということなんですけれども、その原因について教えていただきたいと思います。また笠・ハリサキ線につきましても完了しているということですが、遅れた原因を教えておいてもらいたと思います。

それから町史編集事業なんですけれども、これはいろいろとご苦労いただきながら進めてきて、ようやくできたという状況あるんですけれども、この町史の中でいまいろいろ購入についても募集されていると思うんですけど、その状況も報告しておいていただきたいと思います。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 ごみ処理実施計画についてのご質問でございます。現在まで7回の会議を開催いたしまして、次回は7月25日と決まっております。その段階で答申の素案を提出して議論をしていただくということになっております。これまでの審議では、リサイクルの方法それから指定袋の導入、ごみ処理の有料化、主にこのようなことについてご審議をいただいております。最終決定には至っておりませんが、指定袋の導入それから有料化については肯定するという答申が出ると思っております。以上でございます。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 広陵町史の募集の状況なんですけど、本年2月から予約受付中ということで5月まで全戸配布でパンフレットを配布いたしました。その町内の現在までの申込部数でございますが、3巻本編、資料編2巻ということで現在までは344部という申し込みが来ているところでございます。これからは町外に対しても新聞広告あるいは専門誌等を利用して町外へのPRに努めていきたいと、このように思っております。終わります。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 中将橋の金額の件なんですけど、この金額で円まできちっとした形で確定したのがこういう形に何ささせていただいたということでございます。

続いて堂前橋のかけ替え工事の遅れにつきましては、当初橋の前後の取り合い昇降を一部かかってできておるわけですが、何分にも堂前橋の前後の農家の農繁期を一時中断してるという経緯ありましたので、早速また田植え終わればかかっていただくという予定になってお

ります。それと笠・ハリサキ線の整備につきましても、早速設計完了し入札する段取りをさせていただいているという形でございます。

竹取公園の整備工事は、先ほど総務部長が申し上げましたとおり駐車場整備が既に完了いたしました。以上です。

議 長 はい、5番！

5番議員 審議会の審議の内容なんですけれども、リサイクルの方法とか有料化、指定袋の導入ということを議論されているということなんです、こういう問題ももちろん審議することについては必要だということには思いますけれども、ただその有料化について肯定する方針が出されるだろうという予想なさっているわけなんです、住民の意向がですね、正確に反映されていないということになると思います、審議会のメンバーの選定あるいは審議の資料等の提出の仕方等に問題があったのではなかろうかというふうに推測をせざるを得ないわけなんですけれども、これについての問題点、住民との意識の乖離が大きいということについてどのような議論があったのかですね、教えていただきたいと思います。

それから大事なことも議論していただかなきゃいけない重要なことについて言いますと、どういシステムで新しい清掃センターですね、していったらいいのかですね、そういうことあるいはまた新しい清掃センター用地等についてもいろいろ一番重大な問題の中で審議をしていただく必要があったと思うんですが、審議会の設置のときには用地問題については触れないというような方向で話はされていたわけなんですけれども、少なくともですね、どういう形での処理方法がいいのかということについては、専門家も含まれておるわけですから審議する必要があったと思うんですが、この点についてどうなのかお聞きしておきたいと思います。

それからですね、堂前橋のかけ替え工事について、農繁期は中断しているということなんですけれども、これはもともと12年度内に実施できる予定であったと思うんですが、その辺のところは、これは2年度にわたってやられる予定だったんですか。その点について再度確認したいんですが、12年度内にやられるべき工事であったとすれば大変遅れているなどというふうに思うんですが、ちょっと私その辺のところの把握ちょっと覚えていませんので、そういう説明も含めて再度堂前橋、笠・ハリサキ線、竹取公園整備事業についてお聞きしたいと思います。中将橋の方は用地買収での困難点ということで、そういう場合もあるのかなと思うんですけれどもお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 堂前橋の件なんです、土庫川の河川改修と並行して進めておる観点から、その絡みもあって県事業の中でちょっと遅れた状態になったわけでございます。（5番議員「当初12年度内で完了する見通しだったわけですね。」）そういう形で河川改修とあわせて町の方が何しておりましたが、工期の県の河川改修の関係でこういう形になってきたわけでございます。

笠・ハリの整備につきまして、用地買収、立ち退き等の交渉等がいろいろ絡んできた、ご存じとおりにかかっておるわけで、その絡みもありまして移転補償が片づくまで工事がかかれなかったという点も踏まえた中でこういう形になってきているわけでございます。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 ごみ減量の審議会の関係でございます。住民の意向をどのように審議会の方に反映するかということにつきましては、審議会の設置当初からごみ減量推進員さんの中から5名入っていただくということで、各小学校区から1名ずつお入りをいただいております。

それから資料の提出について問題があったのではないかというご意見がございますが、これも審議会の中で十分議論をしていただいてこのような資料を出してほしいという要請に基づいて資料を作成させていただいております。こちらから議論を誘導するような意図を持って資料を作成した覚えはございません。（5番議員「アンケート結果も出されているんですか。」）アンケート調査もその結果も報告をさせていただいております。

それから清掃センターのごみ処理の方式をこの審議会で討議すべきだというご意見でございますが、委員の選任から変わってまいりますので、委員構成を踏まえた中ではその審議は無理だというふうに思っております。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。 3番議員！

3番議員 まずちょっとはっきりわからないんですけども、支給限度額の一本化ということでいまシステム開発ということ言われてたわけですけども、これちょっと支給限度額の本化開発事業の内容をちょっともう一度教えていただきたいなというふうに思います。

それとごみ処理の7月25日に答申が出される予定で、その案の方をこちらから提示をして審議をしていただくというふうに先ほどお聞きしたように思うわけですけども、この案は町から案を出されてそれをもとに審議会で審議をされるということになってるわけですか。そのところをもう一度教えていただきたいと思います。

それとですね、中将橋、堂前橋、それから笠・ハリサキ線の工事なんですけども、これは最終的に完成予定はいつになっているのか、それぞれにつきましていろいろ内容的な問題に

については聞いたわけですが、最終的な予定というのが出てないように思うんですけども、そのところをきちんと教えていただきたいなというふうに思います。以上よろしくお願ひします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 それでは1点目の支給限度額の一本化開発事業の内容でございます。以前、提案させていただいたときにもご説明は申しておると思っておりますけれども、利用者の利便性といひますか、また選択性の向上を図るということから訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額につきまして平成14年1月から一本化を図るということで、そのシステム等の改修ということで、これは全国的ですけれども事業を進めておるというところでございます。以上です。

議 長 環境部長！

環境部長 審議会の答申の素案につきましては、町が案を出すというのではなしに事務局が素案分をまとめてたたき台をお示しするということでございますので、今まで審議会の方で議論をしていただいて審議会了解事項というのを各回確認をしていただいております。それに基づいて文面をつくるということで、7月25日即答申というわけではございませんので、9月をめどに最終答申に持っていきたいというふうに思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 中将橋につきましてと堂前橋の工期で先ほど変更ということが出てたわけですが、中将橋がことしの12月25日までの工期で県と変更契約しております。堂前橋につきましては14年3月31日、13年度中という形で工期を最終完成という形で県と契約変更しております。それと笠・ハリサキ線につきましては13年度完成でめどで進んでおるわけですが、ただ河合大和高田線の赤部の交差点関係の旧県道の拡幅等の買収等が入っておりますが、その件につきましても一部家屋等もかかってくるところもございまして、そういう形で14年に延びる可能性も出てきておるという状況でございます。一応頑張っておる執行していきたい予定をしております。

議 長 3番議員！

3番議員 一番初めの支給限度額の一本化の事業のことなんですけれども、これは全国的にもされているという当然の話なんですけれども、これはそしたら国の方でシステム開発があつて、全体的にシステム的にはあまり変わらないものだというふうに思うんですけども、そこは町独自でシステム開発をしなければならないというのがちょっと理解ができていなくて

すけれども、そのところのどういう経過でそういうふうになっているのかというのを教えていただきたいなと思います。

それから7月に答申の、事務局の方がこれ出してこられるというお話で、ごみ処理の実施計画の件ですけれども、これはこの審議会のここで9月をめどに一応審議会の答申が出されるというふうにお聞きしているわけですが、今後の予定につきましてはどういうふうな、7月25日からあと9月までの予定と、それから9月以降に一定の答申が出された後のこのごみ審議会はどういうふうなことにしていかれる予定なのか一応お聞きしておきたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 介護保険制度の改正の中で先ほど申し上げました訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額につきまして調整をしようという制度改正があったわけなんです。それに基づきまして各市町村それぞれ電算処理をいたしておりますので、その処理に合うようなシステムが各市町村それぞれ別個で組んでますので、それを各市町村がそれぞれ委託している業者とその辺をシステムを調整すると、その費用の分につきまして国の方から被保険者、たとえば私の方は1万未満ですので163万円をあげましょと、あとの分は町村が持ちなさいよと、こういうようなことになっておるところでございます。

議 長 環境部長！

環境部長 最終的にこのごみ処置実施計画を9月にこの審議会と並行して作業を進めております。審議会の答申内容に沿った実施計画を策定して、町が今後のごみの減量化対策に取り組むということになってまいります。それを実施計画に基づいて具体的に実施に移す場合、たとえばごみの処理の有料化を進めようといいたしますと、やはり条例の制定等という作業が出てまいりますので、また議会の方でその実施計画に基づく施策をご審議願うというスケジュールになってまいると思います。

それから9月以降の審議会の状況でございますが、新たな諮問事項が生じましたらまた会議をお願いして諮問をして答申をいただくということでございますが、いまのところ新たな諮問は予定の中にございませぬので、一応9月をもって審議会は中断という形になろうかと思っております。

議 長 ほかにありませんか。 4番議員！

4番議員 ごみ処理実施策定の問題と町史編さんのところについて質問をしたいと思います。

一つはこの7回審議会を開かれたということですが、もちろんこれは審議会の委員さ

んが自由に議論をし自由に意見を述べ合ってこの広陵町のごみのリサイクル、減量化を推進していこうと、そういう意図で真剣に議論をされているということに対しては評価をしたいと思います。またそのようにやっておられることだと確信をしているわけですがけれども、先ほどから議論が出てる中でですね、一つは資料の提出の問題でこの有料化の問題に対してですね、議会でも議論をしたことがありました。いわゆる全国的な有料化後の減量の実態についてはですね、どのような資料を提出され有料化が減量に結びつくという結論を出されたのかですね、このことについては、非常に議論の中身について知りたい、議会としても非常に関心のある問題だと思います。それは先ほどもあったようにアンケートを実施された中でですね、有料化については過半数以上の方々が懸念を示された、これはアンケートの結果なわけでありまして。反対を示されたわけですね。こういうような中身について住民の意向と減量化が有料化によって、あるいは指定ごみ袋制によってどう変化するのかということに対してどんな議論があったのか。私はこれは非常にアンケート、住民の声をどう審議したのかということにかかわってくるわけですから、審議会の大きな課題の一つだというように思います。もちろんそういうようなアンケートに基づく結果を議論をし、そして審議委員さんが個々の判断をされたということであればそれはもう当然結構なことだと思いますけれども、アンケートをする価値、値打ちというのは一体どこにあるのかという根本問題になってくるわけですからですね、こういう内容について答申等でどういう形で出されてくるのかということは非常に住民にとっても関心のある問題です。こういうようなものを素案はですね、事務局がたたき台としてつくっていくということですが、こういう内容に対して審議されてきた内容をどうあらわしていくのかという問題については具体的に説明をしていただきたい。もちろん素案はその後できるわけですから、現時点でのその方向性を7回審議された中での議論を教えてくださいというように思います。

またですね、結局この問題はですね、いわゆる電化製品での4品目に係る回収の問題にもかかわってくる問題であります。一つはこの問題分野では有料化をされたわけですが、非常に大きな問題が生じている、全国的に発生しています。テレビ等でも見ていただいたように、いわゆる不法投棄が増えている地域を特徴的にテレビが示してたわけですがけれども、これは大問題になっているわけですが。こういうような問題についての内容、この中身とは違うわけですがけれども、有料化後の懸念すべき問題というところについても審議会では一定のその方向を出されたのか、この点についても報告願いたいと思います。

それから町史ですがけれども、この値段いわゆる配布価格ですね、これはどのようにして決

められたのかですね、その点についてその決定過程を教えてくださいたいと思います。

議長 はい、環境部長！

環境部長 審議会の審議内容につきましては一定の評価をいただいているということで、非常に我々も自由に意見を戦わせていただいている。審議会を会議を進めている中で事務局に意見を求められるというケースは確かにございます。ところが審議会の性質上、事務局はできるだけ発言をしないということで、審議会の方で意見をまとめていただくということで7回進めてまいりました。ごみの有料化のアンケート、有料化だけのアンケートではないんですけど有料化についてもお尋ねをしております。確かにおっしゃるとおり7割近くの方が有料化には反対だという結果が出ております。このことも審議会に資料をもちろん提出して、それももとにして審議をいただいているところでございます。ただ審議会の委員さんの中には、ごみ処理を有料にすべきか無料にすべきかと問えば必ず無料がいいという答えが返ってくると。だからそのような質問はだめだと、もっとごみ処理をどうすべきかというアンケートを原点に立ち返ってやれというご意見もいただいております。

それからごみ減量推進員さんの会議でも、1回だけなんですけど審議会でごみの有料化ということを町が提案をして審議をいただいているということで、五つ、六つぐらいのグループに分かれていただいて広陵町のごみ処理を有料化すべきなのかどうかというのを1時間近く自由に討議をしていただきました。その結果出てまいりましたのは、やはり有料化すべきという意見の方が多かったという、町が誘導したわけでも何でもありません、自由に討議をしてくださいということでまとめますとこのご時世有料化すべきではないかというふうに、反対の方ももちろんございますが、そのように十分議論をしていただくとそのような方向になってくるということで、資料につきましても全国的に有料化を導入しているところの成果というのをお示しをして審議会の方で議論をしていただいているということでございます。もちろん有料化をすると不法投棄が増えるというのはこれはもう当たり前の話でございます。家電リサイクル法がことしから施行されまして、確かに町内でもテレビ、冷蔵庫、これは以前から捨てられているという現状でございますが、極端に増えているという状況ではございませんが確かに捨てられているのも見受けております。そのような対策についてもどうやっていくか、住民の方に十分ご理解を願うという作業を経て有料化をやりなさいというご意見が大勢を占めております。以上でございます。

議長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 町史の単価はどのような経緯で決めたのかというご質問でございますが

、この町史の価格でございますが、町内、3部本編資料編2巻で1万円、町外は1万5,000円、3部で1万5,000ということを決まっていますところでございます。このことについての価格決定の経緯につきましては、当然この奈良県内でつくられました最近の状況、またそういう編集委員等の専門家が他府県の状況等の資料もいただいて、そしてそれらを参考にして価格決定をしたところでございます。いろんな全国的な傾向も、安いところも高いところもございますが、うちの状況1万円と、また1万5,000円という単価で決定したと。これは当然経費かかった分をすべて販売で賄うというようなことも考えられるところでございますが、広陵町の状況ではすべて販売されても3分の2近くは町の持ち出しであるというような形で計画していたところでございます。終わります。

議長 はい、4番議員！

4番議員 審議会の意見というのはですね、民主的に運営され民主的に議論をされればされるほど議会についてもその意見というのは尊重していくというのは、これは当然のことだと思います。しかし一方でですね、この有料化やごみの指定袋制についてはですね、議会でも議論をさせていただいてきました。そういう中身について審議会の委員さんに議会の状況についての過去の状況や町の、もちろん町はもうありましたけれども、そんな内容については提示させていただいてきたのか、こういうことについて再度お伺いしたいと思います。

それと審議会に提出されて資料についてですね、やはり議会に提出していただきたい。どのような資料に基づいて審議会の委員さんが真剣に議論していただいたのか、私たちはそのことも含めて判断をさせていただく必要があるというように思いますので、そのことについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから重要な問題はですね、アンケートのやり方の問題ですね。審議会でこのように無料か有料かといえば無料が多くなるのは当たり前なんだと、アンケートのやり方がおかしいんだということであればですね、私は再度審議会の中でのアンケートのやり方の問題を議論して再度すべきだと、このように思うんですね。でないと結局は住民の7割の方がですね、有料化反対と言っておられる。審議会のメンバーはそのことに対しての判断を当然されるわけですけども、住民の意向に対する考え方の問題というのは、これは判断をする場合については責任を持った内容でなければならないというように思うんです。ところが審議会ではそのアンケートのやり方に問題があるという指摘されながらですね、これにかわる方法をとっていない、ここは重大な審議会の欠点だというように思うんです。というのは過去ですね、審議会についてはいわゆる学識経験者あるいはまた当て職等で行われてた審議会というのは

私たちはおかしいということを言ってきました。今回はごみ減量化委員の方の中から校区ごとに1人を選ばれてやっていただいている。そしてその決め方も減量化の委員の方々の意見も反映されているところもある、こういう点でいえば従前と違った一定の町民の代表の方が入っているということは否めないわけですが、そのアンケートの問題に対してそのように出ているのであればですね、これは住民に責任を持つという態度からいってもですね、アンケートをやり直すべきだと、このように思うわけです。そしてアンケートのやり方についてどんなやり方がいいのかという問題については、それはどういう形で意見が出ているのかわからないですけども、審議会のあり方の根本問題が問われるというように思いますので、その点については審議会の委員に対してですね、やはり住民の意見についてのアンケートのやり方がおかしいのであれば、どんなアンケートに基づいてやるのか、このことは真剣に議論をしていただかなければですね、私は不十分のそしりを免れないというように思いますので、その点についてのご答弁もお願いします。設置については反対してるけども、要は住民の意見が郷に入ってるということに対しては別に評価は一部してるんやから。もっと含めてやりなさいというのがこの結果です。

それとですね、町史の価格決定なんですけど、いわゆる何部刷って印刷代が幾らかかったのか。そしてそれは町民のところに広く広陵町の町史を知っていただくという前提があると思うわけですけども、つくった意味は。そういう点でいえば1万円というのは町民から見た場合どんなように感じ取られているのかですね、現在344部が売れているということですが、町民の買いやすい値段というのは別にあるというふうに思うんですね。そういう点についてのご意見をどういうように持っておられるのかお聞きしたいと思います。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 ごみ減量推進審議会のご質問でございますが、先ほどから山村部長からもご答弁申し上げておりますように、当初四、五回程度で終わるといような予定で進めてまいりましたが、なかなか審議が慎重にまた長時間にわたってやっていただきまして、現在まで7回の審議を終わったところでございます。まだあともう1回あるいは1回半程度になるかと思いますが、そういう程度で審議の答申がまとまってくるだろうと、こういうふうに思っております。中身といたしましては、部長が申し上げますように指定袋なりあるいは有料化、あるいはそれに伴います減量目標というのが協議の大きな議論の中身となっております。それでいわゆる有料化につきましては、確かにだれに、住民の方に、どなたに聞かしてもそれは有料、お金要るよりもただの方がいいというのが、これはもう当然のことござ

います。ただ最近のごみの情勢といいますかそこらを見ますと、やはり使い捨てる時代という時代からリサイクルの時代、またこの前の4月から施行されました家電リサイクル法にとらえますようにやはり品物を長く使うと、こういうような時代が変わってきております。これはどういう意味かといいますと、やはりいわゆる地球を守ると、こういうようなところに原点があるんじゃないかと、こういうふうにも思っております。そういうところはやはりそういう目標を達成しようとするれば、やはりごみを減らすというのが最終目標になってくるわけでございますが、先ほど部長が申しておりますように、いろんなこれにつきましては、この三つの目標につきましては直ちにこれを実施しよう、というふうなところまではまだ議論はいたしておりません。有料化一つにつきましてもやはり住民の理解というのが必要でございますので、そのためには町は何をすべきかと、あるいはごみを出す住民の方々はどういう責任を負うべきかと、あるいはまた業者はどういう分担をすべきかと、こういう前提があるわけでございますので、そういった点を十分PRいたしまして時間を十分とらせていただきまして目標の達成に持っていきたいと、こういうふうにも思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 町史のことでございますが、印刷が幾らかかかったと、これは本編それから資料編、3巻で約2,500万円かかっているところでございます。印刷は2,000部を印刷したところでございます。

それから買いやすい値は云々とおっしゃっておられましたが、この町史というのは購入される方の価値観の問題だと思えます。安くすればすべてがお買いになるかということとは甚だ疑問かと思えます。一部の声としては、興味のない方はたとえ1,000円でも邪魔になるという極論を私におっしゃった方もございます。そういうところからこの買いやすい値は幾らかということとはちょっと議論しにくいことと思えます。

それから平成8年からこの町史の編さんに充てていたところでございますが、現在まで総経費としては約6,200万円かかっているところでございます。終わります。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 ただいま局長の方からその価格等についてご説明申し上げたわけでございます。今回約5年ほどかかっているいろいろな資料を収集いたしました。資料編2巻それから本編1巻ということでございますけれども、それは全調査をいたしました中の一部であると。そのほかに町としての宝と申しましょうか、そういうような莫大な資料が作成されました。これを

1年間かけてどういように整理をしていくか、保存するもの展示するもの等をこれからその作業に移っていきたいと思っております。そして図書館等に適当なものについては展示し、町の宝として残しておくものは残しておくということでございますので、そういう作業をこれから約1年間かけてやっていきたいと、このように考えております。本に載っているものはそのうちのある一部というようにご理解いただければと思っております。以上でございます。

議 長 環境部長！

環境部長 一つアンケートの件だけちょっと誤解を与えたようでございますので、以前に実施しましたアンケート調査そのものがだめだということではございません。ごみの有料化についても一度アンケートしてはどうかということに対してそうおっしゃったという意味でございますので、先にやったアンケートがだめだという意味ではございませんので念のため申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第10号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第10号は承認されました。

議 長 次に日程6番、報告第11号、平成13年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 それでは25ページをお願い申し上げます。25ページでございます。報告第11号でございますが、これにつきましては平成12年度におきまして財源不足が生じたので3,660万6,000円の専決処分を行ったというものでございます。それで歳出の内訳でございますが、償還金で支払基金ですね、すなわち各保険者負担額でございますが、超過交付を受けておりましたので233万3,000円について償還すると。それから次の前

年度繰上充用金でございます。実質不足いたします医療諸費の3,427万3,000円につきましても、平成13年度の予算から繰上充用をいたしまして精算をさせていただいたと、こういうものでございます。そのまた財源につきましては前ページ、24ページに戻っていただきまして、歳入でございます。まず1番目の支払基金の交付金でございます。6万1,000円、それから国庫負担金で3,229万7,000円、県負担金で424万8,000円をもちまして、ご承知いただいております本会計の制度的なルールによります実質的な収支均衡となるものでございます。なお、この財源につきましては平成14年度で受けますのでよろしくお願いを申し上げたいと、かように思います。以上でございます。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 歳出の充用金の方ですけども、補償補填及び賠償金ということで補正組まれているわけなんですけれども、これの内容について繰上充用金の中の区分の部分で、補償補填及び賠償金となってるんですけども、その内容を説明していただきたいと思います。

議長 福祉部長！

福祉部長 節の補償補填及び賠償金という名目でございますが、赤字といたしますか、なった場合はこういう節の項目で予算を組むと（5番議員「赤字になった場合。」）はい、そういうことでございます。

先ほど私何か足らん不足の分につきまして14年度で受けるということで申し上げたと思います、申しわけございません。13年度で収入いたしますので訂正し、お詫びを申し上げたいと、かように思います。

議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議長 ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第11号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第11号は承認されました。

議長 次に日程7番、議案第44号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 恐れ入ります、27ページでございます。議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険税の所得割額を算定いたします根拠は、ご承知いただいておりますように地方税法に基づいております。それで先の報告第8号の税条例の一部を改正する条例の中で商品先物取引に係る雑所得等についても国民健康保険税におきましては税法を適用しておりますので、その対象となるということで本条例の一部を改正いたすものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議長 次に日程8番、議案第45号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第45号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の29ページでございます。

今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係ります損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成13年3月30日に公布されましたので、同年4月1日から施行されたということで条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、扶養親族に係ります基礎額の引き上げということで、第5条の第3項中「183円」を「200円」に、「67円」を「100円」に改めるという条文でございますが、この内容につきましては扶養親族の1号には配偶者、2号には22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫、第3号につきましては60歳以上の父母及び祖父母、第4号につきましては22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟あるいは妹、それから第5号では重度心身障害者ということで条例に規定されております。このうちの配偶者を除きます2号から第5号までの一つに該当いたします扶養親族のうち2人までについては183円を200円にすると。それ以外の扶養親族については67円を100円に引き上げるということで、この額にいわゆる別表1の補償基礎額、消防団員さんの階級別にそれぞれ勤続年数別に3段階に分かれまして補償基礎額が定めてあります

ので、このこへプラスされて一つの補償基礎額の算定額が決まると、こういうことでございます。

ちなみにこれに対します掛金等につきましては、消防団員につきましては1,900円、消防作業者については2円、水防作業従事者については1円50銭という掛金に現在なっております。以上で説明を終わります。

議長 次に日程9番、議案第46号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第46号についてご説明を申し上げます。

議案書の31ページでございますが、今回の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部が改正されました。4月1日から施行されたことに伴います条例の一部改正でございます。

改正の内容につきましては、消防団員等の処遇改善を図るため退職報償金の支給額を改正を行ったものでございまして、別表でお渡しさせてもらっております表に改正前の退職報償金と改正後の退職報償金を掲載させていただいております。それぞれの階級あるいは勤続年数等、いずれにつきましても6,000円のアップが今回の改正となっております。なお3年以上5年未満の分につきましては、北葛消防協会で別枠で定めたものでございまして、その分については従前と変わりはありません。

それからこの改正によります団員1人当たりの掛金が1,410円増額されることになっております。なおこの規定については公布の日から施行するというので、13年の4月1日以後に退職した消防団員に適用することとなっております。以上で説明を終わります。

議長 次に日程10番、議案第47号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第47号、平成13年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,009万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を112億4,393万4,000円とするものでございます。

それでは最初に歳出からご説明申し上げたいと思いますので、議案書の36ページをご覧くださいと思います。まず自治振興費の広報板設置工事につきましてはコミュニティー助成事業補助金の交付がありましたので、役場、萱野、見立山を除きます残り15カ所の広報板を新しいものに設置するための工事費を計上しております。次に災害防除のための高木伐採に係ります補助金につきましては、大字及び自治会において管理されております公園あるいは広場その他公共的施設に植栽されている樹木が長年を経過したことによって、人力では除去できないという状況の中でこの高木が住民の日常生活に支障を来す場合、また災害を未然に防止するため伐採を必要とする場合において、その作業が危険を伴うということで業者に請け負わせて実施する事業について補助金を交付するものでございます。今回新たに設置いたしましたものでございます。補助金につきましては事業費の2分の1以内とし、30万円を限度として交付するものでございます。現在2団体から申し込みがございます。

次に交通安全対策費につきましては、6月号の広報で募集しております交通指導員に係ります賃金を計上しております。現在2名の指導員がおりますが、増員を必要とする理由といたしましてやはり後継者の育成あるいは交通教室等におけます指導の場合の不便さ等、効率よい指導を目指しております。

次に老人福祉費の訪問介護の利用者負担軽減措置事業費につきましては、生活保護世帯を除きます所得税非課税の低所得者等に対します対策事業として、自己負担額を3%にするということに対しまして残りの7%に係る予算を計上しておるものでございます。

次に37ページの交通安全施設費の町道緊急安全対策改善事業補助金につきましても新たに設置した補助金でございます。この内容につきましては、交通渋滞や混雑のため危険箇所と判断され、地域住民の安全に支障がある町道の改善事業を希望する団体に対しまして、用地費に対する補助をするものでございます。

次に非常備消防費の団員退職報償金掛金につきましては、先ほどの議案でも説明いたしましたように、退職報償金の支給枠の増額に係ります団員1人当たり1,410円の130人分の掛金でございます。

次に学校管理費の東小学校の図書購入費につきましては、歳入の方でもございますが東小学校に在学されておられました小学校4年生の根本さんという方が亡くなられたということで、保護者からご寄附いただいた分を図書購入費として計上させていただいたものでござい

ます。

最後に38ページの文化財保護費の与楽寺収蔵庫周辺整備事業につきましては、収蔵庫周辺のフェンス設置工事及び敷地内の砂利敷整地工事及び防犯ライト設置工事に対します費用と、それから委託料といたしまして周辺の草刈り等の管理に係ります地元に対する経費の委託料を計上させていただいております。

元へ戻っていただきまして歳入でございますが、35ページでございます。近畿圏のかさ上げ補助金につきましては、平成11年度の事業に対する補助に対しまして12年あるいは13年度で措置されるものでございますが、既に12年度で入りましたその差額の分を今回計上させていただいております。

次に総務費の学校教育費の寄附金でございますが、先ほど申し上げました東小学校の保護者の方からの寄附金でございます。それからその下の平和教育寄附金と申しますのは、沖縄県の出身の上原清善さんという方が戦争に行かれて九死に一生を得て帰国されてから第2の人生を世のために尽くそうということで決心されまして、全国の学校や自治体にご寄附をされておられる方からのご寄附で、この間感謝状も差し上げたということでございます。さらに不足いたします財源につきましては、平成12年度の剰余金を充用しております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため6月8日から11日までの4日間を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって6月8日から11日までの4日間を休会といたします。

6月12日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A.M. 11:40 散会)

平成13年6月12日広陵町議会
第2回定例会会議録（2日目）

平成13年6月12日広陵町議会第2回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	吉川一郎	収入役	森藤友次郎
教育長	吉村崇	総務部長	土佐敏行
福祉部長	野村完治	環境部長	山村吉由
ごみ対策室長	和田建三	都市整備部長	竹田建次
水道局長	吉村正勝	教育委員会事務局長	畠山恵俊

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾 勝
書記 乾 善雄 野村克也

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付議事件 |
|------|--|
| 1 | 議案第44号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| 2 | 議案第45号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議案第46号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて |
| 4 | 議案第47号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号) |
| 5 | 一般質問 |

議長 まず日程1番、議案第44号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程2番、議案第45号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第46号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第47号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。10番、青木君!

10番議員 済みません、失礼しました。37ページの東小学校の図書購入費と、これは百済の根元さんから子供さんを亡くされてそれをしのぶというのかね、そのことで寄附をいただいたとお聞きしているわけですが、これはこういう行為、寄附なりをこういう形でいただいた場合は、これは議会ではこういう形でお聞きしておりますが、一般にどのような周知をされるのかお伺いをいたしたいと思います。

それと議長ちょっと済みませんねけど、ちょっと本案からちょっと外れると思いますねけどちょっと失礼してお願いします。と申しますのは、この間の学校関連ということで質疑をさせていただきます。この間8日の日に大変な悲しい大事件が勃発したわけですが、この大阪教育大学附属池田小学校のまさに23人を殺傷する、そのうち8人の児童が亡くなるというまさに歴史的な非常に残念な大事件があったわけですが、何分小学校という、学校というまさに一番安全であるだろうと、まして病院とか学校をそのような惨劇の場にするのはあまりないだろうという認識のもとであったわけですが、残念ながら大変なことが起こったわけですが、このことにつきまして、本町におきましても、これは教育長にちょっとお尋ねするというので、この事件に対する認識というのか、教育長としての認識、そして本町の教育現場にどのような注意なり通達なりをされたんか、それともいろいろなこれからのこういう事件を起こさない、本町で起こらない最大限のいろんな関係方面での協議をされると思いますが、その辺について少しお聞きしたいと、こう思うわけですが、よろしくお願いします。

議 長 教育長！

教育長 寄附金の件でございますけれども、これにつきましては、この議会を承認いただきました。後で広陵広報等でまたご披露を申し上げたいと、このように考えております。

それから6月8日の大阪教育大学附属池田小学校のあの悲惨な事件でございますが、青木議員もおっしゃいましたように、学校という場所であのような悲惨な事故があったということにつきましては、私といたしましても非常に残念と、残念という言葉で解決できる問題ではないと思いますけれども、まことに残念であると思いますとともに、亡くなられました8名のお子様に対しまして心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、まだ現在入院されております子供さんあるいは先生の一日も早いご回復をお祈りするものでありますし、あわせてその場におりました子供たちの心の不安と申しますか、そういうことについて推察も非常に難しいほどこの後のケアが非常に重要なことであろうと、このように考えております。

私どもがこの事件知りましたのがちょうど12時前であったと思います。来庁された方が学校で大変な事件があったという話を聞きました。4名の、いやそのときはまだ亡くなったというニュースはなかったと思いますが、実は国内ですかと私聞いたわけですが、国内だという程度であったわけです。それですぐに正午のニュースで事件の概要を知ったわけでございます、テレビをかけたわけでございます。そうしまして1時ごろでしたか、1時過ぎでしたか、とりあえず各学校にこのニュースの概要と、さらに不審者を学校で発見した場合は教職員が連絡とるようにしながら、警察等に連絡するようファクスを送って適切な処置を講じるようお願いするというファクスを送りました。その後、また県教委からも学校における幼児、児童生徒の安全確保についてという通知が参りました。私どもが各学校へ送ったのと大体同じような趣旨の内容でございましたが、あわせてこれも学校の方にファクスで送ったところなんです。そしてその夕方にちょっとほかにも用事ありましたんで、臨時の小学校の校長会を予定しておりましたので、ここで改めて事件の概要及び学校にお願いすること、門扉を可能な限り子供が登校した後閉めるように指示をしたところでございます。そしてあす幼稚園、それから中学校の管理職に臨時に集まってもらいまして、改めてこの事件、あるいは町内の学校においても配慮していただくべき点について、あす9時半から実施する予定をいたしております。ファクスは既に全部幼・小・中に送付しております。以上でございます。

議 長 はい、10番議員！

10番議員 適切に敏速にいろんな処置をされたことをお伺いして安心するわけでございます

が、通達という一つの文書とかであったと思います。ただ私残念なことに思うのは、いわゆる学校を開放をするという考え方でずっとやってきたことが、このような事件があるがために閉鎖的な形を持っていかざるを得んと、物理的にいまおっしゃったように門を閉めるとかいろんな意味でね、またある一方では、土日なり休みの学校の図書室の開放という形もこれあるわけでございますし、その辺大変情けないような時代になったなということになるわけでございます。それを嘆いていてもどうこうもなりませんから、物理的にまずそのようなことの起こらないような処置を残念ながらとらざるを得んということまず第1点、そしていろんな意味で安全教育と、何も学校、校長先生だけやない教育者だけやなしにいま言うてるように広陵町安全宣言もしてますねさかい、そのような各いろんなことにおいて関係においてもそのような連絡をし、また連携をしていただきたいと。きのうもたまたま午前中にこれはまた学校の話とは違いますねけど、ガレージでのいわゆる車上狙いが箸尾地区で二、三カ所ほどありまして、大変えらい皆ガラスをたたき割られてかなり危害があったわけでございます。ちょっとは違う事件でございますが、しかし非常にいわゆる危険な社会が構築されていってるように思うわけでございますから、ましてや小さい子供さんの小学校、中学校なりの次代を担う子供さんに恐怖を与え、また精神的ないわゆる不安を与え、そのことも大変なことになると思いますから、事件はまず起こらないように関係方面は最善の当然手を打つということをまずやっていただきたいと、こう思うわけでございます。

それと、これは福祉部長、保育所、保育園、学校関係はいまお聞きしましたが、保育園という、これもまた大変いわゆる延長保育なりいろんな意味で開放されてるのが保育園の方がちょっと開放されてるんじゃないかなという、うちの孫もお世話になってるわけでございますが、その辺ちょっと感じるわけでございます。まして迎えに行くいろんな時間帯もばらばらで、やはりそういうこともあると思いますから、その辺のこともちょっとお聞きしたいなと、どういように認識されて、今後どのような対応を考えておられるかということをちょっとお聞きしたい。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 ご質問の件なんですけれども、いま教育長さんがお答えされましたように、福祉の方といたしましても、保育所、私立、公立もちろんですけれども、それと児童育成クラブです、6園ございますがその方にも早速文書で不審者等の発見ですね、そのときの通報、また子供さんの保育に常に指導員なり保育士がね、ついて目を光らせてるといところで安全に保育または指導できるようにということで早速流させてはいただいております。

それから今後の対応としましては、保育所、また児童育成クラブのそれぞれ先生、また指導員の方に再度今後の対策については、また具体的にですね、どういうふうにやっていくか、また協議を至急やりたいと、こう思っておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 それでは一般会計の方の質問で、まず歳入のどこなんですけれども、雑入ということで自治総合センターコミュニティ助成金という形で入ってきているわけなんですけれども、これは普通でしたら何か補助金とかいうふうな名目で入ってくるのかなと思うんですけれども、こういう普通の雑入ということで、こういう制度はどのようなふうな制度で入ってきているのか、またこれに対しましての活用というのか、どのような活用をされるのかということをお聞きしたいと思います。

それと歳出の方の民生費なんですけれども、老人福祉費のところで、特に低所得者の方の介護保険の10%の3%にするための7%の助成ということとされているというふうに思うわけなんですけれども、町の方としては低所得者の人に対するどういう認識のもとでこの助成を始められたのかということですね。ただ単に奈良の市長会が町村会がやったからやりましたということではなくって、やはり町独自のやはり認識をきちんとお持ちになって始めておられると思いますので、そしていまの介護保険の実情と照らし合わせてどのようなふうな認識のもとに始められたのかということをお聞きしたいと思います。

それと交通安全の件なんですけれども、この町道の安全対策ということで、何か歩道、待避の場所の危険だからということで工事をしたのだというお話なんですけれども、この町道でしたら別にこれ補助金ということじゃなくて、町道でしたら町が100%して当然なのではないかなと思うんですけれども、これはどのようなふうな形でこのようなふうなことになっているのかということをお聞きしたいと思います。以上よろしくお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 コミュニティの助成事業の補助金でございますが、当然おっしゃるとおり、国、県等の補助金でございますと科目が補助金になるわけですが、このコミュニティの助成事業補助金と申しますのは宝くじの関係の助成金ということで雑入で受けさせていただいてます。

議 長 福祉部長！

福祉部長 今回の法施行後の訪問介護サービスの負担の軽減ですね、これにつきましてご承知のように12年4月1日から介護保険制度が発足いたしました。当初大きな制度ですので、いろいろな施行後問題点といいますか、疑問点が出てきておることはご承知いただいている

ところでございます。国におかれましてもいろんなその辺の制度が施行後ですね、いろいろな言いました矛盾点、また疑問点、また改正すべきところ、徐々に各自治体の意見もくみ上げられ、またそのほか国民の方のご意見でいろいろ改正はされてきておられるところでございます。本来は国がやはりすべきものであろうということで、各市町村が国、県の方へ要望をいたしておるところでございますけれども、町といたしましても先に法施行前ですね、12年4月1日以前の1年前からほぼこのホームヘルプサービスを受けておられる方の中で低所得者といえますか、所得税の非課税世帯の方については3%の負担ということでさせていただいてると、それから今回はその後のですね、同じ低所得者と言うたら失礼ですけども、この所得税の非課税世帯の方についても同じようなやはり取り扱いをすることが公平とか、いろんな観点から当然だということで、私の方、今回遅まきながら補正予算ということでことしの4月からさかのぼって実施をするということで上げさせていただいたものでございます。以上です。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 交通安全施設費の予算でございますが、町内で交通安全対策を図るため町道であって交通停滞や混雑のため危険な箇所につきまして、道路の拡幅は無論のこと、歩道等の設置で安全対策を図るという形で、事業に必要な用地取得費として大字に補助し、あと用地が確保できますれば町の方で工事を受託しまして、受けまして施工するという形で町内全域での道路の交通安全対策として実施していきたいという形のものでございます。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 先ほどの介護保険の補助金の件に関しましてですけど、介護保険の1年間こんでいままでも4月で1年が過ぎたわけですけども、その総額はもう出てるわけでしょうか。利用総額ですね。済みません。

それといままで12年度以前もこのホームヘルパーさんについては3%で行っていきたいということ言われているわけですけども、福祉的な事柄ですと、このホームヘルパーさんのことだけではないというふうに思うわけですけども、その整合性ですね、いまこのホームヘルパーさんだけがいままで3%であったらからもとに3%にするんだということではちょっと説明がつかないんじゃないかなというふうに思うわけですけど。

それといまもう一つ、このホームヘルパーさんだけではなくて所得のいわゆる低所得の方々に対して、ほかの在宅介護の利用しておられる方のすべてを3%にしたときのかかる金額も教えていただきたいなと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 まず1点目は平成12年度の介護保険の事業総額ということでご質問をいただいております。新聞紙上を見ますと大体県平均では77%というようなことも言われております。私の方ではいま70%余りというところで見えておるところでございます。それと総額につきましては、総費用といたしましては約6億1,000万余りと計算をいたしておるところでございます。

それからデイサービスのみじゃなく、ほかの利用されてるサービスについても3%といたしますか、減免措置をとということでございますが、それの方の試算はいたしてはおりません。

それから法施行以前の利用減免をした人数ということでございますが、35名というところでございます。以上です。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 2点だけお聞きしておきます。

まず初めに寄附金の問題ですが、こうした学校教育寄附金について、いわゆる今回のような根元さんの行為において30万、いろいろまたは総務管理費寄附金については平和教育寄附金については沖縄県の上原さんという形でこうした寄附金をいただくわけですが、こうした寄附金をいただくに当たってですね、やはり一つの線引きがあってもいいのではないかと、だれでもかれでもこうした寄附金を出しさえすればですね、こうした予算計上ができるのか、そういうことは一つ考えものではないかと、こうした寄附金真心を受けてこうしたのはこれはこれとしていいですが、これから考えるに当たってあれもこれも、いま葬式において、社会福祉協議会の方にこうした満中陰においてこうした形がですね、あえてこっちの方に振り向けられたときにですね、何でもかんでもこうした図書購入費とか何とか形で使う予算計上されることについては考える余地もあるのではないかと。そうするならばやはり一つのきちっとした規約、規則というものがあってもいいのではないかと、この予算を見る限り思うわけですが、こうした考えを教育委員会また町の総務としてですね、全体としての考えがきちっとあるのかなのか、そして今後これをつくる必要も私はあると思うんですが、町としてはどうなのか、考え方を一つきちっとしておかなかつたら何でもかんでもがこの形で計上してしまうようになるのではないかという危惧を持ちますので、ひとつその点基本的なこと、考えをお願いしたいと思っています。

それから文化財の保護についての与楽寺の収蔵庫周辺整備工事300万、地元の議員として結構なことであります。この設計図を見る限りこの周辺のフェンスとか組むわけですが、

駐車場から入る入口は全くないのではないかと、そうするならばその与楽寺の何というんですか、正門というんですか、そうした与楽寺の中を歩いてそちらの方に行くコースではないかと。そうするならば、こうした文化財というのはやはり人々に、大衆の皆さん、町民の皆さんに公開というのが原則ではないのかと思うならば、一つの寺の境内の中を歩いてこうした見学コースになるのではないかと思います。ですので、このフェンスの設計はどういう考えでこのような形になったのかご説明いただければ。これは地元の意見がこうでしたといえればそれまでですけれども、やはり文化財を大衆の皆さんに見てもらおうという一つの観点からすれば、もうその少し入口等考えてもいいのではないかと。

それから二つ目は、こうした十一面観音立像がこの9月ごろに修理して返ると、返ってくるといように聞いてるわけですが、正確な時期、そしてこの公開方法はどのようにされようとしておるのか、それがわかれば教えていただきたいなと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 今回根元さんと上原さんの寄附金ということで補正予算で計上させていただいたわけですが、現在のところ寄附採納願という書類を一応提出していただきます。この書類によって寄附を受けるかどうかという判断はさせていただいているわけですが、おっしゃるとおり、どの部分でどの基準よっては受ける、受けないとかいう細部にわたっての基準というのはまだ現在持ち合わせておりません。感覚的にと申しますか、一応寄附をされる方の意思等を尊重させていただいて、これは町として受けて役に立たせてもらうべきだという判断の中で寄附を受けてるということで、おっしゃる基準というのを設けるということについては検討させていただきたいと思います。

議 長 助役！

町長職務代理者 寄附につきましては負担付きの寄附とそれから一般寄附とあるわけです。負担付きの寄附というのは、これは当然議会の議決が要るわけですね。この場合はこういうものに使ってくださいと、必ずそれを実行してくださいと、実行できなかった場合は返してくださいということになるわけです。もう一つは一般寄附ということで、一般寄附につきましては議決は要らないわけですし、普通のいわゆる使用目的に沿った状態で、いわゆる予算に上げてそして使わせてもらうと、こういうことになると思います。また基金に積み立てする場合も当然あると思います。それにつきましては、特に細かい決めというのはないと、手続は総務部長言ったとおりですけども、そういうようになっているということです。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 与楽寺の件でございますが、おっしゃるとおり与楽寺がありましてその境内を通過して収蔵庫に行くという計画でございます。いわゆる収蔵庫周辺についてはフェンスで囲んで、そして与楽寺の塀と密着させてフェンスを設置するという計画でございますが、これは前々から地元と協議している中で、管理は広瀬区にお願いすると、いわゆる広瀬区、そして保存会にお願い、広瀬区からは保存会へという話になっているようでございますが、そういうところから入口については、いわゆる与楽寺の門に入ってそして収蔵庫へ行くという足取りになると思います。ただ収蔵庫の公開といいましても館は公開というんか、当然わかるんですが、収蔵庫の中へ収蔵いたします十一面観音立像等につきましては、これは当然案内人がかぎを開けていただいて、そして中へ案内すると、そういうような形でございます。管理面、それから防犯面というところからこういうふうな形で協議していたところでございます。

それから十一面観音立像が町へ返る時期というところでございますが、一応めどとしては9月ということになっておりますが、温度の問題、それから湿度の問題等細部にわたってこれから博物館とも協議し、地元とも協議してこれから詰めていくところでございます。以上です。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 介護保険利用者軽減措置の積算根拠ですね、この124万1,000円の内容について詳細を報告していただきたい。

それから町道緊急安全対策改善事業ですが、説明だけなんですね、いわゆる危険箇所についてですね、歩道の設置で必要な分の土地の取得、大字がする分を補助すると、それはこの中身の問題なんですけれども、制度としてですね、町道にいわゆる大字がお金を出す、こういう制度が財政法等にですね、抵触しないのか、あるいはこの町道をももちろん拡幅することですから町道の一部ということの認識があつてしかるべきでですね、たとえば細街路の助成制度、これは制度としてあるわけなんですけれども、これは市街化の中で道路を新設する場合に村が行う土地については助成する、これはまた別の考え方で成り立つわけなんですけれども、この町道の拡幅というのと、いわゆる細街路の助成制度とをですね、混同されてこの助成金を考えられたということであればですね、これはもう大きな間違いなわけですからですね、本来町道の責任は町がとるべきなんです。なぜ大字に用地買収を任せて85%の助成をする必要があるのか、それは細街の制度の問題とは根本的に違うんだというところの認識をきちんと持っておらないとですね、この問題は成り立たないというように考えるわけで

すけれども、その点についてどういう認識のもとにこの補助金制度ができたのか、これについて再度お聞きしたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 町道の一部の拡幅という形なんですけど、いわゆる地元で用地の協力者の協力を求めるという趣旨で、用地につきましては町の方とあと登記の関係もございますので、売買契約等も締結しやっていくわけですが、やはり人家が密集したり、またそういう観点で制度としては細街路の補助金交付規則と同じようなやり方であるわけなんですけど、緊急安全対策改善事業補助金交付規則というのを定めまして、その中で地元の用地権利者の協力を地元の方でも協力をいただいた中で、あと測量設計工事という形ですべて町の方でやっていく形になっておるわけです。

議長 福祉部長！

福祉部長 今回補正させていただきました老人福祉費の内訳でございます。家事援助の方では単価1,530円の3時間52週の15人ですね。それから身体介護4,020円の4時間52週の10人、それから複合型といまして家事援助と身体介護の両方とも分ですけれども2,780円の4時間の52週、年間ですね、掛ける12、それぞれの7%の費用額を見させていただいておると、こういうところでございます。なおいままで施行前のものも利用させていただいておりますけれども、それを見ましたら大体平均1回について1時間半程度は平均的なご利用の時間帯ということでご参考までに申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長 4番議員！

4番議員 先ほどの町道緊急対策の問題なんですけれども、これはこれでいいんですよ。別にしなきゃならないと、特に寺戸の問題というのは本当に危険な箇所です。町道の管理の責任が問われるぐらいに重要な問題です。事故なども起こってますし絶えず危険と背中合わせの道路になってます。こういうところというのは町道ですから町がしなきゃならないでしょう。何で大字が用地買収するんですか。たとえば細街路の場合はですね、いわゆる新設なんです。で市街化区域という限定はあったわけですね、あれは。だからそういう新設の細街路について大字からの要望があった場合については、その意向を酌んで補助しましょうと、用地買収ですね、あれも用地買収です、工事は町がするわけですから。それはそれでいいんですよ。いま言っているのは町道の拡幅、あるいは町道の危険箇所の改善、こういうところになぜ大字が用地買収に限ったとしても責任を持たなければならないのか、細街路の制度と

全く別なんです、これは。それをなぜその細街路の問題にこだわってこのような補助率を上げたかもしれませんけれども、こだわってこういうような制度をつくるのか、これはおかしいですよ。だから町道の用地買収についても町はこれはやらなきゃならない危険箇所、あるいはまた町道についてもそういうような時期もあるでしょう。この問題について大字がその用地買収するというのはこの制度としても矛盾を抱えた問題になってるんです。これはどういような形の議論の末になったのかですね、非常に町の財政法上から見ても、あるいはいわゆる行政財産のこのような扱いから見てもですね、制度として成り立たない内容だというように思うんですけれども、その点再度質問をしておきたいと思います。だから100%町はしなきゃならない性質のものではないかということなんです。

議 長 町長職務代理者！

町長職務代理者 私の方からお答えさせていただきたいと思います。この問題につきましては理屈は全くおっしゃるとおりかと思えます。しかしながらいままですべて寄附によって賄ってきたわけでございます。そういういままでの経過が一つあります。それと先ほどからもおっしゃっておりますように、新設の場合は補助金で入口の分ということで2割の補助金を出してやってきております。そういうこともあります。したがって、一つは急にすべてそしたらおっしゃるように町でやりますよと、これは当然そうだとは思いますが、そうなりましたらいままでやったものは何だということにもなりますので、当分の間これで行きたいということで我々は大字の方へ説明しているわけです。以上でございますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 総務委員会の方で質問しますので基本的な1点だけお聞きしておきたいと思うんですけれども、介護保険の軽減措置事業費の問題なんですけど、本当に理事者、職員の皆さんの、また住民と力を合わせての大きな運動の中でこのような軽減事業をしていただいたのは大変評価するところなんですけれども、ただこの措置費の予算計上させていただいていますが、4月にさかのぼっても該当者がいないということも聞いているんですけれども、この減免の。そういう点についてはいろいろな経過もありますので、継続されている方は当然いまの法のもとで3%ということで、それが終わればこの事業が非常に生きてくることになろうかとは思いますが、この軽減措置についての周知徹底についてですね、どのように考えておられるのかですね、お聞きしたいと思うんです。

それとですね、周知徹底の問題でいえば、既に実施されています社会福祉法人等による利

用者負担額の減免制度についても十分に利用者、あるいはまたそれに携わっておられる職員さんとか、またヘルパーさんとかいろいろな形で周知徹底が大変できていないのではないかという状況も一方では聞いておりますので、それもあわせてですね、せつかくの制度の活用のための周知徹底をどのようにされていかれる予定なのかお聞かせいただきたいと思います。

あの方にはまた総務委員会で質問をさせていただきたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 今回の制度のPR方法ということでございます。まず該当者につきましては、現在介護認定を受けておられてサービスを利用されておられる方の中で、このホームヘルパーを利用されてる方、これについてはもうデータに入っておりますのでそこから抽出をしてまいりたいと、こういうように思っております。それとまたその方が所得税の非課税世帯であるかどうか、この辺も調査をしてそういう抽出を早急にしたいと思っております。

それからPR方法でございますけれども、町の広報紙にはもちろん掲載はさせていただきます。

それからホームヘルプサービスの利用者ですけれども、それには必ずケアマネジャーがいまいました利用されてる方を抽出したときに、どの方がケアマネジャーとしてその方のサービスの計画を立てておられるかそれがわかります。だからそのケアマネジャーの方に直接お宅さんの中のこの方につきましては減免が受けられますよということでお話を申し上げ手続をするようにさせていただきたいと、かように思っております。

それからもう1点は、軽費老人ホームまた有料老人ホームの事業所につきましても該当してまいりますので、これも抽出は可能でございます。そこにおられる方がそういう該当者であれば事業所の方へ依頼をすると、こういうことのPRを思っております。これで抜ける方はほぼ100%近くないのではないかなと。それからもう一つは転入してこられた場合がございます。これには必ず転入者についてはいまの会館の方へおいでいただくように、窓口等で転入者の方のいろいろお持ちの該当の項目に丸を打っていただくようにしております。だからそれで漏れることはほぼないと思いますので、そういう方法をとりますと該当者につきましては万全であろうと、こういうように思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 13番議員！

13番議員 介護保険料の支払い、あるいは国民健康保険税ですか、こういうのについて常に非課税世帯ですか、については軽減措置、あるいは減免措置があるというようなことでございますねけれどもね、単純でそれでいいんだらうかという疑問があるわけなんです。という

のは所得は非課税、あるいは無申告者もこれここに入っているはずなんですよね。だからそういうのを単純に所得のみでやっていくと、極端に言いましたら同じ屋敷内で世帯分離されておると、息子さんと世帯分離されて本人らのみの世帯でその世帯が非課税であると、息子さんらは所得があるというような状態であったかてこれの適用になるというようなことがあるわけなんです。それと世帯は所得は非課税であるけれども、非常に資産があるという場合にもこういう対象になるというようなところ辺に非常に疑問を感じる、所得のみでこういういろんな減免措置をとるとということには疑問を感じるようなところがあるわけなんですけれども、その辺についてのひとつご見解をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 なるほどおっしゃっていただきます国民健康保険税につきましても、低所得者というとらえ方ですね、その辺でおっしゃっておられることは私の方も十分理解はいたしております。今回のこの介護保険の分につきましては、あくまでも所得税の非課税世帯ということの限定をしておりますので、所得税かかる方ということになりますと住民税では非課税ということはもうね、全然問題外ですし、所得税で非課税であっても住民税で所得割なり均等割額をかかってまいるご家庭の方もございますので、その辺はいろいろ制度との違いというところですか、その辺でひとつご理解をお願い申し上げたいなど、かように思います。また以前からおっしゃっていただいております国民健康保険税等につきましては、今後のいろいろな面での検討の一つの課題であろうと、こういうふうに認識はいたしております。以上でございます。

議 長 15番議員！

15番議員 総務委員ですので委員会で詳しいことはお聞きしたいんですが、そこまでに少し、37ページの先ほどの町道緊急安全対策改善事業補助金、このことですねけども、これ寺戸の地域の方で緊急対策で町が用地買収の85%補助すると、そういう内容ですねけども、これに対して新しい真美ヶ丘地区ではほとんどの道が4メートルでこういう問題のあるところはないと思うんですけども、旧馬見地区、箸尾地区、百済地区とかには何カ所か数カ所あるような気がするんですけども、それがこの辺の緊急対策に対応するのかというのがまだ問題あると思うんですけども、もしか資料として各区からこういうところが危ないところあるんやけどもちょっとようしてもらえないとか、いままでの考え方としてはその区で土地を買収してほしいと、そうしてもらえれば町道にはするというお話でしてんけども、こういう例が出た場合にね、そういう要望があつて特に危ないところかいうときにどう対応されるのか

というのも私きょういまちょっと聞きたいのはそういう要望あったときにどういう対処されるのか。それともしか委員会ではちょっとできましたら、そういう要望があればただ地域としていままではこういうのがなつたです。自分の地域で買収してくれというので要望はしてないけども、そういう要望のことを聞いたことはあるという内容があれば委員会で少しちょっと教えていただきたいなと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 いまの件なんです、委員会で具体的に何します。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。なお議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また先の申し合わせにありましたように、1回目の質問はそのままと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いいたします。

まず坂口君の発言を許します。

12番議員 それではまたもやトップバッターと、こういうようなことで一般質問を行いたいと思います。今回、町長現在不在ということでございます。質問の内容も端的に今回は三つに取りまとめてございます。これはこの三つともですね、すべていろんな地元の方々、あるいはこのようなご要望があるということで、直接いろいろな寄せられてきたご要望の中からまとめたものでございます。

質問1、前回もちょっと取り上げたところがございます。児童育成クラブの学年延長が必要であるかと、この辺については対策を考えたいがどのようなことを、対策は必要であると、それについてはどうか、このような質問でございます。現在西小あるいは真美第二小、新し

い建物もできました。私も時々見学行きます。この場所については学校に引っついており、あるいは建物も非常に大きくなって、中がいろんな道具類とかですね、スペース的にも非常に大きくなっていろいろなことができる、このようなことで非常によかった、このような声が寄せられております。この利用者には非常に好評であるというのが一つ。もう一つ、指導員の方もね、若手の方がですね、おられまして非常に熱意を持って指導してくださる。何もこの部屋の中だけのいろんな習い事じゃなくて、隣に公園もありますのでそこでのですね、屋外での指導、たとえば屋外でもちょっといろいろな遊びとかですね、そういうようなことについても指導員が非常に熱心に見守ってくれると。先ほど非常に心配な小学校の連続無差別のこのような事件があったときではございますが、我が広陵町ですね、教職員をはじめ指導員の皆様方は非常にその建物を離れてもですね、非常に熱意を持ってちゃんと子供たちの行為について指導に当たられている、このようなこともちゃんと私の耳に入っているところでございます。そのようなことで非常にこの育成クラブ、非常に好評でございます。働いてる、働くお母さん方にとっては早く仕事終わって早く見たいと、こういうところもございますがなかなかうまくいかない、このようなとこにとって育成クラブのこれからの役割というものは非常に大きな役割があると私も考えております。

私はまたこの育成クラブ、3年で終わりなんですけど、同時に3年、ことし3月に終わったところなんですから2人の方からですね、その方ずっとお仕事続けられてるんですが、なかなか3年生終わったけどもなかなか年齢的にまだまだちょっと小さい、それから自分でやりなさいといってもなかなか不安であると、何とか学年延長というふうなことのご要望をいただいたところでございます。なかなかこれからは男女平等と申しますと女性もそれなりの働く体制なり、また働く責任なりと、またあるいは女性の方でも非常に地位についてきます、その年齢から非常に責任を持ったことをしなくてはいけないと、そのようなことがございまして、仕事も持ちながらまた子育てもしながらと、忙しい時間をやりくりして皆さん方頑張っているところでございます。幸い時間延長は6時まで延びたと、このようなことで非常にこれも助かっておると、少々お金も高くなったところでございますが、時間延長延びて大変助かっているというふうなことでございます。このいま時間延長も延びて助かってる、あとこの学年延長、これについてももう少し学年延長の対応策を考えてはもらえないやろか、このような大きなご要望でございます。私もそんなん1人や2人でこんなん言うててはなかなか意見がですな、行政には伝わらないよと、私もちょっと少々厳しいことを言うんです、何でもはいはいと言うんじゃなくてですね、多くの方が実際そんなことを望んでるのかと、こういうふ

うなことを私もちょっと聞くんですけどね、そうすると、このたび、じゃひとつ町長とですね、議会議長に嘆願書、お願い書を出そうと、このようなことで署名を集めましたということを持ってこられたと、私はそのようなことも聞いているとでございます。何か昨日ですね、何か三百数十名のですね、署名を集めてですね、ちょっと町の方とですね、議会議長にまずはお願いしたいと、このようなことが出ていると、こんなことも聞いております。現在のところ、聞きますとまずこのニュータウン、どうしても働いている方、大字の方も多いんですけどね、ニュータウンのところも多いんですが、その地区を中心にまず第1回目ということでご要望ということで嘆願書、署名集めをしておりますと。追ってこれから第2回、第3回とこれ集めてですね、行政にお願いしたい、また議会にもお願いしたいというふうな文書が出ております。そこでこの問題についてはもうちょっとほっておくことができません。それで辛抱しなさいとも言うこともできませんので、もうそろそろ何らかのですね、ちょっと方向性を見出して考えていきたい、そのような嘆願書、お願い書ではございますが出てきておりますので、取り組む体制はいかに考えるべきか。このたびの小学校のそういう非常な不幸な事故もありましたのでね、地域で守っていくということの体制も非常に大切なことと思います。この辺についても、その辺の絡みからも何とか取り組み対策はいかがでございましょうか、ついて質問事項1と行いたいと思います。

質問事項2番、新しい会館がやっと完成しました。6月1日もう既に使用しております。私も何回も何回も行っていろいろ業務上とかですね、ご要望をちょっといろいろ行きます。非常に立派なシステム、立派な建物、非常に広いスペース、このようなことでございます。ボランティアルームというのがありますが、ボランティアのグループもですね、このオープン前に一度集まりました。ボランティアルームも1階でちゃんと用意してありますよということですね、早々と場所もちょっと見学もしたということがございます。1階の事務室のですね、隣、1階事務室とよく目立つところにちゃんと部屋が設置しております。こういう非常に場所もよいと、通常こういうボランティアルームなんという大抵一番奥の部屋とかですな、どっかも片隅とか、こういうようなことが多いですが、今回の当町の会館はですね、非常に入ったとこの一番いいところにいまの場所を設定してあると、非常に使いやすいなど、こういうようなことがございます。駐車場もあるし、レストランもあるし、人が集まってミーティングやその後懇談会とか団らんとか、いろいろグループミーティングございます。そういうのも一遍に楽しめる場所であります。公民館集まってもなかなか終わってから食事でもと言うてもですね、また場所を変えなあかんということございまして、なかなか

一度にミーティング、あるいはその後の団らんと、楽しめる場所としてはここは最適であると、このように考えております。問題はですね、いまボランティアというてもだんだんちょっと形態変わってきまして昔は女性ばかりと、こういうことだったんですが大抵が女性でして、いま定年後の男性とか定年前の男性とかですね、その辺でちょっと男性も一度したいなとか、あるいは参加したいなと、こういうふうな流れが出てきております。これはうちの近所の新興地ですけどね、男性についてもこういうこれからの流れとしてはそういうふうな活動に参加する人が増えてくる、これは身近に感じられているところでございます。ところが平日、あの部屋は平日空いているんですが、平日というのはなかなかお勤めですからね、なかなか集まりにくい、休んでまで集まろうということはなかなかしんどい、このようなことであります。そのボランティアのつくようなボランティアのルームについてはですね、これはボランティアのグループ同士で会などつくり、もうそこにかぎを預けるぐらいのですね、自主的にしていただくと、このぐらいの自主運営がですね、必要でないか、行政がああしなさいこうしなさいと言うのではなくてですね、自主的に自分たちでどんどんどんどんやっていくと、かぎぐらいはもう預けると、休みのときでもどんどん使ってくださいと、このような自主運営が必要である、このようなことを考えております。せつかくの建物です。立派な建物ができました。これからいろいろ見学者も増えると思います。どんどんと稼働率を上げていかんともったいないですからね、あの部屋のあの建物だけの管理だけでもすごい金かかりますので、あとはどんどんと稼働率を上げていかないといけない、稼働率を上げてどんどんと使用していかないといけない、そのようなことでございます。何か対策についてはいかがでございましょうか、このような質問でございます。質問事項2番。

3番目でございます。今回、介護保険3%自己負担新制度のPR対策。先ほどから予算のところでちょこちょここと取り上げられてます。非常に大きな成果が得られたと、このように感じているところでございます。介護保険、去年からスタートしたんですが、この介護保険、ことしからも今回新規利用者にも非課税世帯には利用料が3%になりますよと、随分と使いやすくなった。これいままでだと、これから使おうかという10%、1割、ほな1割高いな、ほな使うのちょっと辛抱しようかなとか、なかなか使うのにですね、躊躇していたと、このようなことも耳にするんです。そうじゃないですよと、今回のシステムによるとあなた様は3%でいいですよと、ああこれは安いなと、どんどん使おうかなと、こうふうなですね、利用者が出てくると、このように予想してるところでございます。しかしこの介護保険、12年度、昨年度決算もうじき出てくるんですけど、どことも調べるんですが大幅に使い残して

いると、せんど予算組んだんですけどね、先ほども県下77で広陵町70ですか、大幅に使
い残してしまったと、非常に私この10年間議員してて、その3割も予算余ってしまったと
いうのは今回初めてでしてですね、これはちょっとあれかな、問題があるのかなと、こうい
うふうに考えております。大幅に使って残して黒字になっているのが現状でございます。13
年度はですね、積極的に対策をとりPRに努めたい、なかなかこれ難しいところは、この介
護保険というでも最初使う人は申請せん限りこれ使えないんですね、黙ってては役所使いな
さって絶対言うてきません。申請主義を待つのではなく、積極的にこの3%制度ができた
ということでPRに努めたい、対応策はどんなものが考えられるかということでありませ
う。このPRしてもなかなか広報というでも広報だけでは読むのは大抵お年経つと目も悪くな
ってですね、細かい字なかなか読まれへんと、こういうことよう聞くんです。書類私持っ
ていて、じゃ書いてちょうだいと言うてもこんな見えへんからもう書いてよとかいうのが現
実的な問題です、手も痛いとか言うてですね、なかなか書いて配るだけではなかなか利用者
が増えづらい、そのためにこのケアマネジャーというのが第一線の立場、一番最初その職に
入ってくるのはケアマネジャーです。どんなプランにしますかということ。ケアマネジ
ャーがPRの第一線に立つべきであります。このケアマネジャーの運営一つでですね、この
介護保険、広陵町の介護保険はすばらしいなと、もう皆さん十分に使っていただくと、こ
ういうようなことの立場、要するに左右される、左右できる立場にある職種というのがこの
ケアマネジャーという職種でございます。その人の介護度が決まった、2やら3やら決ま
ったということは、その人にはその枠までの介護が必要な人であるという、このようなこと
で判断を行うんです。ところが現実的にはあなたにはこんだけの介護の枠が必要ですよとい
うにもかかわらずその半分も使っていれば、あるいは3割も使っていない、本人はもっと使いた
いと思うてるんか知りませんが、いやそんなんあんまり使えへん方が何かあたたかもいいんだ
ということばかり言う、言うてるか言わへんか知りませんがね、その人の介護度が決まると
いうことは、その人にはそんだけの介護の時数が必要ですよと、このような判断に立って当
人の介護度が決定されると、このようなことです。またそれ決まったその枠はどのように使
うかというのは、これは利用者本人が決めることでありまして、ケアマネジャーがあれば使え
これ使え、いやこっちしなさいとか施設行きなさいとかそういうもんじゃないんです。利用
者が家で使いたかったら利用者が家で全部使うたらいいんですね。それに対して、いやデイ
に行きなさいとかどどここやと、こういう必要はないんです。すべて利用者、今回の介護保
険というのは利用者本位の、利用者本位で使えるということで介護保険制度と、こういうよ

うなことができております。利用者本位の立場に立つケアマネも必要になってきます。この3%の自己負担制度のPRもあわせて、この利用者本位の立場に立つケアマネの指導は行政にとって必要な指導でございます。この行政のケアマネへの指導についてもちょっといまいし聞いてみたいと思います。以上三つの点でございます。今回はちょっと簡単に三つということにまとめておきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの坂口君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長職務代理者！

町長職務代理者 坂口議員のご質問に対してお答えいたします。

まず質問事項の1番目でございますが、児童育成クラブの学年延長が必要であると、その対策はということでございますが、児童育成クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後にこの施設を利用して適切な遊び及び生活をともにしてその健全な育成を図るため、おおむね10歳未満の児童に対して実施しております。いまのところ3年生までの環境整備に精いっぱいですので、4年生からの学年延長については考えておりません。

ボランティアルーム休日使用に向けての対策をということでございます。さわやかホールの運営につきましては、住民の皆様方に親しまれ、行って楽しい、行って役に立つ会館を目指しております。このためには住民の皆様のご理解やご支援は不可欠なものと考えておりますが、ご質問にありますように、かぎをお預けするようなことは考えておりません。また利用日時につきましては、開館をしたばかりでございますので、その利用実態を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

質問の3番目でございます。介護保険の3%自己負担新制度のPR対策でございますが、広陵町では4月1日にさかのぼって訪問介護利用者負担軽減措置を実施いたします。所得税非課税世帯の低所得者の訪問介護サービスの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

介護保険の予算は3カ年の事業計画に基づいて適正に執行しており、さわやかホールの竣工に伴い、介護サービスの基盤整備の向上とサービス利用の促進によって逐次給付費用も延びていくものと予想しております。保険者として制度を定着させるための今後の課題として、さらなる広報の周知、サービスの質の確保、介護支援専門員に対する支援等は必要不可欠であると認識しており、今年度発足いたしました奈良県市町村介護保険制度推進協議会においても積極的に課題検討と問題解決を図ってまいりたいと考えております。加えて町が設置した居宅介護支援事務所ひまわりも町内事業所の指導的役割を果たしており、引き続き介護支援専門員の質の向上に取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

議 長 はい、12番議員！

12番議員 それでは質問事項の1番から順番に再質問、このようなことでいきたいと思いません。

この1番、職務代理者、この育成クラブの重要度については十分行政においても認識していると、このように私も考えております。行政においてもこの育成クラブというものは非常に大切な、どういうんですか、一つの施設、政策ということにとらえてるなという、このような認識にとらえているところでございます。その問題は、いまのところ10歳までと、このようなことをお聞きしました。いまのところは10歳までの家庭でですね、見られない方のそのような対象ということで10歳までということの回答があったところでございます。いままさしくおっしゃったように家庭で見られない、そのような現実的に働いている、あるいはいろいろという状況でですね、家庭で十分見られない方に対する育成クラブは必要であると、このような認識に立っているところだと思います。そのようなところでですね、このたび多くの町民の方から嘆願書ですか、嘆願書、要するにお願いということで文書が出てきたと聞いております。それは職務代理者をはじめですね、当局見ていただいておりますか。見ていただいておりますか、いや来ました、いやぽっとほってあるというのではちょっと心配なんですよ。そのようにですね、保護者なんですけどね、保護者の方については何とか現在のところは確かに3年生までであります。これは十分に認識しているところなんですわ。ところがそこを十分認識しております。しかし育成クラブの役割というのは非常に大きなものがある、そこを何とか延長ということで一つ一つ急に6年生まで持って行ってくれと、こういうことじゃないんですよ、何とかそこを一つ一つお願いいたしたいということですね、そこはもう少し考慮、考える用意は、いま余裕というね、考える必要があるのではないかと、私はそういうことを考えているところでございます。私この保護者の方にも言うてるんです、ちょっと言うたことがあるんですが、これはなかなか1人、2人ではなかなか大きな力にはならないと、そのような願いがじわじわと住民の多くから出てきた、このような形になればやがては行政をも突き動かすであろう、このように私は大きな思いをですね、伝えたこともございます。早速何か聞くところによりますとそのようなお願い書が出てきたということにも聞いております。その大きな児童の保護者の方のお願いに対して、再度当局としてはですね、これを無視してほってもよいという考えは私はそういうことは非常に乱暴であると、このように考えております。再度ですね、当局この将来的、将来指向、将来指向でいいんですよ、いますぐと言うてるのではないんですよ、やはり将来的にどのようにですね、この保護

者の要望にこたえていくべきなのか、それは行政マンとしてのですね、使命なんですよ、どのようにしてこたえていくべきであろうか、このようになちよつと将来構想で結構ですので、再度答弁を願いたい、これが質問事項1の再質問でございます。

議 長 福祉部長！

福祉部長 お答えを申し上げたいと、かように思います。

嘆願書はいただきました。その中で119世帯の方ですか、353名の方からということでございます。中を見させていただきますと、現在児童育成クラブに通っておられるご家庭については、そのうち13世帯ということであろうと思います。あとの世帯につきましては186ですね、これにつきましては、在籍されてる以外の世帯の方であろうと、こういうふうになちよつと分析はいたしております。

それから助役も当初お答え申し上げましたように、決してしないということじゃないんですね。いまのところは考えておりませんというところで将来はしないということではないんですね。3月議会でも議員さんはじめ他の議員さんからもご質問はいただいたと思います。まず夏休みの時間、早朝からの保育ということですね、現在は9時からですけども、お勤め等なられますのでできたら8時かね、以前ぐらいからということでお聞きもいたしております。それについて、私の方も保護者の方のご意向等も調査をいたしまして検討してまいりたいということでお答えは申し上げたと思います。また私の方近くそういうことも指導員はもちろんですけども聞いておるかどうか、また保護者の方のご意向等もお聞きしまして考えてまいるといふことに思っております。

それからそれ以降のそういうものを先整備いたしまして、それ以降の問題になろうかと思っております。といいますのは、真美第一小学校の方と西小学校には新しい建物を建てていただきまして、定数を25から50ということにさせていただいております。それぞれいま現在入っていただいておりますのは、西小学校で27名、それから真美第一小のもくせいの方では34名ということでございます。定員から申し上げますとまだ若干の余裕はございますけれども、ほかの地域の分につきましては、果たしてそういう年齢を上げましたときに、施設として十分なる保育ができるのかどうかという点もまだまだ疑問でございます。たとえば東幼稚園のところでもお願いしております。また北幼稚園でもお願いもしております。やはりそういう施設の問題、また人の問題等いろいろ先に体制を整えなければなりませんので、それが先ではないだろうかということではばらくお待ちをいただけたらなというように考えております。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 この児童の保護者の方の嘆願書ですけど、これ主に聞いたところによりますと真美ヶ丘ニュータウンのですね、馬見南いわゆる南地区、そこを中心としてですね、集めたと、このようなことを聞いております。ですから聞くところによると、またこれはですね、第二小学校というのは主に北の方ですね、中とか北の方が利用されてるので、いま順次ですね、第2回目を中とか北のいま言うてる利用している方、あるいはもうそこを、一番困っているのはそこを終えられてしまった方の利用者の方ですわ。終えられてしまった方の利用者の方を中心にですね、また第2回目ということで署名集めて持っていきたい、このようなことも聞いております。いまの回答の中にもありました決してしないということではない、なかなかそのようないい回答を得ております。この回答、先ほどでも回答もらいましたけど、他の地区はどうか、このようなことも当然疑問も出てくると思います。私もちょっと他の地区についてもですね、実態としてはどのようなことがあるのだろうかということもしばらく、いましばらく研究したい、このようなことを考えておりますので、この件についてはですね、漸次いろいろなご要望出てくると思いますので、これは何も今回で終わりではございません。将来指向じゃなくて、近い将来においてはやがてはこういうことも必要であるということを考えておりますので、順次いまその嘆願書が出てき次第ですね、よろしくご配慮願いたい、このようなちょっとご要望をつけ加えるとともに、順次問題点については町として要するにきつうしていきたい、このようなことも考えておりますので、その辺はよろしくご協力のほどを願いたい、このようなことで質問第1項を終わりたいと思います。

質問第2項、これについてはですね、確かにその利用の実態というのを見てからですね、いろいろ考えたい、まさしくそれは一番実態に即した要するに利用方法ということになると思います。これについては早速ですね、これはボランティアグループ側のこれからも寄り合いちょこちょこありますのでね、その辺のご意見とか、あるいはこれからのボランティアしたいという方ですね、ご意見とかいろいろ伺いまして、それから新しい方法について前向きに取り組みたい、このように考えております。先ほどの回答でいろいろ実態を見て考えていきたいというような回答をもらっておりますのでですね、これから実態を詳細いろいろ詰めていかなあきませんのでね、その辺もちょっと当局と一致協力してですね、前向きに解決したいと思いますので、2番目の質問はいまの回答で、また次の9月議会にですね、回したいと思います。

3番目の介護保険、これ少々ちょっと私ですね、こだわるところがございます。いままで

介護保険、現実的にしておりますと、利用者のね、まず第1番目の要するに使うのを躊躇する点、第1番目はね、まず費用1割払わないかんというの、それが非常に4割か5割ぐらいの割合やそうですわ。それ3%になるよというところちょっと軽くなったなど、こういうようなことで使おうかというのが一つです。要するになかなか使う方が少ない、使ってもいっぱい使わない方が多いという方のその原因をです、ちょっといろいろ聞いてみたら、まず利用料が1割というと月何万円となっちゃうと、これはどうも痛いということですね、しばらく緊急の必要最小限にしようかと、こういう方が大体半分以上の方がそうでした。2番目がですね、これは不思議ですが、いろいろチラシとか広報とか書いて出すんですが、現実的には年寄りだけの夫婦とか単身者が非常に多いんですね、利用されてる方も多いんですよ、なかなかその方にはPR制度というでもですね、なかなか読んでも理解しにくい、あるいは介護保険というのは何やねんなど、こういうふうなまだ基本的なこともなかなか理解できない人が、理解しづらいというところが非常に多い、このような実感として感じているところがあります。もう一つ、その中身の使い方なんです。介護保険というと何か老人ホーム行ってデイサービスで、これが介護保険かなあという方、あるいは家に来てもうて家事援助ですね、いわゆるご飯つくってもらうたり、ちょっと廊下の掃除してもらうたり、これが介護保険かなというふうな大体そういう認識を持ってる方、非常に多いです。いやそうじゃないんですよ、あなたがたとえば体が、大抵お年寄りだけの場合は体が動けないんですね、そのときにこういうように、たとえば朝来て着替え手伝ってあげますよとかですね、お風呂入れる、おじいさん入れるんやけど、そらばあさんしかさわらせへんやとか、いろいろなこともあるんですけどね、そういうことをしても自分が非常にもたなくなりますよということで、そういうお風呂に入れて、家、自宅ですよ、自宅で風呂に入れるときもお手伝いしますよ、服替える、体ふく、そういうときもちゃんとやりますよ、こういうときも使えますよと、その使えるという事細かなですね、使えるような内容というのがなかなか理解できない、年寄りの人についてはそうなんですけどね、なかなか理解できない、こんなことまでそんなん役所でしてもらうのか、あかんのんかという、何かちょっと反対のようなですな、考えの方も多いんですわ。そうじゃなくて、あなたにはこんだけの介護保険の枠があるということは、こんだけの枠を目いっぱい使わんとね、平和な社会生活ができないですよということであなには介護度ランク何ほど、こういうことは決まってそんだけ分の時数の手伝いが手助けが必要なんですよと、こういうことになっております。現実的にはなかなか目いっぱい使っている人が、これは統計的に見ても出ております、少ないということですね、そこで先ほど

でも質問のとき出て、ひまわりがいろいろなケアマネジャーの指導を行いたいと、このようなことも聞きましたので、具体的には今年度からですね、どのように一番のキーポイントであるケアマネジャーに対する指導とか、ケアマネジャーの教育とか、ケアマネジャーに対する計画ですね、教育、計画あるいは指導というんでしょうか、あるいは懇談会でもいいですからね、そのようなことについてことしの平成13年度からどのようにして取り組んでいくのか、その点について少々お聞きしたいと思います。これが質問事項3の第2回目でございます。

議 長 福祉部長！

福祉部長 3点目の質問はケアマネジャーの指導というそれ1点だけですか。申しわけございません、私の方ね、いまこの13年度のケアマネジャーの指導の具体的なあれについてはちょっと把握はいたしておりません。ただし以前からもお答えを申しておりますように、県の方のいろんな講習会もございますし、また町の方でも事業所のケアマネジャーの方も寄っていただいて研修もしておることはご存じのとおりだと思います。それからまた計画書を立てられてるとき、また立てられた後のいろんなね、介護を受けられる方との間にトラブルはございませんけれども、食い違いとか意見の違いとかね、そういうものについては私の方のひまわりの事業指定受けております職員が指導専門行っておるということをご承知いただいておりますけれども、具体的にいま申し上げましたように、13年度そしたらいつにこういう事業、こういう研修をやってこうこうやるというようなことはちょっといま申しわけございません、手元に持っておりませんので、申しわけないんですけれどもまた後ほどでもお答えはさせていただきたいなと、かように思います。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:37 休憩)

(P.M. 1:20 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に松野君の発言を許します。

5番議員 町長が不在ですけれども、職務代理者頑張って誠実な答弁をお願いしたいと思います。

一般質問を始めます。1、緊急通報システムの拡充なんですけれども、従来はですね、独居老人ということで基準がなっていたわけなんですけれども、ことしになってからでしたか、

おおむね65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者とするということで、利用対象者の拡充が図られているところですが、広陵町においても早速この緊急通報システムの拡充を図っていただきたいというふうに思います。これは今井県会議員とともにですね、部長の方にも要望をしているところでございます。

それから通報先を福祉センター、消防署などを活用して利用しやすくしていただきたいということなんですが、協力員さん2人ということで協力員さんを2人探さなきゃいけないわけなんですけれども、その協力員さんというのはやっぱりかなり親しい人でないと、信頼できる人でないと緊急のときにかぎを壊してでも入ってもらわなきゃいけないような、そういう状況も想定された上でのことですから、この通報先をですね、公的機関の方の活用を重視していただきたいと思います。これは今回大分調べたんですが、ほかの情報ではその福祉センターと夜間は消防署ということで協力員なしでやっていると、対応しているというところもあるというふうには聞いておりますので、どこかということを具体的に把握することはできませんでしたが、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

2番目、障害児の就学後の支援体制の強化をとということなんですけれども、就学前でしたら北幼稚園の方でしたか、で療育教室を開いていただいている大変好評なんです。大きな励み、また支えにも保護者にとってなっているという状況があるんですけれども、学校に上がりますと療育教室には通えなくなるわけなんです。学校の方で障害児学級ということなんですけれども、やはり親と一緒にですね、障害者の方、子供さんを支え合っていく、またトレーニングしていくということは、小学校就学後にも希望されている方がたくさんおられますので、療育教室の拡充という言葉は適切じゃなかったようなこともお聞きしていますが、意図は十分酌んでいただいたと思いますので、この点の充実をお願いしたいと思います。

3番目、バスダイヤの改善、奈良交通へ要望していただきたいということなんですが、理事者、また住民の大きな運動の中で快速急行が五位堂駅にこの3月から停車をすることになりました。本当に喜ばれているんですけれども、快速急行は止まったけどそれに接続するバスがないわけなんです。ですからバスで通って、五位堂まで通っておられる方にとっては半分助かったけれども、後のつながりがないのでということで不十分な状態になっております。せっかく大変喜ばれている快速急行の停車ですから、より一層それが生かされるように広陵町としても奈良交通にバスダイヤの改善を要望していただきますようお願いをしたいと思います。

4 番目、緊急地域雇用特別交付金の活用についてなんですけれども、これは政府の方が30万人の雇用創出を掲げて2,000億円の緊急地域雇用特別交付金、平成11年から13年度の事業で実施しているわけなんですけれども、これについて予算規模が少ないということとか、6カ月雇用の限定、また事業の種目が限定されているという、こういう制約があるんですね。しかし失業者の生活、急場の生活とつなぎ就労ということについては、一定の役割を果たすことを大きく期待されていたわけなんですけれども、これについての使途についてもいろいろな改善の要望が上がっているわけなんです。広陵町において広陵町の特別交付金の使途はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

また、この趣旨を生かした使途に改善をしていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、一層、きょうの新聞にも景気悪化を懸念する記事が出ていたわけなんですけれども、この特別交付金の継続を引き続きやってほしいという強い要望もお聞きしているところでございますが、当然景気が回復しない中では継続していただくのが必要なことだと思いますが、この継続を県とか国の方に町としてもぜひ積極的に働きかけていただきたいなというふうに思っています。

5 番目、入札制度の一層の改善をということなんですけれども、これは去年の11月に入札契約適正化法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が成立し、その後施行令とか適正化指針等が整って4月から実施されているということをお踏まえて一般質問として取り上げさせていただきましたけれども、この適正化法の目的については公共工事に対する国民の信頼の確保と請負業者の健全な発展を図るとしているわけなんです。これを大いにですね、この法律を活用して、広陵町いろいろいままでに問題が多かったわけですから、一層の改善をしていただくのが急務ではないかとこのように思っています。この4点挙げているわけなんですけれども、これはすべてですね、この適正化法に基づいて政府の方が進めている施策の中身ですから、これについてとやかく後退するような話にはならないと思っておりますが、一日も早い改善を目指していただきたいということで、一つ目が業者への指導の強化。2番目、情報公開の拡大。3番目、最低制限価格の設定と公表。4番目、第三者機関としての監視委員会の設置。この4点について早急にですね、改善をお願いしたいと思います。

6 番目の男女共同参画事業の推進なんですけれども、これはこの四半世紀、平等、開発、平和を共通テーマに掲げて世界でも日本でも女性の運動が大きく広がったわけですね。79年の国連女性差別撤廃条約の採択、4回にわたる世界女性会議や去年の国連特別総会、女性2

000年会議の開催などによって男女平等、女性の地位向上は各国政府の共通の課題としていま全世界的に取り組まれるようになってきているわけなんですけれども、それを受けてですね、政府の方も基本計画、去年の12月に出された政府の男女共同参画基本計画の中身なんですけれども、この基本計画は2010年までの基本的方向と2005年までに実施する具体的施策を挙げているわけなんですけれども、こういう事業にのっかってですね、広陵町でも大いに男女共同参画事業を推進していただきたいというふうに思います。広陵町、去年に議決しました第3次広陵町総合計画の中で本当にわずか6行であったわけなんですけれども、この推進事業を盛り込んであるわけなんです、これについてこの1年間具体的にどのような対応をしていただいたのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

7番目の教育の充実についてなんですけれども、いま政府統計の中でも、勉強がよくわかると答えた生徒は、小学校で4人に1人、中学校では21人に1人という大変な状態になっているわけなんです。本当にどの子も勉強がわかりたいという思いを持ちながら系統性を欠いた猛烈な詰め込み、また競争教育の中で多くの子供が勉強についていけないと、こんな状況が報告をされているわけです。そのような中で、いろいろな、去年ですけれども、中教審の答申も出ております。その中教審の答申の中で、定数の枠は変えないで少人数学級を自治体の判断でもいいという項目も盛り込まれておまして、広陵町でも早速この少人数学級を実施していただいていると、一部です、そういうことなんです、この実施の実態について教えていただきたいと思います。

そしていまのことしからスタートしてまだわずかしが経ってないんですけれども、いまの少人数学級で、一部であれ少人数で授業できるということが実現したわけですから大いに評価すべき部分もあろうかと思いますが、そのプラス面と、またですね、これで本当に十分なのかという観点から見ますと、大いに改善しなきゃいけない、こういう問題点もあわせ持っているわけですので。この現状の少人数学級のプラス面と問題点についてもお聞きしておきたいと思います。どのように認識されているかですね。

それから3番目で評議員制度についてなんですけれども、これはもう議会でも質問しまして皆さんもご存じいただいているように、学校の管理規則がことしの4月から改正されて、その中で評議員を置くことができるということも盛り込まれているわけなんです、まだなかなかそんな評議員制度、日本の風土にはなじまないんじゃないかなというふうに思っていたんですけれども、奈良県内でも試験的にやろうという動きも出てきて、予想以上に速いテンポでいま教育改革が進められているなあということを実感しているところですが、

この評議員制度について県内、県レベルね、あるいは町レベルの教育機関、あるいは現場でどのような議論がなされているのかということをお聞きしておきたいと思います。以上です。よろしくお願いたします。

議長 ただいまの松野君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長職務代理者！

町長職務代理者 松野議員のご質問にお答えいたします。

まず質問事項の1番目でございますが、緊急通報システムの拡充をということでございます。緊急通報装置の貸与につきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人に対して実施しておりました。しかしながら、ご質問の件につきましては、住民の方からのご要望は聞いておりませんでした。高齢者のみの世帯、またその家庭の状況によりいつでも相談を受ければ対応してまいりたいと考えております。

緊急通報装置の利用しやすい方法等につきましては、近隣市町村の状況等を調査しております。

質問事項の2番目でございます。障害児の就学後の支援体制の強化をいうことでございますが、在宅心身障害者福祉サービス事業地域療育教室補助要綱に基づき、小学校就学前の幼児とその保護者を対象に療育教室を毎月4回実施しております。また就学後の療育につきましては、学校教育による障害児学級等心理相談員が指導、相談等を行っており、心身の発達等についての心配のある児童は、児童相談所、福祉事務所、民生児童委員等の関係機関と連携を図り対応しているところであります。

質問事項の3番目でございます。バスダイヤ改善について奈良交通へ要望をいうことでございます。本年3月の近鉄ダイヤ改正により、大阪線快速急行が五位堂駅に停車することになったわけでございますが、ご意見のありましたことにつきまして奈良交通へ問い合わせいたしましたところ、朝につきましては停車時刻に合わせたバスのダイヤの改正を、夜9時台につきましては若干の増便を近鉄のダイヤ改正に合わせて行ったということでございます。今後も町民の利便性向上のため、時を見て関係機関へ要望していくとともに情報の提供をお願いしていく所存であります。

質問事項の4番目でございます。緊急地域雇用特別交付金の活用について。その1番でございますが、広陵町の特別交付金の使途はということでございますが、ご質問の使途については五つの事業を行っております。その一つは企画財政課において行っております文書管理目録作成委託事業、二つ目といたしまして総務課で行っております広陵町例規集データベース化及び例規執務システム導入事業、三つ目といたしまして教育委員会の学校教育課で行っ

ております学校ふれあいフレンド事業、四つ目といたしまして保険年金課で行っております老人保健各種福祉医療受給者台帳管理システム導入事業、五つ目が同じく保険年金課で行っております国民年金被保険者台帳等のOCR化作業、これは機械による読み取りでございます。以上の五つの事業を行っております。

それから2番目のご質問にあるこの交付金の趣旨については、当初に県から示された事業概要によりますと、交付金事業の目的は現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた雇用・就業機会の創出を図るための臨時応急の措置となっております。先に挙げました五つの事業についてはその目的に合致したものと認識しております。

3番目の県、国への要望につきましては、その機会があるごとに積極的に要望していきたいと考えております。

質問事項の5番目でございます。入札制度の一層の改善をでございますが、その1番でございますが、業者への指導の強化でございます。入札の適正化につながる事項として、適正化法施行に伴い業者説明会を実施するとともに、現場説明会をやめ仕様書は閲覧方式に変更、それから入札参加者全員の入札金額の公表等を実施しております。入札制度の改善については着実に実施していきたいと考えております。

二つ目の情報公開の拡大でございますが、平成12年度において予定価格の公表を含む入札内容の事前公表及び入札結果の事後公表を実施済みです。本年度において町内業者の格付、工事の発注見通し、指名業者の選定理由等の公表を実施しているところであります。入札に関する必要な事項は公表しております。

それから三つ目の最低制限価格でございますが、入札金額の最低価格を設けることは、町の方針として得策でないと考えており、最低制限価格を設けるつもりはありません。

四つ目の第三者機関としての監視委員会の設置でございますが、入札結果及び契約内容の適正化を審議し、答申する第三者による委員会の設立を予定しておりまして現在検討中であります。

それから質問事項の6番目でございます。男女共同参画事業の推進でございます。第3次総合計画では、男女共同参画社会を21世紀の重要な課題の一つとしてとらえ、基本構想部分の施策の大綱「ひとづくり」で積極的な啓発と男女共同参画社会への社会環境整備を記載しており、基本計画の部分で基本方針と具体的な計画を多くの部分を使って述べています。具体的な施策としては、昨年8月町職員に対して研修会を開催したのをはじめ、本年1月には町独自の12ページミニコミ誌の発行、そして11月には県との共催により男女共同参画

社会セミナーを3日間開催する計画をしています。なお、県と県内16市町村で組織する奈良県市町村男女共同参画推進連絡協議会がこのほど発足し、広陵町も参加して協議会の目的である男女共同参画推進行政の円滑で効果的な施策の推進と発展を図るため取り組んでおります。

質問事項の7番目につきましては教育長さんからお答えいただきます。以上でございます。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 松野議員の質問事項、7番目についてお答えします。

7番目の教育の充実についてということでございますが、そのうちの・番目、少人数学級の実態についてでございますが、少人数学級につきましては、これまでの第6次定数改善のチームティーチングによる指導方法の工夫改善を行ってきた制度に引き続き、第7次定数改善計画の趣旨に沿って少人数授業実現を目指すものであります。平成13年度には東小学校におきましても新たに加配され町内全校で基礎教科を中心に実施しておるところでございます。

次に2番目の現状の少人数学級のプラス面と問題点でございますが、少人数授業の実現においては、基礎基本の定着、自主性、自律性、問題解決能力の一層の育成を目指し、課題や習熟、興味、関心など個々の児童生徒の学習状況を的確に把握して、個々に応じたきめ細かな教育を推進できるものであります。問題点といたしましては、習熟度別学級編制につき子供の実態把握と相互理解が重要であると考えております。今後も学習内容や児童生徒の実態等の課題については、多様な角度から検討し取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の学校評議員制度についてでございますが、町内外及び学校現場におきましては、現段階では話題にはなっておりますが、特に具体的な議論をなされているところは多くないと認識しております。本町におきましては、制度の目的がよりよく達成するための条件整備等を図りつつ、時期を見据えて実施の方向で具体的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 2回目以降の質問に入ります。 5番議員！

5番議員 それでは緊急通報システムなんですが、拡大して対応するという事で少し前進したことになりますが、広陵町が近隣の市町村比と比べると利用がね、非常に低いんです。たとえば當麻町であれば高齢者の方が1,500人程度というふうに聞いているんですけども、利用されている方が92人ということだそうです。河合町では3,600人程度の高齢者で120人の方が利用なさっているということで、これはですね、どこに広陵町が利用が少な

いのか、どういう原因があるのかということをもっと追求していただいでですね、ぜひ多くの方が利用できるように研究をしていただきたいと思います。その中で一つ協力員さんが特にニュータウンの場合は言いにくいと思うんですけども、このときの対応はどのようにしていただいていますかお聞きしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 おっしゃっていただいております緊急通報装置の協力員の件でございます。私の方もまだはつきりとは調べておりませんが、近隣の市町の中でおっしゃっていただいた新庄さん、當麻さんは何かお昼は役場の方へ直接ね、入るといようなことで、夜間には消防署の方へ入るようにしてると、こういうことをお聞きしています。それ以外の近隣2市も合わせましては、私の方と同じような方法をとられているのではないかと、いいますのはご承知いただいておりますように、お2人の方協力いただいております。それでその方が緊急のボタンを電話機に接続しておりますので、それを押されますとまず1番目の協力員に入ると、留守の場合はすぐ続いて2番目の協力員の人の方へそのまま連絡が入ると、万が一そのお2人とも出られないというときは消防署へ入ると、こういうようなあれをしてるわけなんですね。しかしおっしゃるようになかなかやはりお2人の協力員といいますと、その地域によりまして、また現在のこういうね、世代といいますか、中ではね、難しい面もございますので、その辺は検討してね、対応してまいりたい。ただそういたしますと香芝も私の方と同じような方法ということはお聞きしていますので、消防署へ直接入ることになりますと、香芝市さんの方とも協議をいたしまして消防署の方へ香芝と私の方が協力してね、お願いに上がるということでない消防署の方もいかがだと思いますので、その辺のところも検討してまいりたいと、かように思っております。

それからもう1点、近隣町に比べて低いと、確かにおっしゃるとおりでございます。私の方も平成11年度の古い資料ではございますけれども、47名の方がご利用をいただいておりますというところでございます。1点は地域性もあろうかとも思いますし、またその中の世帯構成の部分もあろうかとも思いますし、また私の方のPR不足とかね、あろうかとも思いますので、その辺の原因を至急検討いたしまして、PR等について各種民生児童委員さんなり老人クラブなり、また町の広報なりそういうところでPRに努めてまいりたいと、かように思っております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 緊急通報システムにつきましては、私もまだいま資料も取り寄せ中ということもあ

りますが、ぜひ答弁いただきましたように、あまりにも広陵町の場合は先ほど言い漏らしましたけれども、広陵町の高齢者4,200人程度でしたかね、に対していま利用されている方が34人とお聞いていますので、大変極端にね、比率から見たら少ないということ念頭に止めていただいて改善の努力をお願いしておきたいと思います。

2番目の障害児の就学後の支援体制の強化なんですけれども、障害児学級の方でいろいろな指導もしていただき、また相談システムも一定あるわけでなんですけれども、同じ立場の方が集って励まし合いながら、また子供たちもそういう子供たちの仲間の中で触れ合いながら成長していく場面は大変効果的であり有効であると思いますので、今後ですね、いまボランティアでなさっているということを知っていますので、補助金出さずなり、またご相談いただいてほんのわずかしかな予算要りませんので、ぜひまた実現に向けて検討していただきたいと思います。これについてはもう2番目はそれで結構です。

3番目なんですけれども、バスダイヤの改善なんですけれども、これはね、私の方もすぐ北2丁目にですね、事務所ありますので、支所なんですけれども、ダイヤの改善の見てもらってきたんですけれども、改善されているのは増便になっているのは1本だけなんですけれども、いま9時台ということもおっしゃったと思うんですけれども、夕方、朝と4本程度ずつですかね、四、五本程度ずつ増便なっていますので、やはりせっかく近鉄の方で努力していただいた部分、それを最大限有効に住民の方に活用していただくということはぜひとも必要なものですから、ごく一部の改善でとどまっているわけにはいかないと、住民の皆さんの要望はもう少しそれに見合った形での改善を強く望んでおられますので、ぜひですね、奈良交通の方に至急ですね、要望をお願いしたいと思うんですが、その点について再度お願いしたいと思えます。

議 長 総務部長！

総務部長 近鉄ダイヤに合わせたバスの増便ということになりますと、それぞれ会社が違いますんでそのとおりになかなかいかないとは思いますが、一応町民の方々の利便性はとにかく求めるということが必要でございますので、その辺の増便等については引き続き要望はしていきたいと考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 4番目の方なんですけれども、緊急雇用特別交付金の活用なんですけれども、先ほど答弁ありましたように、県の方でも雇用の拡大の機会としてこの交付金があるということの説明があったということも答弁いただいているわけなんですけれども、いま五つの用途について

報告受けましたけれども、目録の作成委託だとか、データ化していくとかそういう部分については会社への委託になると思うんですね。会社への委託は直接に失業者の雇用にはつながらないのが実態なんです。だからそういう点におきましてもやはり全国的に問題点がいま指摘をされている状況です。ですからそれも6カ月という限定がついていますので、雇用される方も人を探す方も広陵町でもいろいろご努力いただいて何とか教育のふれあいフレンドシップの方の配置できたと思うんですけども、そういう点でいえばこの趣旨を有効にいまこそこれからまだまだ大変景気が不況の方が深刻化されていく見通しの中です、せつかくこの直接行政の方がそういう施策で使えるという交付金ですので、ぜひですね、その点について政府の方には機会あるごとに積極的に要望するという事で答弁していただきましたが、また内容についての改善もあわせてご要望いただきますように、これはお願いにとどめておきたいと思います。

入札制度の改善なんですけれども、これ言葉はちょっと違う、表現違うんですけども、先ほども言われました入札契約適正化法に基づいて項目挙げさせていただいているわけなんですけれども、まず業者への指導の強化、これは不正がわかった場合は公正取引委員会でしたかに通報しなきゃいけないというような部分、あるいは刑事告発などの厳しい制裁が必要だということもいろいろ議論されたり、また指針の中で盛り込まれたりしてるわけなんですけれども、広陵町で今回の議案の中でも補正の専決の方で質問させていただきましたが、4月の臨時議会のときに勤総の備品購入ということで四つの入札案件がありまして、その中とりわけ2階の什器につきましてはヤナギビジネスとカギオカと大気堂が1,000万円前後の要するに定価とほとんど変わらない価格での、予定価格じゃないですよ、定価とほとんど変わらない価格での入札が明らかになりました。そしてそれについて総務委員会の中でもいろいろな委員さんから厳しい意見が出まして、助役の方もこれについてはペナルティを科すとはおっしゃっておられませんでしたけれども、指導とか検討するという事で、その結果がこの6月議会の補正予算の質問の中で答弁となって出てきたんですが、残念ながら指導をされたという形跡が全然ないんですね。だからその指名業者というのか、選定業者から外していくということだけで黙ってとにかく外しといたらいんだということでは改善につながっていかないんですね。何かこれはやはりそういう業者に対してどういうところに問題点があって、こういう対応してもらったら今後困るではないかということで、問題だということできっちりと業者の方に問題点を指摘をして指導していただくのが当然のやり方です。そしてそういうことを蓄積していくことこそがですね、そういう業者の談合らしいそういう部分

についての大きな指導につながっていくわけですから、これは飛ばしてもらったら困るんです。その本会議のときでもですね、賛成の立場で討論された方も金額の格差確かにある、それも委員会でも報告受けましたと、助役さんも言われたように、これからの指導を僕もしっかりと見ていきますということをおっしゃっておられるんです。ですから助役が当然指導していただくということが前提で賛成されているんです、4月のときにですよ。ですからこの点についていまの状態でうやむやにしてもらったら困りますので、こういう足元の部分どのようにしていただけるのかお聞きしたいと思います。

それからそれと同じく関連するんですが、情報公開の拡大ということでいまご答弁いただきましたように、業者の格付だとか、選定理由をですね、公表しているということでした。そしたらこれは4月の入札になりますので、当然このいま言いました業者の選定理由も明確にここでご答弁いただけると思いますので、その理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから最低制限価格の設定なんですけれども、最低制限価格の設定もですね、この法律に基づいて公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中で述べているわけなんです。もう当然ご存じと思うんですけども、主として契約された公共工事の適正な施行の確保に関する事項の中で、現行の低入札価格調査制度及び最低限度額制度を適切に活用するということがダンピングを防止するということが盛り込まれているんですけども、本当に競争入札が激しくなってくるとダンピングが逆にですね、懸念される場合があります。広陵町の今回の入札、今議会に出してもらった入札の結果ですね、資料として出させていただきましたね、これを見ましても多くの部分では大変談合があったんじゃないかと疑われるような状況あるんですけども、この中で二つのものがですね、50何%、60何%で落札してるんですね。公共下水道馬見枝線管渠布設工事、三吉の部分とそれから特定環境保全公共下水道百済枝線管渠布設工事、これがですね、松陵建設というんでしょうか、それと藤田組、それぞれ58.36%、64.40%で落札しているんです。そうすると本当に手抜き工事をしてないかとか、そういう正当な競争が損なわれるおそれが出てくるわけですね。競争は大変好ましいことなんですけれども、あんまりの落札率が低いとそういう懸念もまた出てきますので、最低制限価格は工事の質を一定に担保しておくためにも必要ではないかと思いますが、いま町の方針と合致しないということなんです、その合致しないのはなぜなのかですね、その点についてご説明いただきたいと思います。

それから4番目は検討中ということで、ぜひですね、早急に設置していただきたいと思います。

ます。2回目の質問、以上です。

議 長 町長職務代理者！

町長職務代理者 まず適正化法でございますが、これにつきましては既にご存じのように公共工事の入札に関しての適正化ということで、去年暮れから政府の方で発表されたわけでございますが、これに基づいて我々の方も4月1日から対応してまいっておるわけでございます。しかしおっしゃっておる物品の購入につきましては、工事は11年度からいろいろと研究を重ねてまいってやってきたわけでございますが、物品につきましては同じような内容ではやってきておりません。しかし物品につきましても早急にやりなさいということで指示いたしました関係で急にやったわけでございますが、この点、いま現在になりまして非常に準備不足だったと、これは各課で対応しているわけでございますので、その辺も非常に問題があるということは明らかになってきております。したがって、いま物品につきましては既に管理課で統一してやるように準備を進めております。したがって、その準備が整いましたらすべて管理課で入札事務を一本化するという予定になっておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。先ほどからも指導のことでおっしゃっておりますが、これにつきましては違反行為があれば当然問題でございますけれども、いまのところ私がお答え申し上げましたように、指名から外すということで十分それで相手方もわかっているということでございますので、そのような措置をとっているわけでございます。どれに違反したということはございませんので、もちろん何ら予定価格公表してないわけですから、予定価格より上回ってもこれはいたし方ないと思っております。

それからもう一つの点ですねけれども、最低価格でございますが、これにつきましては最低制限価格を設けないという方針でおるわけでございますが、最低制限価格というのは大体いまの状況でございましたら、70から80%程度のことで設けておられるところが多いわけでございますが、そういうことになりましたら前にもちょっと議員さんの方から指摘ありましたように、それで予定価格になるのと違うかという話もあるわけでございますが、できるという価格であれば当然難しい問題がまた出てくるんじゃないかと思うわけでございます。いま当然それより低い価格で制限価格設けてなかったから当然工事は担保するんですから、自由競争ですから、たともっと低い価格になろうと当然担保して工事をやっていただくという思いでおりますので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。そういうことでもしどっかで事故が起きましたらそれはそれでまた今後考えていきたいと、いままだ何回も申し上げておりますように、いろいろ試行錯誤を重ねてよりよいものをつくっていくという段階

でございますので、その過程におきましていろんなことがあるだろうと思いますが、それはそれで次のステップになっていくと私はそういうふうに思っておりますので、今後とも改善のための努力は常に怠らないでやっていきたいと、かように思う次第でございますのでよろしく申し上げます。

議長 はい、5番議員！

5番議員 物品の購入だからということではいま指名から外すだけで十分だということだったんですけども、これは先の4月議会のときに十分に議論した内容を繰り返していただいているにすぎないのではないのでしょうか。幾ら物品の購入とはいえですね、あまりにもですね、価格の差が開き過ぎているんです、倍以上開いているんですよ。もう繰り返さなくてもご存じいただいていると思いますけれども、四百何万でしたかね、落札の価格が429万8,000円で、それで一番高い大気堂は1,104万6,600円という入札価格になっているわけなんですね。こんなとんでもない差が開くということは常識として考えられない、あんまりにもだからそういう点については不誠実だということを指摘をし、またほかの委員さんもその点を問題として取り上げられて、それで4月の賛成討論の中でも指導を見守りたいということで指導されることを期待されていたんです。これは物品だからとか、工事だからとかそういうレベルの問題を話しているのではなくして常識の話として議論をさせていただいて、その上で助役が4月の臨時議会でそういう答弁されたんですから、これはお約束守っていただくのは当然だと思うんです。再度その点についてですね、納得がいかない対応、答弁ですので、そういう総務委員会、また本会議での賛成者の討論も含めてですね、再度ご答弁を助役の方でお願いしたいと思います。

それから最低制限価格のことなんですが、この政府の先ほど言いました指針にも、いわゆるダンピング受注は建設業の健全な発達を阻害するとともに特に工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことからこのような最低制限価格を設けることを必要としているわけなんですね。そういう点を政府の方も懸念しているわけなんです。当然町の方としても懸念することになるのではないのでしょうか。今回特にですね、先ほど言いましたような2件につきましては、いま助役もおっしゃったように、一般的には70から80で最低の価格ですね、制限価格、大体15%下げたら最低制限価格ということで85%程度というふうに言われている場合もあるんですけども、その辺はいろいろ差がありますので何とも言えないわけなんですけれども、工事の内容によっても幅が出てくるでしょうし、ですからそういう点踏まえてですね、やっぱり最低制限価格は設置して

いって、本当に信頼できる工事、そして適正な競争を誘うということが重要ではないでしょうか。その点について再度お聞きしたいと思います。

そして適正な入札が行われればですね、今回3月から5月まで12、13年度の報告書を資料としていただきましたけれども、たとえばですね、これ99.39%とか99.36%とか、95%を超える落札がこの30件の入札物件の中に24件、80%が95%以上で落札しているんです。共産党の瀬古国会議員なんですけれども、ダムの公共工事につきまして落札率95%以上について10件ちょっと具体的に資料を出して扇千景国土交通相に質問いたしましたところ、その扇国土交通相は、談合や丸投げを禁止するため全会一致で通した法律には情報公開を義務づけており、談合の疑いがあったら公取に通知義務があるとしているから、これがすべて談合なのか、どれが丸投げに値するのか、この表を、出した表を精査すると、そういう調査を約束しているんですね。でしたらね、この基準からいけばですよ、この30件のうちの24件については助役、談合がなかったのか、丸投げがなかったのかですね、精査していただく必要があります。その点についてどのようにお考えいただいているかお答え願いたいと思います。

それからですね、もしこれがですね、適正な入札が行われてですね、最低85%ぐらいとした場合に落札したと、健全な競争の中で大体進んでいるところでは85%、80%で落札しているところあるんですけども、自治体、詳しく時間ありませんから言いませんが、そういうところについて計算しましたら、こんだけのわずか30件の中で何と税抜きで2,429万6,000円が契約できるんです。ですから適正な競争と適正な入札制度はどうしても財政にとっても必要だということを認識していただきたい、再度お願いします。

議 長 町長職務代理者！

町長職務代理者 議論がかみ合わないということになりますが、いまの入札に関しましては、我々としては精いっぱいやっておるわけでございます。改善に改善を重ねてやってきたというふうには自負しておるわけでございますが、ただいまおっしゃっているようなそのいわゆる落札価格につきましては、なかなか我々としてもどこがどうでどうだということとはなかなか申し上げにくいと、もし本当にぐんと落ちるようなそういう方法があるんやったら私の方が教えていただきたいと、また研究させていただきたいと、かように思うわけでございます。

それから最低価格でございますが、いままでのところそういう何と申しますか、特にそういう工事ができなかったというようなことはないわけでございますが、いまのところ先ほどからも申し上げておりますように、価格は最低制限価格は設けないでやっていきたいと、こ

これはあくまでも先ほどから申し上げておりますように、改善する必要があったら改善していくというふうにお答えさせていただきたいと思います。

それから議会の答弁のことをおっしゃっておりますが、改善方法といたしまして私は当初からそのように思っておったわけでございますので、入札から省くことが一番適切だと私自身は思っておりますのでそのようにお答えさせてもらっているわけでございます。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 時間がありませんので簡単に次のところは済ませたいと思いますが、これは実態の方を指摘しておきたいと思うんですけれども、まずこの女性参画事業の方なんですけれども、男女共同参画事業なんです、政策・方針決定過程の女性の参画の拡大ということは大きな柱の一つなんです、これは審議会とか委員会の方で女性がどれだけ参加をし、意思決定に参加するかということなんですけれども、広陵町のこれ全部ちょっと基準がわかりませんので十分調べられなかったわけなんです、特別職の方の中だけで見ますと、大体委員構成として女性が19.42%、委員数ですね、それから審議会の数でいえば63.6%、37%ぐらいは女性の入らない審議会、委員会となっていると状況です。そういう中でですね、奈良県では計画義務づけられているわけですが、策定して17年度までには30%に委員数ですね、女性の委員数30%までに高めるという計画を持っております。広陵町でもぜひですね、具体的な数字を持って委員さんを、女性の参加を推進していただきたいというふうに思います。

それから職員さんの管理職なんですけれども、広陵町の場合300人、3役含む300人なんです、の職員総数の中での男性の職員さん147人、女性153人なんです、この中で女性は21人が期限付きの採用、そして正規の採用の中の132人のうち管理職、課長補佐級以上が10人、10人のうち大部分が幼稚園、保育園の管理職ということになっております。それを実数を把握していただいただけで本当に男女雇用均等になっているかどうかという部分については、到底なっていると言いがたい状況でございますので、この点についても今後ですね、十分研究していただいてですね、本当に意欲は持って女性が管理職の方にも意欲的に仕事をしていくということになるような方策を考えていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、これは次の質問のときに譲りまして、最後、教育委員会の方なんですけれども、教育委員会の方でいきましたら、少人数学級についていろいろあるんですけれども、プラス面、マイナス面の部分で基礎基本と、それから自立、関心等の評価の間

題ありましたけれども、やはり基礎学力をつけるということが一番大事なことで、新学力観の自立だとか関心だとか、そういう部分に興味、関心などについての物差しだけでしていくと大変評価が難しい、混乱をするということになります、その点についてどのように思っておられるのか。

またですね、いろいろな教育改革が進められてきているわけなんです、これからもどんどん加速度的に教育改革行われると思いますが、それについてですね、評議員制度についてもですが、やはりPTAの方だとか保護者の方あるいは地域の方に、いまこういうふうに広陵町は教育を変えていくんですよと事前に説明をしたり、少人数学級についても保護者ほとんど知らないです。そういう情報を提供した説明をしていく、また評議員制度についてもそういう地域の皆さんの意見をどんどん聞きながら制度をつくっていくということにしていかなないと、ますます教育が住民から外れていってしまうと問題が拡大していくということになりますので、その点についてだけお答え願いたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 先ほど、決して少人数学級で自主性、自律性云々ということを中心に行っているということではございません。基礎基本の定着、それから自主性、自律性、問題解決能力のより一層の成長を目指してということでございますので、前の一番最初に大事なことを申し上げたつもりでございます。

それからいろいろなことについてPTA云々ということであったわけですがけれども、この評議員制度というのもやはり地域の住民の方々の意見を学校運営に反映させるための評議員制度でございます。校長のこれは校長がその評議員に対して意見を求めるという制度でございます。だから評議員会制度ではないわけで評議員制度で、会と委員制度との大きな違いがあるというように理解しておりますし、校長の責任と権限の持てる範囲において、その議員さんの意見を聞くと、だから評議員さんは校長の求めに応じて意見を述べるということでございます。なるほど議員さんおっしゃ……。 (5番議員「この前の、制度導入前にね、もっといろいろ住民の意見を聞いてあの制度を導入していくべきではないかと、住民合意でもってね、その点をお聞き……。」) 住民合意も大事だと思うんですけれども、これを具体的に導入する段階までの手前でそういうことは保護者の方にも説明しPRしてまいりたいと思っております。その時点においてしてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

次に片岡君の発言を許します。

3 番議員 それでは一般質問させていただきます。

まず第1番に新しいごみ処理施設の建設のことについてでございますけれども、6年前から広陵町はごみの新処理施設、特に可燃ごみの処理施設ということで古寺と定めて、町長は命がけでやるということで議会の中でもいろいろ答弁されてきたわけでございます。またごみ対策室の皆さん方はその方針のもとに動いてくださっているというふうに理解をしておりました。ところが突然先日の5月の15日の全員協議会において、古寺との話し合いを一部凍結し、新しい候補地として百済へ話し合いを進めているのだというふうな報告がなされたわけです。こういう突然、本当に突然だというふうに思うわけですが、どういう経緯のもとにこのような変更が出されてきたのか、その説明をまずお伺いしたいというふうに思います。

そして新処理施設の処理方法なんですけれども、この選択につきましては、ごみ減量等審議会の設置のときにもこちらの方も私の方でも質問させていただいたわけですが、そのときの答弁としましては、場所については一定の制約があるので、なかなかその中では審議ができないけれども、処理方法については審議の内容であるというふうに答弁をされてきたわけです。ところが先日のごみ減量化等の審議会の報告の中で、いまの委員さんは適切ではないということで処理方法の内容については審議がされなかったという説明を受けたわけですね、これはどういうふうな形でこういうふうに変ってきたのか、そのところをまず一つお伺いしたいというふうに思います。

そして今回の特に審議会の中で審議がされなかったわけですから、一日も早く本当に前から主張しておりますように、住民の皆さんが推薦する専門家やまた意欲や知識のある住民の方々も幅広く参加できる審議会を早急につくって検討すべきではないか、このように思うわけでございます。

2番目に道路の沿道と住宅地の騒音値の公表をしてほしいということでございます。これは町内の主要道路と住宅地の騒音の測定というのか、数値がどのようになっているのかがはっきりわからない、昨年騒音測定の実施主体が市町村に移ったわけです。それまでは県が主体に場所も決めてやってきたわけですが、それが昨年市町村に移りました。当然移った段階でやはり町はこの測定を行っているというふうに思うわけですが、その数値を出していただきたい。また今後の測定の予定はどうなっているのか。また平成9年の10月に県の方では一定の場所で行ったわけですが、このときには広陵町の中ではほとんど住宅地の中、また商業地もありましたけれども、住宅地の中で行っておられるわけ

ですね。だから沿道というのがどういうふうな地点で行われてきたのかもわかりませんので、新たに早急に測定を行っていただきたいし、されていたのであればその地点とその数値もきちっと明確にしていきたいというふうに思います。

それとごみ減量化の具体的取り組みなんですけれども、いま有料化ということでごみの推進の協議会の中ではごみ減量化についての話し合いがいろいろされたというふうにお聞きしているわけですが、ところがこの審議会の中では、まず初めに有料化の話から始まって、ごみ袋はどのようにしましょうか、これは白がいいでしょうか透明がいいでしょうかというところから話が始まってきたと、また審議会のせつかくいろいろと減量化に対して意欲を持ってくださって参加して下さった審議会の委員の皆さんが、初めから有料化を審議するところだったのかというふうに非常に驚いておられたということが耳に入っております。この有料化につきましては、昨年6月にごみ問題についての、6月ですね、アンケートを町の方がされているわけですが、そのときに70%近くの方が不法投棄の増加など非常に明確な理由を挙げて反対しておられるわけです。町はその内容を本当に真摯に受け止めて、まず有料化ありきというふうな事柄ではなくて、本当に減量を進めるためにはどうするのかということをごきちんと審議をすべきであり、またその審議内容につきましては今月もされるということですし、また来月も予定されておりますので公開にしていきたい。

また有料化をいろいろ全国的には35%ぐらいの自治体で有料化が進められているというふうにもお聞きしているわけですが、その進められたところでのごみの収集量はどのような推移を示しているのか。これは一般的には有料化がなったときには一時的には減るけれども、またそれには一定期間が過ぎれば戻っていくということが一般的に言われておりますので、したときの数値ではなくって一定期間過ぎたときの数値もあわせて教えていただきたいなというふうに思います。

そしてこの経費なんですけれども、いま有料化を取り組まれている中で、いろいろな経費が審議会の中でも出されてきていると思うんです。その中でごみ袋に対しての経費であるとか、それから先日の広報紙の中で不法投棄といいますか、ごみがそこらじゅうに捨てられている数が非常に多くなってきたんだということで、広報の中でも皆さんに啓蒙がされてたわけなんですけれども、やはり有料化になってきますといろんな形でのパトロールとか監視体制とか、そういったことも必要だと思いますので、そういうことに対しての経費はどのように見ておられるのかということもあわせてお聞きしたいなというふうに思います。

それと広陵町のいまのエンゼルプランなんですけれども、少子化の問題を考えていく上で男

女共同参画、あるいは家庭と仕事の両立をいかに支えていくかということがもう本当に必要なわけですが、その中で保育所の果たす役割というのは核家族化した今日では非常に決定的に重要だというふうに思います。そしてお母さん方の労働条件が男性並みに厳しくなってくる中で、保育所で子供たちが過ごす時間が非常に長くなってきて、保育所での施設とか保育士さんの充実をさせてやっぱり豊かな保育にしていく責任というのは、お父さんやお母さん方だけではなくって行政の責任でもある、このように思うわけです。

保育所の中でいま給食の民間委託がされているところがあるわけですが、やはりつくる人の顔が見えないということでお母さん方の不安も随分あるというふうにもお聞きしております。町としてはそれをどのような形でチェックをされているのかということもお聞きしておきたいと思います。

また園では財政的な問題でやむを得ず給食を民間委託にしたのだと言われていてもお聞きしているわけですが、財政的な問題は各保育所とも人件費が60%を占める中で補助金の削減は非常に厳しいということでも言われております。町はこの実情をどのように把握しておられるのかお聞きしておきたいと思います。

また駅前保育所等にあるように、いま五位堂の駅前なんかでもファーストフード店の2階に駅前保育所がありまして、非常に園庭も何もないような状態の中で保育がされているという実情があるわけです。そういうふうな1人当たりの面積が非常に狭くなってきたそういう規制が緩和されたことが子供に対しては本当に非常に厳しい状態になってきているわけですが、床面積がまだほかのところ、この広陵町の方では非常にまだ条件的にはいいのかなと思うんですが、ほかのところでは廊下やとか、ひどいところでは屋上なんかにも基礎面積に組み入れた中で保育の人数が決められているというふうなことも報告では聞いているところもありますので、広陵町での園児1人当たりの面積はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。以上です。第1回目の質問終わります。

議 長 ただいまの片岡君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長職務代理者！

町長職務代理者 片岡議員のご質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず質問事項の1番目でございます。新しいごみ処理施設の建設は住民合意を前提にということでございます。ご承知のとおり、これまで古寺地区を候補地と考え交渉をお願いしてまいりましたが、いまだよい方向へは進んでおりません。裁判所からの和解を受諾したことから平成17年6月という期限の遵守のため、他の地区も視野に入れ鋭意努力すべきとの判断で百済地区にお願いのあいさつに出向いたというのが実情です。7月1日執行の町長選挙

において新町長が決まりましたら、これまでの経緯も踏まえ今後の進め方を協議の上、できるだけ迅速な対応を考えておりますのでどうぞよろしくご理解願いたいと存じます。

次に新処理方法につきましては、地元地域の希望を基本に進めるべきかと考えております。

質問事項の2番目でございますが、道路沿道と住宅地の騒音数値の公表でございます。騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める基準では、幹線交通を担う道路に近接する空間については、昼間75デシベル以下、夜間70デシベル以下の要請限度を定めています。最新の騒音数値ということではありますが、平成12年度奈良県において広谷秋廻り線で測定されました。この数値につきましては近々報告がありますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。なお本年2月に真美ヶ丘地区内の幹線道路5カ所において住宅都市整備公団が測定した結果が出ておりますが、それによりますと昼間で70、72デシベル、夜間で63、68デシベルとなっており、騒音規制法で定める限度以下となっております。

今後の測定予定ということですが、県とも協議しながら必要に応じて進めてまいりたいと考えております。公害防止条例の策定については、今のところ考えておりません。

質問事項の3番目でございます。ごみの減量化への具体的取り組みと有料化についてでございますが、まず初めに、議員はご承知いただいているとは存じますが、ごみ減量等推進審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議していただくため設置されたものであり、審議会の組織及び運営については広陵町ごみ減量等推進審議会条例に規定されております。さて町長から平成12年11月29日に収集計画、ごみ減量化計画達成方策について審議会に諮問し、現在まで7回開催されました。収集計画の中に指定袋の導入とごみ処理手数料の有料化が含まれており、ごみ袋の指定袋制やごみ処理手数料の全量有料制導入についてごみ減量の必要性、減量効果や財政面の効果について住民理解を十分得ることを前提として意見がある程度集約され、次回に答申案が審議される予定であります。

さてご質問の1点目、アンケート結果は70%近くの方が反対で、反対理由の38%は不法投棄の可能性があるからとなっているのは事実ではありますが、その結果についてはもちろん真摯に受け止めております。

ご質問の2点目、審議会を公開すべきであるとのことですが、住民、事業者、学識者、それぞれの立場で自由に意見を出し合っていただくべきであり、審議経過中における公開は考えておりません。答申が出されれば審議会の議事録等を公開することとなっております。

3点目の有料化実施団体のその後のごみ収集量の推移であります、和歌山県白浜町、これは30円全量有料制記名式でございます。それでは30%を超える減量が持続されております。北海道伊達市であります60円全量有料制、20%から30%の減量が10年近く持続しています。その他の団体でも有料制を導入されている団体において、金額等により差があるものの全量有料制においては減量効果や持続性が高くなっているようです。

4点目の経費であります、指定袋を作成する経費、運送料や販売委託料が必要となりますが、袋を作成する費用は年間約3,500万円と見積もっております。

質問事項の4番目でございます。広陵町の新エンゼルプランの取り組みでございますが、まず産休明けの保育の受入体制でございますが、現在産休明けの保育については、保育ニーズの多様化に伴い、馬見芳・、広陵西、真美北の3園で受入体制を整え実施しているところでございます。

二つ目の保育所給食の民間委託でございますが、民間施設の給食委託につきましては、給食の安全、衛生や栄養等の質の確保が図られているかどうか県と連携して対応しているところでございます。

三つ目の各保育所での園児1人当たりの面積が規制緩和されたということでございますが、各保育園の園児1人当たりの面積は、現在のところ国の定める基準に適合し、適切な保育を実施しているところでございます。これは広陵町においてでございます。以上で答弁を終わらせていただきます。

議 長 2回目以降の質問を受けます。 3番議員！

3番議員 そしたら第1番の2回目の質問に移らせていただきます。

いままで新処理施設の場所については古寺以外には全く考えていないとずっと答弁を繰り返されてきたわけです。それを議会に本当に一言の相談もなくいきなり全員協議会でその結果報告のような形で話が出されたということは本当に議会軽視も甚だしいのではないかと思います。町長が独自で行ったというふうな話ではないと思うんですけども、行政として住民から本当に信頼されるという姿勢がこういうやり方の中には全く見られない、このような水面下での話し合いというのは本当に今後やめていただきたい、きちんと議会とか住民の皆さんに対してですね、経緯などを本当に明らかにしていくべきあるし、またそのルールづくりをきちんと考えていただきたいというふうに思います。

それと新処理施設の処理方法の中なんですけども、いままでは先ほど住民の地元の地域の皆さんの希望を考えていくのだというふうに言われたわけですけども、本当にいま日進月

歩で処理の内容というんですか、技術は非常に上がってきているわけですね。この中で本当にそういう専門的な学者の方だとか、それからまたそういうことをきちんと把握しておられるやはり住民の皆さんのご意見もきちんとお聞きしていくことが本当に必要だし、今後それは決めた内容につきましているような疑惑を持たれたりとかすることなく、町民自身の皆さんのご理解をきちんと得ていく道だというふうに思うわけです。ずっといままで、いまはもう地元のということでRDFという話が出てなかったわけですが、RDFということです。ずっといままでは町の方は固形化燃料をということで推し進められてきたわけですが、これについてもいろんな疑問とか、反対の声もいままでの古寺の住民の皆さんの中では出ていたというふうにお聞きしているわけです。今度のはまだ百済の皆さんの方ではそういうふうな具体的な話し合いまではまだ進んではいないだろうというふうには思うわけですが、やはり非常な疑問があることにつきましては、皆さんの疑問を解消していく、そして本当に今後の処理としてはどの方がいいのかということをしていろんな資料を明らかにして、皆さんの中でお諮りしていくということが必要だと思います。またそれにつきましては、アンケートなり、また審議会の中に内容とかインターネットとかいろんな事柄もあるわけですから、大いに活用していただいて、その内容につきましては、ただ地元と町とが話し合っただけで決めるんだというふうな事柄ではなく、非常に大きなお金がこれは町民の税金が動くわけですから、町民全体の問題だということでの位置づけというのは、はっきりしていただかないことにはやはり減量化の問題とか、ごみの問題とも結びついてきませんので、きちんとそここのところにつきましては、住民の皆さんに理解していただけるような方策をとっていただきたいと思いますが、そのルールづくりというのはどのようにお考えなのかお答えしたいと思います。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 最初の2回目のご質問の中で、新しいごみ処理場につきましては一つのルールづくりといいますか、急な方向の転換というのはおかしいじゃないかと、こういうようなご質問でございますが、前林田町長の方針といたしまして、全町を候補地として考えたいと、こういう発想の転換といいますか、思いがございましたので、全町的な意味で百済地区もその一つとしてお願いに行くと、こういう経過でございます。

それから処理方法の件につきましてはでございますが、現在大きく分けましてごみの処理方法につきましては三つございます。一つは現在の処理場、清掃工場で行っておりますいわゆる焼却方式でございます。それからもう一つは、いわゆるガス化溶融炉施設でございます。

これは非常に高い高温でごみを溶かしてしまうと、燃やすというよりも溶かすというような感じでございます。それからもう一つは、現在広陵町が言ってまいりましたごみ固形化燃料施設、RDF方式でございます。いずれも長所とする点もございますし、また短所とする点もあるわけでございますが、いずれ候補地が絞られてくるという段階にもなるかと思いますが、議会の方へも十分にこれらの施設の処理方法については、今後相談をしてみたいと、こういうように思っております。ただ現在の段階では、まだこれにつきましていろいろ議論する段階ではないというふうに思っております。とりあえず新しい候補地の選定をまず進めていきたいと、また地元の意向をも十分に配慮した処理方式をとっていきたいと、こういうように思っておりますのでひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 先ほどの話では、ただ単に古寺との話し合いというのが非常に暗礁に乗り上げてしまったので、その代案じゃないですけど百済という形で非常に安易な話のように聞こえるわけです。そのようなことではないだろうと思うんですけども、なぜいままで古寺ということですと6年間話し合いをされてきて、なぜ古寺がよかったのか、そういう条件的なものなのか、地理的な条件とか、その他の条件もいろいろあったんだろうというふうに思うわけです。それをなぜ凍結ということになったのか、ほんでまた今度はなぜ百済がいいということになったのか、本当にただ単にあっちがだめだったから話がちょっとなかなか進まないんで次のところに行きますよというふうな話では、どこに持っていっても住民の皆さんが納得していただけるような話にはならないことは本当に当然なことだと思うんです。やはりこれをやっぱり皆さんに納得していただく、皆さんがあそこならばということで論議の中に皆さんが加わっていただくということには、やはりきちっとオープンにしてそういういろんな場所を決めるためのルールというのを今後広陵町として構築していく必要があるのではないかとこのように、これは清掃センターだけの話じゃございませんで、いろんなこれから公共施設がまた考えていく場合に、どういうふうなことでやっていくのかということもあるだろうというふうに思うんですけども、やはり土地の問題については、いきなり降ってわいたような話ではなくって、きちんと住民の皆さんの声を聞くようなルールづくりをきちんとこれ今後していただきたいというふうに思います。これはこれからの検討だというふうに思いますので、次のところに移らせていただきます。

次の騒音の問題なんですけども、先ほども12年度でされてるというふうにお聞きしているわけなんですけども、中和幹線のところで先ほどお答えをいただいたわけなんですけども、これ

中和幹線そのものということになるのか、沿道の住宅地ということになってくるとずっとまた数値が変わってくるだろうなというふうに思うわけですがけれども、先ほどは道路の2車線を有する幹線道路という形での70ですね、ということでの数値だと、基準の数値だというふうに思うんですけども、いまこの平成9年の10月に県の方で行っておられる中ではですね、この広陵町の中でもいろいろ4点ほどしてくださってるわけですね、県の方が。その中ではですね、ほとんど住宅地の中ということで、規制値の方につきましても一般住宅の中という規制値ですね、昼間50で夜間40という規制値の中で基準が定められてるわけですがけれども、いま言われた中では、もうきちっと幹線道路ということでしたというふうに思うわけですが、これはあとの住宅地の中というのとはされてないのかなのか。それから今後の幹線の中でもですね、これは真美ヶ丘6丁目ということでこれは隣の香芝市だったわけですが、多分これは柳板大谷線だろうなというふうに思うんですけども、基準を、このときには基準を大幅に上回っているわけですね。これはちなみに朝は45デシベルだということで県の方の基準値が示されているわけですが、それに対しまして70デシベル、お昼の50デシベルに対して59デシベル、夕方の45デシベルに対して67デシベル、それから夜ですね、夜の40デシベルに対して60デシベルというふうになっているわけです。この数値を見ますと、いろんな広陵町の主要な道路はほかのところはどうなっているのかなというふうに思ってお聞きしたわけですが、またこの中和幹線だけではなくて、そのほかにも幹線道路はたくさんあるわけですから、今後どのような規制というのか、まず規制を、いま先ほどは公害防止条例などはいまのところは検討されていないということでお聞きしたわけですが、まず数値を明らかにしていただくことが今後どのように広陵町で公害の問題や騒音の問題を考えていくのかということの基準になると思いますので、早急に測定をお願いしたいなというふうに思います。これにつきまして、いま県の方と話し合いということなんですけれども、こちら実施自体、実施は市町村の方に移ってきているというふうに理解しておりますので、町の方の体制としてお聞きしたいと思います。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 先ほど助役の方から答弁申しあげました調査地点5カ所と申しますのは、上田部奥鳥井線、それから大谷奥鳥井線が2カ所、広谷秋廻り線1カ所、中和幹線1カ所ということで、その中で一番昼間の高いのが72デシベル、昼間で一番低いのが70デシベルということでご報告を申しあげました。

それから住宅地の基準につきましては、確かにおっしゃるとおり40デシベルから昼間が

50で夜間が40ということになっております。広陵町も12年度に住宅地の測定も12年11月に実施をいたしております。これは場所は馬見北2丁目4番というところと大垣内、萱野というところでございます。これはいずれも先ほど申しあげました住宅地の基準値内でおさまっております。主要道路の騒音測定につきましては、特に中和幹線については県とも相談をしております、県が測定をしてもらえるように聞いております。今後町としても独自に幹線道路、住宅地を含めて測定すべきではないかというふうに考えております。今後県とも協議を進めたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 いま先ほどから言われてる幹線という形での基準というんですか、なんですけれども、いままでは平成9年に県の方が出されてきた中で、この平成9年の9月ですかね、10月に行われているわけですね、広陵町の方なんかではね。いま今度の新たな分につきましてはまだそういう数値が来ておりませんので、一応このときの資料をもとにお話をさせていただいてるわけですが、このときの環境基準といいますのは、きちんと住宅地の中での、住宅地ということでの環境基準の数値が出されているわけですね。朝が45とか、お昼が50とか、夕方45、夜が40というふうなこの数値というのは、A地域の基準の数値ということになるわけですね。ところがいま言われてた数値といいますのは、非常に大きな幹線道路で2車線とか4車線とかいうふうな形での、もう高速道路とかそういう形でのところも同じ数値ということになるわけですが、実際には中和幹線にしましても、そこら辺の広陵町の中の一応は幹線道路とは言われましても一般生活道路というふうなあれも持っておりますので、実際には本当に住宅地と隣接している中では、住宅地の基準をきちんと当てはめていくべきではないだろうかというふうに思うわけです。これにつきまして、ここの幹線道路というふうな位置づけをされてるので住宅地との境目ですね、何をどういうふうな形でされているのか、実際にはもうそこに住宅があるわけですからね、住宅地ということでの認識を持っていただかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけですが、いろんな尼崎の公害訴訟の判決でも、自動車の排気ガスの公害というのは本当に車に乗る人だけ悪いのではなくって行政の責任ということが非常に明確にされてきたわけですね、町も規制値をクリアするために、こういう住宅地ということの認識を持つての規制値をクリアするために、具体的な方策を示していただきたいというふうに思うわけです。今後、中和幹線とかいろいろな策定されてきたところはあるわけですが、ちょっと認識が幹線だということと言われてるのと住宅地ということの認識が非常にずれておりますので、もう一度住宅地という

思いから検討をし直していただきたいというふうに思うわけですが、この住宅地と幹線というところの境目ですね、実際に道路の幅から何メートルとかいうふうな規制の基準はあるわけですが、実際にはでもそこにはもう家があるわけですから、そこはもう住宅地なんだという認識に立っていただかないと困ると思うんですけども、そのところはいかがでしょう。

議長 環境部長！

環境部長 確かにおっしゃるとおり、住宅地であることも間違いのないと思います。幹線道路が現存していることも間違いございませんので、幹線交通を担う道路に近接する空間については75あるいは70デシベルという規制値がございます。住宅地につきましては、先ほどおっしゃいました数字が住宅地の規制値ですので相当な開きがあると、その測定場所を住宅地と見るのかどうかということにつきましては、騒音規制法の規定がございまして、A区域は第1種、2種低中高層住居専用地域というふうになっております。ただ幹線交通を担う道路に近接する空間というところはどうかという部分が出てまいりと思いますので、今後その方も検討してまいりたいというふうに思います。

議長 3番議員！

3番議員 いわゆるそのところにいろいろと意見の相違があるようですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次のごみの有料化のことにつきまして、ごみの問題なんですけども、有料化が非常に先ほどからごみの減量化に有効であるというふうに先ほどから説明がされてるわけなんですけども、実態は北九州などでは不法投棄が急増していると、その対策として各所に防犯カメラなどを設置したり、パトロール隊を配置したり、年間1,000万以上のお金がかかっているということも言われてますし、また生ごみが不燃ごみの中に混ぜてあるなどのモラルの低下も非常に問題になってきているというふうにも言われているわけです。また、いま高知県などではごみを有料化した37市町村のうち有料化の目的が達成されていると答えた市町村は13市町村にすぎません。また有料化が一時的な減量になっても恒常的な減量にはつながらないと、多くの高知県の市町村が県に返答されている。これは県からの問いかけに対して市町村が言われてるわけですから、非常にそれ以上に割引して考えていけばいいのではないだろうかというふうに思うわけなんですけども、そしてまた東京の千代田区での一般廃棄物処理計画の最終報告書で言われてることなんですけれども、資源回収とか生ごみ対策などのさまざまな施策を講じた後のごみ減量化の最終的な手段ということで有料化というのは検討すべきな

んだと、決して短絡的に有料化を進めるべきではないと、そして町は有料化を進める中ではまだいろいろと打つ手が十分にあるのではないかというふうに思うわけですが、このいまのごみの減量化と、いま前にごみ処理の長期計画が出されてたわけですが、その中で減量化の数値につきましてもう一度再検討していただくというふうな話も前にあったわけですが、そのごみの減量化のきちんとした数値的なものもいまのところ出されていない中で、そしてまた生ごみをどのように有効に利用できるかということも方策も出されていない中で、このごみの有料化ということをこういう形で進めていかれるのは非常に問題点があるのではないかというふうに思うわけですが、この減量化に対しての具体的な有料化以外の取り組みについてお聞きしたいと思います。

議 長 ごみ対策室長！

ごみ対策室長 減量、ごみの有料化につきましての2遍目のご質問でございますが、他の九州とかあるいは四国等の市町村でいろいろ問題が出てきてると、こういうような事例を挙げてのご質問でございます。こういった点もいろいろ議論は審議会の中ではしていただいておりますが、現在県内でこういった有料化を実施いたしております市町村は県内47市町村のうち23市町村でございまして、率にいたしまして約半分近くの市町村がこの有料化を実施いたしております。また指定袋につきましても31の市町村がこの指定袋をやっております、66%程度の市町村が既にこういった制度を実施いたしております。これはやはりごみをいわゆる減量していきたいと、こういうのが目的でございます。やはりこれからは地球環境を守るためにはやはり減量しなければならないというのがこれはもう第一の目標でございます。そういった点で審議会の方へもこれを諮問いたしまして、いろいろいままで7回の議論をしていただいておりますが、こちらからいろいろ有料制を先に出して議論してくれと、こういうようなことはございまして、いろいろ委員さんが議論されていく中からこういった話としてまとまってきたものでございます。

それから有料化以外の方策として町はどういうことを考えているのかと、こういうようなことではございますが、すべてこの有料化でもっていわゆる住民の方々に負担をかけていくと、こういうことではないわけではございます。それにはいわゆる町としての役割といいますか、やらなければならないこともございまして、また業者の方とも協力してもらわなければならないと、こういうようなことがございまして、また町といたしましては、先ほどちょっと申されましたように、ただ単に有料化だけしていくんじゃなしに、いわゆる生ごみ等の処理機の普及とか、あるいはコンポスターの普及等をもっと進めていく、そういった方法で何とか町

は町としての責任を分担して、これの有料化、ごみの減量化に努めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、その点直ちに即有料化になっていくんじゃないと、こういうことでそれぞれの役割を果たしながらこの目標に向かって進んでいくんだと、こういうことでひとつご理解お願いいたしたいと思います。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 先ほどの生ごみの処理機に対してが、いま現在の生ごみに対する対策だということ言われてるわけですけども、前の議会の答弁の中でも、生ごみの処理機の方がどれくらい、最終目標の減量化はどれくらいかということでお聞きしましたときにわずか3%ということでお聞きしたように思うわけです。なかなかそういう形では実際の減量化にはつながっていないのではないかと、もっときちっと抜本的な形での生ごみに対しては処理の方法というのを考えていただかなければならないんじゃないかというふうに思います。

そしてもう一つの問題点としてはですね、負担が公平をということで、また有料化の一つではよく言われてるわけですけども、普通の生活をしていればごみは当然出てくるわけですね。ごく普通の生活にかかわるといことは公共性が非常に高く、その処理は税金で賄うべきなのが当然なのではないかというふうに、これは一般的にも言われているわけですけども、税金の中にはごみの処理料も当然含まれているわけですから、その上に有料化にするということになりますと、税金の二重取りになるのではないかと、このように考えます。そしてこの負担は、高齢者や低所得者の人に対しては非常にとりわけ厳しいものになってくる。いまお年寄りの方々は介護保険料とか利用料とか、また窓口での医療費の1割の負担だとかいうことで負担がずっと重くなってきているわけですから、その上にまたこういう税金の二重取りのような形で負担を重くすべきではないというふうに考えますので、そのところもよろしくお考え願いたいと思います。

次に時間の関係で、広陵町のエンゼルプランにつきましてのお考えを聞いたわけですけども、いま国の方から補助金のカットがいま続いている中で、園の財政が非常に圧迫されてきているんだということで、その中の一つに、県の方から園に対しまして運営の補助金が当初3月と9月とに分かれて出されてたのが、いま3月末に一括払いということになっていると、それで年末一時金にも非常にそういうことでそこまで待ってるということで、年末一時金にも事欠くということでは言われてたわけで、これは園の財政にも非常に苦しいということでも言われてますので、もとのようにせめて当然本来ならば4月に予定されてるところから、当初に4月に一括して出されてくるべきが当たり前じゃないかと思うわけですけども、

それでなかったとしても当面でももとはせめて戻してほしいということが一つあります。

それから、非常に障害をお持ちのお子さんが入園してこられた場合に、保母さんなんかの加配があるわけですが、ところがそれに見合う補助金が十分出てこないということで、これも園の財政を非常に圧迫する一つの要因となっていると、やはり保母さんを1人雇うということになりますと500万ないし600万ぐらいのお金がかかるわけですが、現在年間80万しか県の方から補助金が出てこないということで、仕方がないので本当にパートさんを雇って何とかしのいでいるという園もあるということでは聞いてるわけです。本当に町内の6園合わせて一昨年では10名、今年度が12名の障害をお持ちのお子さんが入園されているわけですが、まだまだ今後とも増えていくということが予想されるわけですね。こういうところがこのような事態が続けば、実際に園の方が障害をお持ちのお子さんを受け入れていくということが非常に財政を圧迫するということが困難になってくるのではないかとということが非常に推測されるわけです。これにつきましては、町の補助金をお願いをしたいということをご検討いただきたいなというふうに思うわけです。以上よろしくお願ひします。

議 長 福祉部長！

福祉部長 それではお答えを申し上げたいと思います。

まず1回目のご質問の中で、民間の給食委託ということで答弁がね、ちょっと書いていただいておりますのとずれてましたんで、その辺で先お答えを申し上げたいと、かように思います。

その保育所につきましては、平成12年4月から民間の委託をされました。お聞きしてるのは11年の11月ごろに3名おられた調理員の方のうち1名が何かね、家庭の事情で退職をされると、また児童数も多うございますので、園児数も多うございますので、給食の量とか衛生等を検討した結果、栄養士さんも1人残っていただくことでしたし、委託に踏み切ったと、こういうことでね、私の方もお聞きをしているところでございます。その後ね、私の方もその園の理事にも入っておりますので、そのことも以前にご質問もいただいたかと思っておりますのでね、いろいろ園長等にお聞きしておりますと、子供さんにつきましても、保護者の方も試食もされますし、その辺で好評をいただいているというようなところでね、私の方はお聞きをしておったわけですが、ご質問の点とね、ちょっと食い違いが出てきているように思いますけれども、私の方はそういうことでお聞きをしたと、こういうことでございます。

それからもう1点、各園の1人当たりのスペースとございますか、これにつきましては、ご

承知いただいておりますように、国の方ではゼロ、1歳児につきましては1人当たり1.65平米以上ということですね、2歳児以上につきましては1.98平米以上ということで定められております。それで私の方、私立、公立6園ともでございますが、これを定数と面積で割りまして一番1人当たりの面積の低いところで2.73平米でございます。これはもちろんゼロ歳児から6歳児までの分を含めて、いや5歳児も含めてなんですけれども。それからその一番高いところで5.79平米、それ以外の園につきましては3平米の3.18が1園、それ以外はあと3園は3.5以上のね、4までの園が3園ございますので、ご承知いただいておりますように、他市町村等に比べまして1人当たりのスペース等につきましても余裕がね、あるということをご承知はいただいております。

それからいまご質問いただきました件なんですが、まず1点目の補助金がいままでは9月と3月の2回の概算払いということでおっしゃっていただいております。そのようには確かにさせていただいてたところでございます。しかし国の方の補助金が確定いたしますのは3月のもう末近くでございます。そのためにいま各園では精算をいたしますと返還金が生じてくるわけですね。だからそういうこともございまして、いまは3月ということでさせていただいております。

それから身体障害児の保育に係る加配保育さんの人件費といいますか、それが国の単価も低いしということととても実態と合わないから園としても大変苦しいので町の持ち出しをというところがございます。確かにおっしゃっていただきますように、国の補助単価は11年度で古いですけども7万4,710円というところがございます。それに月数ですね、掛けましてそれぞれ国の補助と町の補助ですね、これはまた特別児童扶養手当の該当者がおられる場合は国の方で3分の2、ない場合は県の方から2分の1ですね、町は国が3分の2出ますと町が3分の1、そういう子供さんの該当のない場合は県費の補助の2分の1、町がその2分の1ですね、こういうことで出させていただいておりますし、それについてその費用額ではとてもやっていけないのでということでございますけれども、私も国の方へもね、さらなる単価アップをということで国、県を通じて等申し上げておりますけれども、なかなかいれないのが実態でございますが、私の方もこれを町で持つということになりますと、いまずぐにどうのこうのということも参りませんので、県、国の方へその補助基準額のアップをお願いしてまいりたいなと、かように思っております。以上です。

議 長 残り5分です。 3番議員！

3番議員 いま町の補助金というのがいま即どないこないということにはならないというのは

よくわかるわけですがけれども、やはり国の方をお願いをしていただくということが一つの方策だろうとは思いますが、やはり全額ということにはならなくとも、やはり町の方の補助額を上げていただくということを今後ともやはり検討していただきたいなというふうに思います。やはりこれからそういう障害をお持ちのお子さんを十分に受け入れていただくためにも必要なことだと思いますので、これについては非常に前向きをお願いをしたいとしたいと思います。

それから県の補助金の3月末なのでということで、そこできちっと決算をすれば、反対に返還しなきゃいけないということもあるということも事情としてはわからなくはないわけですが、実際に園の方では困っておられるわけですから、別にその後で一定金額が返還されるということになるのか、初めから少し90%にするというのか、ということでは十分いけるといいますので、これはもうすぐできることだと思いますので、何とか検討いただけないだろうかということもしっかりお願いしたいとしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 まず9月を3月で出していた分をもとのようにね、ある程度低くしてでも渡せば3月精算ではバックするようなことはないだろうということでございますが、その辺は園の実態等をね、もう一度聞きまして検討させてまいりたいと、かように思います。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 18 休憩)

(P.M. 3 : 32 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

次に寺前君の発言を許します。

4 番議員 最後になりましたし、町長不在のためにですね、プラスになる議論をして終わりたいと思います。

1 番目に、3月議会で質問させていただいた内容ですが、今回は公務員として真剣に議論をしたいとしたいと思います。小泉首相になって財界を中心とした日本の改革路線、国民切り捨ての政治が小泉人気を利用して推し進められようとしています。地方分権のもとに地方交付税交付金の改悪、国民金融として大きな役割を担っている郵便局の解体で、銀行の金もうけをさらに強固にしようとのたくらみなどがあります。結局国の施策で地方にまで借金をつくらせておいて、もう手に負えないから自治体も痛みを分かち合えとはもってのほかであります。

しかし現実には厳しい自治体の運営が待ち受けています。職員はこの現状を正確に受け止め、憲法、地方自治法などに従い公務労働者としてその専門性を住民奉仕に生かすべきであります。そこには従来の閉鎖性から解放された住民こそ主人公の徹底した理念が必要です。住民にへりくだるという意味ではもちろんありません。愚集に従ってもいいことは何もないというお上の発想や、時の権力者に従っておればよいという無責任さでは、憲法で保障された地方自治を実現させることはできません。ニセコ町のまちづくり条例は特殊な例として片づけられない地方自治の本質を示しています。困難を住民と一体となって解決していく道筋を示しています。住民参加を実践していくのは手間がかかります。しかし公務員としての仕事としてはそういう意味では大変です。しかしこのルールをつくってしまえば専門性を高め、それを役立たせる仕事に打ち込むことができます。たとえば予定価格の公表は業者といわゆる町行政との関係をいや応なく断ち切る大きな前進が見られます。そこからは、はばかりのない専門性の発揮を求めることができます。住民参加の行政を徹底させる道筋を公務員として一気に研究、実践すべきではないでしょうか。

2番目に、3月議会での続きであります。答弁の中で、中小規模事業経営支援事業補助としての企画、生産、販売を一体化して、その施策として靴下百年祭全国キャラバン、靴下市の定着化、全国各地物産展への参加、インターネットでの販売、行政ルートに関しては、道の駅、公営ホテル、むらからまちから館、サミット関係市町での販売と答えていただきました。その成果と問題点、そして今後の課題などについてですね、結局は町としての考えがなかなか示されない現状です。そういう点で一体どのような成果と問題点を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

さらに行政ルートを通じたという意味では、道の駅や公営ホテルなどの問題にとどまっているものではありません。私は3月議会でも示したように、行政マンが営業として真に働けるような拡大した考え方が必要です。もちろんそのためには、現状ではできないのは明らかです。そういう点で販路の直接的な拡大、職員の養成を伴うわけですがそれでも考えられないのか、この点をお聞きしたいと思います。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯へ商店の力をかりた便利な買物の福祉制度と結びつけた行政の提案もさせていただきました。今後検討とあったわけですがけれども、地域の力を福祉に活用する、これは何も民生委員さんや、あるいはまたその他の方々の方々の力だけとは限りません。地域の中で最も密着しているものは商売されてる方です。こういう商売されてる方々の力をかりる、そういう視点に立った福祉制度を考えることこそ必要だと思います。そ

ういう点で、さらに検討すると言われた内容についてどのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

最後に産業振興基本条例の制定であります。一貫して考えていないということでもあります。しかし農業問題では農業基本法、あるいはまた農業委員会が各自治体に設けられています。そしてまたまちづくりについても緑のまち条例、あるいはまたその他例規集の中には数々の町の考え方、基本をまとめているものがあります。商工に関して残念ながら、商工会に対する補助要綱、あるいはまた今回言われている内容についてのものであります。要は基本的な町と商工のかかわりに関する問題、これは中小企業基本法の改定が一昨年行われたわけですけれども、それに基づく自治体の考え方、これは当然行政の仕事であろうと思います。しかし再三述べているように、県まではその考え方が明確に打ち出されているわけですけれども、いわゆる町村になるとそのことが全く行政の中から欠落する事態になっています。こういう点は改めていくという意味でも、この産業基本条例、あるいはまたそれに類する基本的な町の商工行政の考え方は必要ではないかというように思いますけれども、再度お聞きしたいと思います。

3番目、笠・ハリサキ線の赤部公民館横交差点の信号設置の進捗状況は。これは個別にもあるいはまた県の公安委員会にも要望を上げているわけですけれども、この路線までには町独自として必ずやらなければならない問題だというように回答をいただいています。今回の状況、路線の供用開始が近づいているわけですけれども、その段取り等についてお聞きしたいと思います。

4番目に県道の安全対策についてであります。大和高田斑鳩線など町内を走る県道の安全対策が不十分だと思います。特に今回痛ましい死亡事故が起きました。そしてそれはいわゆる健康増進のために夫婦がいわゆる散策、あるいは健康増進の歩行を実行されていたときのものであります。そういう点で、この道路の近辺にはいわゆる交差点に関しての歩道の設置、あるいはまたそうではなく歩行者の安全を守るための街路灯の設置などが遅れています。たとえば笠の笠橋、新笠橋のところの歩道、通学路になっているわけですけれどもここにも街路灯はありません。あるいは信号機の設置のところには街路灯がついています。それから北へ行くと街路灯がついています。そういう基本的な道路の安全に関する考え方が欠落している状況があちこちに見受けられるわけですけれども、町はそういう問題に関してきちっと県にまたその設置を強く求めるべきでありますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

最後に学校給食の地場産品を活用する問題であります。この問題については再三意見を述べさせていただいています。そしてその問題点としても、町は挙げておられます。しかし現実問題として、たとえば広陵町の問題として教育委員会の現場ではですね、そのことの活用については強く意識されているのが現状です。しかしその聞いておられる内容は議会に報告されている内容と同じことで、だめなんだということが現場に伝わっているわけですが、実際にその中であってもですね、可能な部分というのはあるわけです。まず全体ができなければ全くだめなんだということではなく、その段取り等含めてですね、実施に移っていく準備は必要だというように思うわけでありまして。その上に立ってその業者とあるいは生産者、生産者がまとまっているところの選果場と話し合うことが必要であればその場合、あるいはまた単品の生産についての契約栽培の契約の問題など、先進的な町村ではですね、既に全国各地で優れた経験がこの点に関しては豊富にあります。子供たちが喜ぶ安心した野菜を食べていくと、給食に食べる、日本の古来の食事を経験していく、これは近年、最近特に求められている内容にもなっていますので、その点についての前進させるために問題点は何か、このような視点から考えてもらえないのか、現状はだめだから町としては動くことの必要もないんだというような消極的な時点での考え方ではこの問題の前進はあり得ないと思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

議長 ただいまの寺前君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長職務代理者！

町長職務代理者 寺前議員のご質問に答弁申し上げます。

質問事項の1番目でございますが、まちづくりに住民参加の基本原則を明確に位置づける条例の制定をでございますが、寺前議員が3月の一般質問で取り上げられ、まちづくり基本条例の見本としてご紹介いただいた北海道ニセコ町のまちづくり基本条例の第19条第2項では、町職員はまちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効果的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならないと規定されています。地方分権の時代といいながら、自治体の運営には多くの厳しい情勢が待ち受けておりますが、この困難を住民と一体となって解決していくためには、やはり町職員が憲法や地方自治法に掲げられている地方自治の理念を再確認し、実践していく必要があると強く感じている次第であります。

質問事項の2でございますが、産業振興への取り組みについてでございます。地場産品の販路拡大による成果と問題点としては、消費需要の低迷、低価格競争、海外からの輸入増加、経営者の高齢化等深刻な問題がある中、広陵のブランド商品の製造への取り組みから、国内

産地の先駆者として新しいスタイルの業界への変革を目指し事業展開が模索されている。しかし現状としては、靴下の町広陵をPRし、産地直販による積極的な販路を開拓し、21世紀にマッチした業界づくりに邁進するための体制づくりの段階であります。

行政ルートを通じた販路の直接的な拡大でございますが、これまでも何度もお答えしておりますように、販路拡大事業として靴下の市の定着化から全国各地物産展への参加、インターネットでの販売、奈良県下の道の駅、公営ホテル、むらからまちから館、かぐや姫サミット関係市町での販売をはじめ、さらに開拓事業を推進しております。また近年町内への観光客が増加しており、来町者への町内での消費を促進する研究にも取り組み経営基盤強化にも努めております。

ひとり暮らしの高齢者世帯へ商店の力をかりた便利な買物ということでございますが、商工会を通じて各商店へのサービス提供の呼びかけを図っているところでありますが、今のところ積極的な反応はありません。

産業振興基本条例の制定についてでございますが、これまで何度もご質問にお答えしておりますが、中小企業振興の理念は、中小企業基本法に基づくものであり、地場産業振興対策、商業近代化対策・情報化対策、組織強化、町産業活性化事業にたゆまぬ努力を継続いたしており、地域に合った振興策を図っており条例の制定については考えておりません。

それから質問事項の3番目でございます。笠・ハリサキ線の赤部公民館横交差点の信号設置でございますが、当該交差点への信号機の設置につきましては、平成12年5月22日、地元から笠・ハリサキ線の開通に伴う交通量の増加で通学路で特に生活道路として危険を及ぼすことから強い要望を受け、高田警察署長あて信号機設置要望を行い、同年6月6日に要望箇所の交通量調査も行い報告しております。その後、高田署から県公安委員会へ上申してもらっていると聞いております。

4番目の県道の安全対策でございますが、県道大和高田斑鳩線の交通安全対策については、地域住民の生活道路及び町道との接続交差点の信号機設置、その他交通安全対策のための標識灯並びに街路灯の設置等種々の要望をし、重点箇所から対策を講じてもらっていたところですが、残念ながら死亡事故が発生いたしました。早速、白髪池のカーブに標識灯の再設置を願ったところでございます。今後におきましても、危険箇所の点検と交通安全に万全を期すため関係機関へ要望とともに対策を講じていきたいと考えております。

質問事項の5番については教育長さんの方からお答えいただきます。以上でございます。

議 長 教育長！

教 育 長 寺前議員の学校給食に地場産品の使用をとということでございます。ご答弁申し上げます。

学校給食における地場産品の活用につきましては、昨年来の議会におきましても数回にわたりご質問をいただき答弁を申し上げておりますが、地元食材利用の経済効果、小売業者への波及、地元生産品目の需給量、生野菜提供と加熱処理など多くの課題に対する解決策をいまのところ見出すところまでには至っておりませんのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 2回目以降の質問を行ってください。 4番議員！

4番議員 住民参加の問題についてですね、いまの中で本当に公務員が憲法や地方自治法を再確認して、それを実行していくことが強く求められているという点についての大前提は一致したと思います。そういう中であってどのような手だてをとっていくのかという問題であろうと思うんです。それは何かといえば、毎日毎日の実践の中に本当にそのような考え方が、いわゆる下から積み上げられるような形で行政の考え方として成り立っているのかどうかという問題であります。その検証は、先ほども当の共産党議員団がたびたび述べているように、住民参加の存在への不足、いわゆる住民参加がまだまだなされていないという実態があります。こういう実態の中で、本当にこの理念がどういう形で職員のところまで普通のこととして考えられていくのかどうかと、ここが重要だというように思うんです。たとえば各課でその課担当の企画立案をする場合にですね、もう一番簡単なことは全国の市町村が行っている例、あるいは国の基準、県の基準などを適用することです。こういうことによってまず安心感があり安定感が出てくるわけですから、職員としては楽な仕事の一つであります。しかし現実には、たとえば一番最も大きな例が清掃センターの位置決定の場合にですね、どうするのかということになってくるとこれは公開を原則にする、あるいは私たちの言葉でよく言う住民参加、あるいは全町民の議論の中で決めていく、こういう言葉を裏返していえばですね、全町民的議論というのは一体どうすりゃいいんだと、そんなものは不可能だと、こういうような感覚で議論の前途が閉まってしまうわけでありまして。私たちはそうではないわけですね、全町民参加というのは全町民の3万人近くが一人一人議論すると、そんなばかげたことを思っているわけではありません。これは関心度の高い方々が公募によって募集されている方々が出てくる、あるいはまた町の情報公開によって関心が逆に住民の中に高まっていく、こういう相互作用の中で町民的な議論の基礎がつくられていくわけなんです。こういう経過をたどっていかなければ本当に住民の声が声として上がってこないのは当然の

ことであります。だから住民参加の行政の基本原則というのは、住民参加のルールをつくったらできるというのではなく、当然行政がいままで持っていた独占的に抱えていたその知識、蓄積を絶えず住民の側に返していくということがその第一歩だと思います。そしてそれが地域差によってかなり違った効果、あるいは違った流れが出てくるわけですが、農村共同体の強いところではですね、村によって話し合いされていく経過というのはたびたびあります。あるいはまた近代的な都市的基盤を構成しているところではですね、その知識というのは会社や、あるいはまたその他町外のところでの成熟度が非常に高いものになっています。またPTAの参加一つを見てもですね、いわゆる従来のところではまだ会長が男性しかなかなかできない、あるいは団地であれば女性が当然のごとく会長になされている、こういう点での地域差というのは、やはりその共同体の中での位置づけの問題が違うからだと思います。そういうような問題が本当に公務員として、専門的に地方自治法、憲法の理念をどう実現させていくのかというところに立ち返ればですね、私はそれは具体的に職員の方々がですね、知恵と力を発揮できる基盤ができ上がるというように思うんです。そういう点での大きな課題は何といても首長、いわゆる管理職に立っておられる方々の考え方、あるいはまたその特別職に立っておられる方々の考え方がまず第一に大きな影響を与えています。こういうような状況を考えていくとですね、やはりいままでやっておられる職員の研修についてどんな研修が必要なのかということになってくるとですね、私はいままで民間の方の研修も行っていただきました。幹部職員対象にですね、町内のいわゆる民間のいわゆる経営者等についてですね、研修もありました。しかし具体的にやはり憲法や地方公務員法、あるいはまた地方自治法の専門家、あるいは先進地の知識を集積した方々の研修機会などはですね、非常に少ないんです。私は必要なのはやはりそういう先進的な部分での実施、たとえば先ほどニセコ町の問題で行ってこられましたかというような話がありましたけれども、もう北海道で遠くてなかなか行けません。しかしそういうようなところの先進的な部分についてですね、活用できるようなものがあるのかないのか、前回の質疑のときにはですね、知りたいところというのをたくさん挙げられておられました。そういうような部分についてやはり腹を据えて先進地の中での視察、あるいはまた講師を招くことなどが検討されるわけですが、そういうようなところまで踏み込んで、本当に住民参加というのは一体どういう意味なのかと検討、研究することが必要だと思いますけれども、そのような形はですね、本来町長がいなくともこれは職員が地方公務員法に、憲法や地方自治法あるいは地方公務員法にのっとってですね、企画、立案のできる大きな一つであります。もちろん町長が率先し

てその部分に乗ってくれば鬼に金棒ですけれどもできます。こういうようなところの問題というのは大事なことだと思いますけれども、そういうようないわゆる企画、あるいは研究についてですね、どのように今後の施策として考えられるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから私は何とんでも職員がみずからの権利が守られるものが必要だというように思うんです。前町長がですね、職員にアンケートをされました。隠しナンバー入りのアンケートをされました。職員はそれに対してですね、本来このような人権侵害に対してきちんと物言う組織でなければならないわけです。広陵町ではそういう団体いわゆる労働組合がないわけですから、個人個人の力というのは非常に弱いものであります。こういうみずからの権利が守られない状況の中にあっては、町民の権利を守るといふところの部分というのはなかなか抵抗の大きいものだと思います。私はそういう意味で、憲法や地方自治法、地方公務員法にのっとって仕事をする公務員の本来の姿というのはそういう意味で発揮される必要が、特に組合などのないところでは必要だというように思います。組合つくるのはみずからの方々の問題ですので、この場でその論議をする必要全くないわけですけれども、実態としてない部分に対して、みずからの権利が守られないところではやはり憲法や地方自治法、地方公務員法をよりどころにして仕事をされる、町長の言われることに対して右向け右ということは、公務員の場合にはする必要が全くないわけであります。もちろん職務命令というものもあります。こういう問題とですね、仕事の法律にのっとってやられる部分というのはいわゆる交差する部分がありますけれども、その前提となるのは地方公務員や地方自治法、憲法が優先されるわけですから、職員の強みは当然その部分にあるわけです。そういうような考え方というのもやはり職員の中に定着しなければですね、首長の顔色を見ながら仕事をせざるを得ないという一般的なサラリーマンの悲哀を受けることになると思いますが、やはり地方公務員は憲法や地方自治法、地方公務員法等法律にのっとって行う身分を保障された職員である、こういう点の徹底というのは次に必要だと思います。そういう点で先ほどの大前提は一致したわけですけれども、その点での研修についてもまた必要だと思いますけれども、徹底してその憲法、地方公務員法、地方自治法の研修の問題についてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 たくさんしゃべっていただきまして、結局は研修ということをおっしゃっているように、最終の結論はそうだと思うんですけど、これについてはおっしゃるとおり、やはり我々は法にのっとって仕事をしている立場でございます。その中でやはり自覚を持ってやるの

が職員としての努めでございますので、そういうところに欠けてる部分は研修等で補っていきたいというふうに考えております。

それから住民参加の基本的な考え方の中で、3月議会にも私ちょっと申しておったわけですが、いわゆる町の仕事に対する町の情報をわかりやすく提供する方法というのもやはり大事であろうし、また町民の意見あるいは提言等がまちづくりに反映されるというこの制度、これが大事なものでないかというふうに考えてます。それ以外にはやはり会議等の情報、あるいは町が有します文書その他の記録、これは情報公開制度で一応クリアできるというふうに考えておりますので、その辺の2点についてはさらに詳しく研究をしたいというふうに現在のところ考えております。

議 長 4番議員！

4番議員 これは第3次広陵町総合計画ですけれども、その中でですね、まちづくりの主役は町民であるとの意識を町民、行政がともに持ち、町民が主体となったまちづくりの方策及び行政がきちんとサポートする体制を模索し確立していくことは今後の大きな課題である、このようにきちんと掲げられていってるわけですね。それとまたまちづくりの主役は町民であるとの意識啓発に努めるため、一部の審議会の委員選出に部分的な公募制を採用するとともに、町民が行政に参加しやすい機会をつくるため町政モニター制度や町政懇談会の実施に努めると、こういうことも書かれてるわけですね。この中で、結局はまだ私は地方分権の考え方が不足している部分だというように思うんです。たとえば一部の審議会の委員選出に部分的な公募制を採用するとともにというようになっていってるわけですね。だからこれがあるために確かに部分的に公募制されたことがあります。それは参加者がなかった、あるいはまた公募制じゃないけれども住民参加でやろうということで委員を選出されている、これはあるんですね。しかし現実問題としてやはり町の隅々までこういうその公募制を取り入れていくと、こういうような考え方で踏み込んでいかないと、いま地方分権と言われているところの波に乗ることはできない、波にというのは流行語に乗るような形で変ですけども、やはり地方分権の基本的なところをつくっていかないと、こういう場合の認識に不足していると思うんです。そういう意味ではこの総合計画の部分というのはですね、私は遅れた部分になってしまっていると、こういうように思うんです。こういうようなところの改善というのはやはり総合計画の部分についても改善すべき内容だという意識を前提にですね、やっていく必要あると思うんですけど、そういう点についてもどのように考えておられるのか、またいまおっしゃった法にのっとって仕事をし、その欠けている部分について研修を深める、私これはですね、

確かに公務員がいわゆる就職したときにいわゆる宣誓書を書かれます、それは地方自治法、地方公務員法にのっとって。あれは憲法が抜けてるんですね。以前、従来は憲法もあったんです。ところがどういう変化かですね、その根本的なことが抜けているんです。だからそういう意味でいえばやはり職員になった、いまそこにも初級職員研修というのが書いてますけども、その場合に私はやっぱり実務をもちろん学んでいくというのは当然ですけども、憲法や地方自治法あるいは地方公務員法にのっとって、その仕事の任務は国民から信託されたものなんだと、この中心的な部分を本当に頭の髄までやはり教えていただく、そして忘れかけたところの中間管理職の方々にもう一度徹底させていただく、そしてやはり管理職の方々ですね、国民から信託を受けた公務員という専門性の高い者が町民から信頼、そしてまた尊敬を受けて仕事のできるような環境をつくっていく、こういうところにまで運んでいく必要があると思うんです。だからそういう点の内容というのは、そのときの首長いわゆる町長がですね、そのときにかわれば変わるものではないということも明確に私はしなければならぬと、具体的な施策の問題については、町長の認識というのが大きく影響するでしょうけれども、公務員の基本的な立場というのは町長はかわろうとかわらないは全くそれは不変なものであります。そういう点での認識というのを明確にさせる必要があると思うんですけれども、そういう点での研修など必要だと思いますが、その点も再度聞いておきたいと思います。

それから先ほどいわゆる住民参加の問題で町の情報をわかりやすくという点で、情報公開法ができたからほぼ達成できるだろうということですけども、総務部長のあるいは助役の考え方の中でですね、やはりわかりやすく提供するという意味は、具体的に絶えず情報の公開という問題は町民が受身のときにおいても町が提供していくことが必要だというように思うんです。ニセコ町の基本的な考え方は行政が変わらなければならないときに、公務員が変わらなければならないときに、住民への情報提供をどうするのか、こういうところが大きな発想の転換があったわけです。あの町長がですね、まず第1に問題意識をとらえられたところの特徴なんです。やはり情報公開というのは町民からももちろん資料、これは何かあったときに役立つものであります。日常的なところで町民が絶えず情報公開を求めてそのことに対してとやかく言うというような姿勢は町民はもともとないんです。町行政のやっておられることというのは、信頼こそしてなかつてもそれに対する疑問を持たない、何か問題があれば大きな問題として考えがそのときに醸成されるわけですからですね、町側からの情報提供、これはわかりやすく提供していただくということは本当に重要だと思います。そういう点で情報公開の条例にのっとってですね、やはり町側から発信する情報をわかりやすく提供すると

いうことも必要だと思いますけれども、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 職員の意識と申しますか、地方公務員としての基本的な考え、あるいは基本的な仕事のやり方というのは、それぞれ自覚をして仕事に取り組んでもらっておるとは思いますが、やはり外から見た場合に不足の点があるということのご指摘もあるかと思えますので、その辺についての研修もやっていきたいということで、この研修を基本としてやはり情報の提供というものもつながってくるんだというふうに考えております。たとえば仕事の提案や要望、あるいは仕事の発生源の情報、代替案の内容、それからほかの自治体との比較情報、それから仕事の根拠となる計画、法令等こういうものについて、やはりおっしゃるようにこちらからの情報を提供できるような状況に意識の改革と申しますか、職員自身の研修を積んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 2番目に移りたいと思います。2番目の中ですね、私ここでも述べているように、その成果と問題点はどのように考えるのかということなわけですね。だからそのやっていることについてはですね、従来よりも非常に広がってきた、それは商工会の靴下組合の方々の努力、あるいはまた行政の認識の高まり、こういう点は私は率直に評価をしているわけなんです。しかし現実には今の経済情勢、あるいは広陵町の靴下その他産業が抱えるですね、課題から見れば非常に遅れているんです。そういう認識に立ってですね、ここに今回も言われたような問題について成果と問題点はどこだということ聞いているんですね。だから成果について、たとえば靴下百年祭全国キャラバン、これいまやってないのであればやってない、市の定着化について、これは靴下組合、靴下の市の定着化になりました。その点の問題点についてもですね、ある業者からですね、やはり再度もう一回参加者がアンケートをとって広陵町の靴下市の認識やその行動範囲、靴下の意見などについてそれを活用する必要があるのではないかと、こういうことが言われているんです。それについては担当課長についてもその問題についてどうお考えですかという話はしていました。こういうような問題についての発想というのは、たとえば反省会の中で議論した問題をまとめていくというのは当然必要ですけども、行政としての補助をした後の成果やその中身について、行政として反省会が議論されたその後の総括は行政自身がやらなきゃならないんですよ。補助金を出したからその人たちに任すということではこれは行政の責任になってないんです。商工会がやることだからといってそれを放置するような状態ではだめなんです。だから私はその成果と問題点は何な

のかと聞いてるけれども、それについては出てきてないんです、残念ながら。だから私はインターネットを調べました。インターネットを調べるとですね、確かに広陵町での靴下屋の問題等いろいろ出ています。広陵町のかぐや姫の町、靴下の町、広陵町靴下振興特別委員会がホームページをつくってます。その中で特権はオープン記念送料無料とか、これしかないんで中身はわからないんですけどね、広陵町の靴下の伝統が生きています、お買物コーナー、技術と実績全国ナンバーワン、こういうの書かれています、確かに。楽天市場では産地直送で靴下の市、会社概要などもされています。こういうようなところでしたら何件アクセスがあつてですね、何件の契約がいままでありますか。これはどんなような形で成果として生まれていて、その問題点、今後に与える問題点というのはどのような状況の内容を考えておられるのか、私はこれは商工会では商工会で論議をする、特別委員会で論議をする、その中に町は参加しているわけです。その成果あるいはまたその議論を踏まえてですね、広陵町としてもどういう形でいま行っている振興策について補助金の効果がどうだったのか、これ独自で考えなきゃならない問題でしょう。結局はいままでも同じように商工会や靴下組合に任せたりでそれが広がっているような考え方でおられる。そのところについてどう認識持っておられるんですかということなんです。たとえば一例で、いまこの靴下のキーワードを挙げました。ニフティではですね、151件が広陵町と靴下というキーワードを入れるとですね、151件出てきました、全部出しました。かなりいろいろあります。そういうような状況の中で、本当にインターネットなりを活用した形でやっておられるということであれば町自身が一体どこまでそれを把握されているのか。もう一つは広陵町の私は実態調査をしてほしいというのを再三言いました、産業の実態調査。いま広陵町でもですね、この問題やっていると特別委員会に参加していない有力な企業もあります。その参加していない方々の考え方というのはですね、一つはやはり福助や、あるいはナイガイ、あるいはその他ですね、いわゆる下請的な側面を強く持っておられてそこに拘束されているいわゆる形態の会社、あるいは昔から地方問屋に発送しながらみずから企画をして靴下をつくっていた会社、いろいろな形態があるわけなんです。それを広陵町いま独自でどうするのかという問題になってくるときには意識の大きな違いがあつて当然なんです。そこには利害関係が発生しているんです。町はその利害関係調整するための考え方を持った提案できますか。商工会の事務局と相談ながら、その問題についてどんな認識を持っておられますか。そこまで踏み込んだ行政でなければですね、いまの難局に立ち向かうというのは本当に不可能でしょう。業者の方々は皆利害関係を持っておられるんです。それをまとめていくというのは本当に損得のない行

政の仕事なんです。そういう部分についてもたびたび言いました。そのためには専門性を持った職員の養成が必要なんだ。こういうことのところまでやっていかなければ、ここにかなりいままで何回も言うておられます。前進してきました、前進してきましたというように言うておられます。そして私も前進してきたということは評価してきました。しかしそれ以上のことは全く出ていかないではないですか。それは現実には今の状況ではもう遅い状態になってきているんだということの認識をもっと深く持っていただきたいから言うてるわけなんで、そういうような状況についてですね、成果と問題点というのを具体的な問題として披露できる問題であればやっていただきたいんです。あるいはいまセーフガードの問題が靴下業界を巻き込んでですね、大きな問題になってます。そのときに先般もですね、今井県会議員と松野町会議員はですね、会長宅やその他のところ走ってとにかくその問題についての認識収集についてですね、当たっているんです。私たちはそのような状況が本当に深刻な問題としてとらえられるからそうなっているんですが、町はその問題についてすぐに対応されましたか。されているのであればどんな状況になってどういようになっているのか教えていただきたい。私はそれこそ行政が抱えられている中心の課題だというように思うわけでありまして。そういう点についてお聞きしておきたいと思います。

それから行政ルートの問題について言うてるのは、私は直接的に営業マンの役割を果たすという観点もあります。議会が視察に行けば絶えず靴下を持っていっています。冗談に私は、これを買っていただけませんかということを集まっている中で冗談、これは冗談でしか言えないんですけれどもも言っています。今度その前のときにも何かあったら需要に応じますよとかそういう話を向こうの職員の方ともしたりしてるわけですからけれどもですね、そういうような行政が営業マンとしての認識を持つに至るような状況もつくっていただく、こんなことまでも必要だというように思うんです。私はそういうような点も含めてですね、行政ルートを通じた販路の拡大というのは現実問題として私はあり得るんだと思うんです。全国市町村ではですね、お年寄りの敬老の日に物を贈ったりいろいろあります。そういう問題というのは商売人が参加するよりも行政を通じた販路の拡大というのはやりやすい側面もあるんです。甘い考えじゃなくってそれやってないからなんですね。もちろんどんな靴下を集めるかという問題は大変な問題です。どこの靴下屋さんの靴下を集めるかというのは大変な問題です。それは商工会の特別委員会その他のところで集まっている問題があります。こういうようなところの問題だって私はできるんです。これは農業についていえば、あるいはまた商業でも、先進的なところではこのことやってるから言うてるんですよ。たとえば農業についてはです

ね、いまでもそうですけれども、たとえば鹿児島なんかでいえば毎日の状況ですね、行政がつかんでいるんです。その日の東京の市場の単価の状況、行政が直接つかんでいるんです。あるいはたとえば門真市やその他のところではですね、行政がこれは労働組合と行政がタイアップしてやっているわけなんですけれども、商店の空き店舗対策としてその先を探すのにはですね、直接当たって開いているわけなんです。そんな問題だってあるんです。だからやっているところがあるということだから安心してそれはやれるんですよ。こういうような問題というのを認識していただきたいということから、直接行政が販路のルートを拡大できる問題はないんですかということを知っているんで、そのことについてお答えをしたいと思います。

それからひとり暮らしや高齢者世帯云々の問題ですけれども、検討されるということで、先ほども商工会を通じてですね、やっていると、商工会でサービスの提案をしてほしいということを知っているということなんですけれども、私が言っているのはですね、福祉施策と結びついた、いわゆる教育では地域の教育力を活用する問題というのが言われています。福祉においても地域の力をかりるといっても言われています。商工会、商店というのはもう残念ながら商會というのはなくなってきてるんですけれども、個々にはまだまだ元気で頑張っておられるところはあります。赤部でもありますし、箸尾でもあります。そういう方々は結びついているのはひとり暮らしの方々結びついておられるんです。そして現実問題として配達もされます。そういうものを福祉の観点から力をかしていただく、だからひとり暮らし、高齢者世帯についてファクスやその他連絡網をきちんと通じて買物に活用できるような方法についての意見聴取をまずやっていく、そして民生委員さんやその他の力をかりながらですね、そういうような制度ルール、全国でも先進的なところでやっているところがあるわけなんですけれども、そういうような部分で地域の商売さんの力をかりると同時に、商売さんの現在の商売の振興策の一つとしても位置づける、町が契約を結んでですね、どの範囲までどういう形で協力もらえるのかということも確認しながらそういうことをやっていく、こういうことを私は提案しているわけなんですけれども、そんな問題に対しての具体的な内容は、やはり高齢化社会になっていく場合の地域の力をかりるといふ点での福祉の今後の原点としての今後の取り組みの多くの部分があるわけなんですから、その問題についてやはり研究、検討課題とするということではなく具体的に伺っていただきたいというふうに思うんですが、その点についてどうなのかお聞きしたいと思います。基本条例については、もう一度またまとめて質問させていただきたいと思います。そういう点でもう一度。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 寺前議員から多々質問ありまして、なかなか具体的な観点からの実態に即した対応という形で受け止めておるわけでございます。成果と問題点云々につきまして、職務代理人から答弁したような状況下の不況の中での対応ということで、靴下の定着化した市に対しましては、年々購買力もある程度増えてきているような状況にあるわけなんです、インターネット販売等の件につきましても、都度今後具体的な内容につきましてインターネット関係の結果は把握しておりませんが、公営ホテルとか、むらからまちからとか、道の駅等につきましても、現在の売り上げにつきましてはPRを主体にして現在やっておるような状況で、1店舗につきまして月平均3万から多いところで七、八万、10万以内というような形で販売結果が集計されておるわけですが、何分にしても現時点ではPRを兼ねた全国ネットワークでしていこうという方向の状況でございます。

続いて行政ルートの直行政としての対応につきましては、先ほど職務代理人が答えた内容のことではあります、今後13年度といたしましては、サミット等の関係3市4町の交流の深めてきたルートを活用いたしまして、異業種の関係の産地との連携による共同市場の開拓という形で、行政ルートを通じてその市町の異なった地場産品の産地連携によりまして、共同市場を開発し新しい販路の開拓を今後要請してまいりたいと、かように思っております。また先ほどの成果と課題にも絡みつくわけなんです、常設販売所設置に向けての広陵町の地元での常設販売所の設置に向けての靴下関係者の出資も含めた中で研究を重ねてまいりたいという形で考えております。

それと地域の力をかりるといって福祉施策とも関連いたしましてのことではあります、今後一応商工会を通じて事業者の力をかりるといって説明等していただいたわけですが、今後も引き続きそういう関係を踏まえた中で検討し、要請してまいりたいと、かように思っております。以上です。(4番議員「セーフガードは。対応何かしました。’)セーフガードにつきまして、奈良県の地場産業振興センターで一応県下の靴下組合の方々の要望という形で国へ上げていこうと形につきまして、町自治体からの要請等はいまのどこしておりません。(4番議員「かかわったことあるんですか、この間。セーフガードの問題でかかわったことあります、行政として。’)その方向性について直接靴下業界の方とのタッチについてはかかわっていませんでした。

議 長 4番議員！

4番議員 時間がないのです、3番目に移りたいと思います。

セーフガードについて行政がかかわる必要がないという問題ではないということも明確にしておいていただきたいと思うんです。本当に地場産業の問題を考える場合についてはですね、行政ができるあらゆる知識、あるいはまたその可能性を追求していくということがいま最も求められてるものだというように思います。

3番目の笠・ハリサキ線の公民館、これは県警に上申したという段階で、県警がどうなっているのかということについてどの程度確認されているのか、その点聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 設置の時期等明確な回答はいただいておりません。一応先ほど職務代理者から報告申し上げましたように、公安委員会へ申請してると、県の方でいわゆる優先順位というのか、危険箇所から設置されるのが常設でございますので、その点で時期的には明確に回答できないと、こういうことでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 それは今井さんも含めて県に要望してるんですわ、山本さんに言うてもらう前にもう2回も運んでまして、そういう点でなかなか反応はいいんですよ。ただこれは町としてもですね、これは地元要望云々よりももう本当にこの信号はつくらなきゃならないというように思っているというのが従来からの見解だったのでですね、その点、議会での答弁でもあったわけですから、その点についてはこの信号がつかない限り供用開始はあり得ないという決意で臨んでいただきたいと思います。赤部においてもですね、区の役員の中ではですね、そういう決意でもって信号がない場合について供用開始はできないという決意まで持っているわけですから、その点を知っておいていただきたいと思います。

最後にですね、学校給食の問題であります。この問題ですね、実際のところですね、その現場がこのことができることになればですね、食教育についても大きなプラスなんだと、当然認識持っておられると思うんです。現実の問題としてはこれに当たる担当の方々というのは教育委員会なわけですからね、これ先ほどおっしゃった内容というのは、要は結局いまの現状では動くこともできないと、こんな形で今現在止まっているというように見ざるを得ません。要は一つは、先ほどもあったように経済効果はどうか、そしてあるいはまた地元の業者さんの営業はどうか、また生ものの加熱云々についての抵抗があるからできない、これはいままですとずっとおっしゃってた問題なんです。いま問題なのはですよ、本当に地場産品を使うという給食のよい給食をつくっていくという教育的視点に立った考え方で、学校給食の充実

を図っていく考え方あるのかないのかなんですよ。どっちでもええわと思ってるからいままでこういう現状になってくるん違います。次長とはこの問題、真剣に話すのは初めてなわけですからですね、真剣に本当に給食、学校給食を一層よりよいおいしい給食にしていくという、この視点で物事を考える必要があると思うんです。その場合に困難性はわかっているわけですから、困難性の問題についての打開策というのは町行政で考えまとめない限りは一步も出ないでしょう。この困難性についてはもう打開できないと、だから地場産品を使うといういい発想や、全国的に優れた経験あるこういう学校給食の問題だけれども広陵町では不可能だと、こういうような認識に立っておられるんだったら別ですよ。本当に学校給食をいま以上に豊かなものにしていく、おいしい給食をつくっていく、これはですね、全国的にも本当に子供の教育現場で守っていく一つの大きな糧となっている、あるいは栄養素の不足している現在の食生活に新たな視点で新しい光を当てていく、こういう問題もラジオ等でも言ってるし、新聞等でも出ているしですね、非常にこの食生活にかかわる文化の問題というのは重要な視点なんです。そういう内容についてまでですね、考えておられるのかどうかという部分なんです。そのためにですね、本当に一つの教育の重要な課程だというように認識持っておられますか、まずその点答弁願いたい。

それから6年前に一度年間の食材のいわゆる使用料出していただきました。今回もですね、それは時間がかかるけどもつくりたいというように担当局では言っておられたわけですが、それはできましたか。大体1,000万以上にも上るですね、いわゆる食材の問題を業者も、あるいは地元生産者も還元させるという視点というのは経済効果が非常に大きいんですよ。もちろんそのために町内業者のいわゆる所得、収入はですね、減るかもわからない。しかしおいしい安全で教育的配慮に基づいた部分についての協力は、学校も生産者もその中間業者についてもですね、理解を願ってやらなきゃならない問題なんですから、これはどこの業者もどこの進んだところではやっておられる経験なんです。そういうところまで行政が考えを持って進むような方策をつくり出そうと思っておられるのかどうかという問題なんで、そういう点についてお聞きしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 給食というのは教育的見地からも大切なものだという認識はいたしております。

それから現在の給食においてもすべて食材については立派なものを使って立派な給食をやっているという自負を持っているところでございます。

それから地場産品につきましては、前議会でもご質問いただいたんですが、丸広出荷組合の代表者の方は新鮮な野菜は生で食べるべきものであるという理論をお持ちでございますし、給食というのは食中毒予防の観点から加熱処理を原則として行っているところでございますので、それらの見解の相違もございます。終わります。(4番議員「相違でもういまその辺考え変わってるよ。変わってるにもかかわらず何回同じこと言うてるんです。相手の考え方変わってるかどうかというのを確認しましたか。同じことばかり言うてるのは、それもう一回。それと資料ができたかどうか。」)

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 34 散会)

平成13年6月19日広陵町議会
第2回定例会会議録（最終日）

平成13年6月19日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	吉川一郎	収入役	森藤友次郎
教育長	吉村崇	総務部長	土佐敏行
福祉部長	野村完治	環境部長	山村吉由
ごみ対策室長	和田建三	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝	教育委員会事務局長	畠山恵俊

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾 勝
書記 乾 善雄 野村克也

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10 : 07 開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|--|
| 1 | 議案第45号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| | 議案第46号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第47号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号) |
| 2 | 議案第44号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議員提出議案第8号 緊急地域雇用特別交付金の改善・継続を求める意見書について |
| 4 | 議員提出議案第9号 リサイクル法の見直しを求める意見書について |

議 長 まず日程1番、議案第45号、46号及び47号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果についてを報告願うことにします。

総務文教委員長、笹井君！

総務文教委員長 皆さんおはようございます。それでは総務文教委員会を開催いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

総務文教委員会は、12日の本会議において付託されました3議案につきまして、15日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第45号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、消防団員の公務災害の状況、また年間の出動回数等をお聞きし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第46号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについては、女性消防団員の活動状況、また消防団員の定員確保の方策などをお聞きし、今後は消防団長など関係者と協議しながら、実態に即した改善をしていきたいとの考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第47号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号)につきましては、法施行後訪問介護利用者負担額軽減措置事業費補正の精算基礎や要介護度別の利用人数、介護保険料の段階別の人数などを伺いました。また町道緊急安全対策改善事業補助金の補正で

は、該当場所の延長、広さ、積算の基準、なぜこの場所が安全対策上、緊急を要するかなどの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のあった町道緊急安全対策改善事業については、いまのところ今回と同じような交通安全対策改善の要望はなされていない、また町内でこの事業の対象となる事案が生じれば平等に対応していくとの説明を受けていることを申し添えます。

以上簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果といたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第45号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第45号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第46号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 賛成の立場で討論をしたいと思います。

この中でですね、町道緊急安全対策改善事業補助金の方は、従来のやり方からすれば改善をされたということもお聞きしています。しかし基本的な町道の改修ということから考えていけば、やはり全面的に町の責任でしていくのが、助役の方もご答弁の中でありましたように基本的な考えとしては正しいというふうに思いますので、今後も一層のですね、改善に向けて努力していただきたいと思います。

あわせて介護保険の方も大変努力いただきまして低所得者のサービス料の軽減の補正が組まれたわけなんですけれども、これについても10月から保険料の値上げもありますし、一層の努力をお願いしまして賛成といたします。

議 長 はい、ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかに討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第47号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第44号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 おはようございます。厚生委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は、先の本会議において付託されました1議案につきまして、15日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第44号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについては、平成13年度の税制改正により商品の先物取引による所得について所得税、個人住民税の申告を分離課税で課税することになることや、改正後の保険税の課税については従前と計算上何ら変わらないこと、またこれに伴う今後の該当者の見通し等を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではございますが、厚生委員会の審査結果といたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第44号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程3番、議員提出議案第8号、緊急地域雇用特別交付金の改善・継続を求める意見書については、松野君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 松野君！

5番議員 では、緊急地域雇用特別交付金の改善・継続を求める意見書についてご説明をさせていただきますと思います。

この緊急地域雇用特別交付金の内容等についてなんですけれども、現状はですね、皆さんが重々ご存じいただいているように景気の方は一向に回復する兆しが見えないばかりか大変深刻な状況が一層浮き彫りになってきている状況です。2000年10月の完全失業率は4.7%なんです。完全失業者は314万人で、2000年1月から毎月300万人を超えているという大変深刻な事態が続いています。広陵町の身近な方でも何人か失業なさったり廃業なさったり、倒産などという方も皆さんもご存じな方がおられると思うんですけれども、この中でさらに統計上は、完全失業者でないものの適切な仕事がないために就職をあきらめている潜在失業者は412万人に上っているわけなんです。そのうちで適切な仕事があればすぐに働くことができるという人は129万人ということで、実際に働きたい人の数は少なくとも700万人から800万人に上ると思われています。

そういう中でですね、NTTもダイエー等もいろいろ大変なリストラしてるわけなんです。小泉総理になりましてから、小泉総理は不良債権の大胆な処理をするということを提起

してしまして、それをされると20万の小さい中小企業が倒れると言われているわけなんです。だからなお一層ですね、この失業者が増えるであろうことは推測にいとまがないところなんですけれども、こういう日本の状況の中で緊急地域雇用特別交付金なんです、いままで従来に政府の方が目玉政策としてきた新規の成長分野雇用創出特別奨励金、あるいは緊急雇用創出特別奨励金等につきましては600億円、あるいは900億円等の予算組んだわけですが、実際は数パーセントの雇用実績しかなかったという結果です。しかしこの中の緊急地域雇用特別交付金につきましては、雇用の目標30万人に対しまして2000年度見込みでは15万6,000人の実績となっているわけなんです。大変この交付金が失業対策に一方で役に立っているというのが実態として出されています。しかしこの交付金というのは予算規模2,000億円、雇用目標、先ほど言いましたように30万人なんですけれども、99年秋から2002年3月までの2年半の間の実施期間ということに限定されています。そしてこの事業は民間委託を原則としてしまして、自治体が直接行える事業は学校教育の分野など、かなり限られているというのも事実問題点としてあるわけなんです。

この問題点と申しますか、その一つが失業者が対象になるべきこの事業が、広陵町では行われておりませんが、安直にシルバー人材センターに委託されているという例が多かったり、また広陵町では、いま手元に持ってこなかったですね、システムの委託を企業にするという部分もありまして、これは言うたら政府の指導の中に沿ったやり方なんで悪いということではないんですけれども、もっとその雇用につきましては委託事業が多いんです。第2の問題点としては、委託事業の内容が専門的なコンピューター関係とか多いものですから、機械や装置の使用料などの経費とか専門家の日当分の比重が高くなって新規の person 費に回る金額が少なくなるという、そういう点があります。そして三つ目の問題点としては、委託先の企業が職安の方に求人を募集したりして仕事、その職安を通して事業の仕事については必ずか3割という状況になっていますので、こういう点を一層改善していただいたら大変困っておられる失業者の方も大変さらに有益な形になるということなんです。

それと2年半ということでは今年度で終わってしまいますので、ますます不景気が深刻になるであろう中で、失業者が増大するであろう中で、やはり事業の継続は切実に求められています。そういう状況がありますので、たとえばですね、大分県市長会が（8番議員「おいおい簡単にしなはれや。」）ちょっとね、今回きちっと説明させてもらいたいんですが、大分県の市長会が特別交付金の改善継続を求める意見書を決議してるんですね。そして全国的にもいま広がりつつあるんですけれども、北海道とか、いま多いのは北海道、徳島の方が多い

んですけれども、多くの自治体でいま意見書の採択がされつつあるところです。また市長さんレベルでも同意をするということで賛同署名をしていただいたり、そういう状況になっています。そしてこの意見書について議運の中で共産党の方でじゃ提案させてもらいますということになったんですけれども、一般質問もさせていただきます中で、当然全国の動きと軌を一にして広陵町もこの継続について機会を見て要望していきたいという、そういう答弁もいただきました。それを受けてですね、私の方も議長、副議長、あるいは議運の委員長、副委員長、また総務委員長等々に採択に向けてのお願いをしたところなんですけれども、内容についてはどなたも議運で決めてくれはったら賛同しますというか、いいですよということだったんですけれども、議運の方では当初私の方で出させてもらおうということになってるのでということだったんです。議運の中でもこの意見書の内容についての反対は一切ありませんでした。ここでぜひですね、議員の皆さんの良心と良識でもってですね、この意見書、切実な意見書を採択していただきたいと思います。・谷議員、隣のよしみでよろしく願いいたします。いまのは半分冗談ですが、ぜひですね、皆さんのご賛同、心からお願いしまして説明を終わります。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。はい、13番議員！

13番議員 緊急雇用対策の金が町に入ってくると、どんな金でも町に入ってきたらそれはそれで賛成というようなことでは私はこれは、どの立場でこういうものを論じるかということだと思うんです。先ほど提案者がおっしゃってましたように長引く不況でございます。何が原因でこれだけの不況が長引いてるのかというのは、やはり昔にない形の金融機関ががたづいたと、いままで何度も戦後不況があったわけなんですけれども、その都度金融機関ががたづいたということは1回もなかったわけなんです。これががたづいて、それが処理できないできょうまでだらだらと来てると。それを今回不良債権の処理を一括、二、三年でやって健全な金融機関にしようというような形の小泉総理の考え方ではなかろうかと思うんです。我々非常に簡単に考えておりますけれども、たとえば日本の予算、歳入の部分でですね、年間50兆円ほどは税収入、あと30数兆円はこれ国債の発行でございます。そしたら国債というのは別に日本国民だけが買っているわけではございませんで、海外でもかなりの購入はあります。そしたら海外における日本国債の評価が下がりぎみであると、これが下がるということにな

ったら日本国内の経済はもっと大困難に陥るおそれも十分あるわけでございます。目先の、それはつぶれる企業もあるかも知りません。いままでやってきて、いろんな対策をやってきてもどんどんつぶれてることも事実でございます。そういうことで非常に短絡的に物事を考えるのではなく、いま参議院選がまさに始まろうとしていると、当然そこでいまの小泉総理ははっきりと政策を打ち出し、真価を問おうとしてるときでございます。そういうときにあえて私は、こんな広陵町で約五、六百万の金をいただいて、そして何をしているのかということを知ればコンピューターの入力作業を委託かけてると、そのぐらいの真の本当の雇用対策になるのだろうか。現在、それは先ほどおっしゃってましたように約6カ月間ですか、6カ月間の雇用を相手に要求すると。そういう金、それは入ってくりゃどんな金でもいいと言うんだったらこれは町として賛成すべきものであろうかと思えますけれども、やはり日本国家のやはり雇用対策、これは景気がよくなしないと、そんな小手先ぐらいのことをやって雇用対策に私はなるものではないと思えますので、この案については反対させていただきます。

議長 はい、4番議員！

4番議員 一番肝心な問題は、これは政府が不況対策に取り組むために打ち出している大きな柱の一つなわけでありまして。そのことを念頭にに入れていただく必要があろうというふうに思うんです。山本議員は結局どんな金でもよいと言うのであれば町として賛成すべきだろうが、小手先のこういう対策については反対だとおっしゃっています。しかしいま政府が不況対策の柱としてこの問題を取り上げており、そしてこれは全国各地市町村に行き渡る問題なわけですから、この問題についてはやはり政府に対策を改善を求めていく、これは当然のことではないかというふうに思うんです。小泉首相自身もこの問題に対して特別交付金を生かしていくということを言っている内容と反する意見ではないかというふうに思うんですね。そういう点でやはりこの問題は、少なくともこの対策を改善していくという意味で取り上げる必要があろうというふうに思うんです。

先ほど山本議員は参議院選挙のことをおっしゃっているわけなんですけれども、実際には小泉内閣、小泉首相自身は具体的な内容については現在は一言も述べていません。いわゆる痛みを伴う構造改革が景気回復に最もいいのだと、こういう内容であります。またこういう点ではですね、大型公共事業についても見直しを図るといようなことを言っているわけですが、中身については塩川財務相はですね、都市開発に使えると思っていると、こういうような形で言ってます。幹線道路が中心だということです。石原都知事もですね、首都圏の環状

道路の整備に振り向けるべきだと表明をしているというのがこういう実態であります。小泉首相はですね、国会の答弁でも社会保障でも厚生省時代にまとめた医療改革についてですね、健保本人の患者負担を現行の2割から3割に、すべての高齢者から保険料徴収ということに対してもですね、基本的にそういう方針にとって改革する、こういうようなことをおっしゃっているわけなんですね。だから国民の前にはいまだ具体的に景気不況に対する対策も見えていない、こういうことだと思います。

山本議員はですね、この雇用対策、不況対策、小手先だとおっしゃっていますけれども、やはりこの問題についてはですね、不良債権の最終処理ということで非常に大きな中小零細企業に対する影響が大きい、こういう問題についてですね、真剣に考えていただく必要があらうと思うんです。まず国会の答弁から見てみますとですね、銀行の、これは平沼経済産業相ですけども、銀行の中小企業向け貸し出しは非常に巨額のものであり、大きな影響を受けるのが中小企業と答弁しているんです。これについては倒産、廃業に追い込まれる可能性を認めているわけですから、これに対処する方法を具体的に雇用対策、この問題について言っているわけなんですね。また平沼経済担当相はですね、この対策でどう対策をとってるんだというんですね、中小企業対策について予算措置は全くとられていない、こういうように述べてるんですね。どういう形でやってるか、答えはですね、新たな一般保証制度を拡充したというように言っていますけれども、緊急経済対策を打ち出す以前の施策を列挙する答弁に終わってるんです。これがいまの中小企業対策の問題であり、唯一いま意見書として上がっている緊急地域雇用特別交付金の問題というのは、そういう意味では政府が掲げてる唯一の方策になっています。ですからですね、私はやはり広陵町の議会でも、各地でこの改善策についてはですね、決議されています。そういう意味でもこの問題についてはですね、企業倒産件数、これは広陵町でも深刻な問題になってくると思うんです。たとえば経済省はどう言ってるかということ、倒産が増大することが指摘されている問題でですね、倒産件数については具体的な数字はまだ試算していない。むしろ私たちが興味を持っているのは、どれだけ新しい企業ですね、企業が出てくるのかということなんだという形ですね、民間の有力機関がですね、100万人以上の失業者が出るという試算に対してもですね、そういう問題については計算していないというような答弁だけに終わっています。共産党の西山参議院議員はですね、1985年以降、中小企業の廃業率が開業率を上回っている現状を指摘しているという問題も私は深刻な問題になろうと思います。そういう点でアメリカ流のいわゆる金融引き締め、不良債権処理というのは、結局はバブル期の不良債権処理は銀行自体はもう終わ

ったと言ってるんです。しかしいま現実問題になっているのは、いま中小企業の苦しんでいるところについても、時代に合わない企業については倒産はやむを得ない、こういう深刻な事態が起こっています。広陵町でいえば、産業の分野というのは現在の企業に合わないんだと、だからつぶれても仕方ないんだと言わんばかりの状況ですから、広陵町においてもこの雇用特別対策が少しでも改善されて役立つような方策をこの議会が決議していただいでですね、国会、国に上げていただく、このことはいま切実な問題だということを重ねてお願いをして賛成討論といたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって本案は可決されました。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第9号、リサイクル法の見直しを求める意見書については、片岡君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 これより本案について提案趣旨の説明をお願いします。 片岡君！

3番議員 それではリサイクル法の見直しを求める意見書について説明させていただきます。

98年の6月に家電リサイクル法が制定されまして、2年9カ月にわたる周知期間が終わりまして4月1日から施行されたわけです。テレビと冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電4品目についてリサイクル法の適用を受けるということになったわけでございます。この法につきましては実施以前にもいろいろさまざまな問題点が指摘されていたことでございますけれども、物の大小にかかわらずテレビが2,700円、洗濯機が2,400円、冷蔵庫が4,600円、エアコンが3,500円と、そして収集運搬料等を消費者に負担させることになっているわけでございます。いままでは大型製品が1,500円、また14型テレビなどの小型品は1,000円ということで引取料が、一応のところ辺がお店の方で出されていたわけですが、それが合わせて5,400円から7,600円もの負担ということになったわけですから、買い換えについて運搬料をも消費者が負担するということになる。そして小売店さんの負担ということになることが非常に多い。これはやはり買い換えということになり

ますと、運搬料までを消費者の方に負担していただくということがなかなかできにくいという実情がございます。またこのような高額になったということで不法投棄が多くなるという懸念がありまして、そのために多くの自治体では手間暇をかけて監視カメラを設置したり、住民の方と一緒にパトロールを組織しなければならないという動きも出てきています。国も自治体も、また警察も、そして住民も大変な努力をされています。町では業務量も経費も当然増大するわけでございます。したがってこれをただ自治体に、監視費用や不法投棄された分のリサイクル費用も自治体が持たなければいけないというのは非常に不合理だというふうに思います。このことは排出時にリサイクル料金を徴収する仕組みに問題がある、このことが非常に問題だと思えます。

欧州のEUでは、全民生用の電器、電子機器等、事務用途の機器を対象とした廃電気機器指令を昨年6月30日に採択しまして、個人の家庭が無料で廃棄物を返却できるという製造者の責任の原則を打ち立てています。製品価格にコストとしてリサイクル料金を含めていくというシステム、これをとるべきではないかというふうに思います。ヨーロッパでは対象品目についても、あるいはリサイクル率の目標にしても日本とは格段の大きな開きがあって、ヨーロッパへ進出した日本のメーカーはそれを現にやっているわけです。ヨーロッパではできて日本の国内ではできないというわけがございません。製造業者にリサイクル費用をすべて負担させることによりまして、よりリサイクルがしやすい製品へと企業努力が高まっていく、このように思うわけでございます。いままで接着とか溶接とかしていたものをボルト締めにするなどというふうに関拓、リサイクルを考えたものに対しての品質の向上が進むということになるというふうに考えます。よってこのような家電リサイクル法になるように、この広陵町からもぜひ意見書を提出していただくようにということでお願いして提案とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、13番議員！

13番議員 いろいろ聞きたいことがあるんですが、素人同士ですので1点だけお聞きしておきたいと思えます。

これ僕もどっちかといえば川上のね、これメーカーとなっておりますけれども、メーカーに限らず所定の倉庫から出た時点においてその負担をするという形、たとえば輸入商品もでございます。ただ日本国内のメーカーだけじゃない、そういうものもでございます。そこで川上で取るというんですけれども、きょうまでの品物があるわけです。メーカーから出された、もう10何年前の品物もまだ残ってるでしょう。こういうものをもしこれメーカーが負担す

るとなればどれだけの金額になるか算定されておりましたらお聞かせ願いたい。

議長 ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いいたします。 はい、3番片岡議員！

3番議員 数的なことにつきましては、数量的に、いま全体的に出回っている数量につきましては出ておりますけど、金額的にどれぐらいになるかという算定はできておりませんので、ちょっとこの場ではお答えをしかねますので申しわけありませんがよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 ほかにないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、13番山本議員！

13番議員 反対の立場で討論させていただきます。

私も法律というものをつくる場合には性善説に立つのか性悪説に立つのか、これが大きな問題だと思うんです。人間は生まれながらにして悪いことするんだ、生まれながらに人間は良心を持ってやってるんだという考えのどちらをとるかというのが非常に法律的には大事な問題じゃないか。大体法律が、いろんな法律ができるとき、性悪説の場合の方が多いうですけれども、たとえば言いますと頭で先にその費用を取るということは、人間はそういう不法投棄もたくさんするという、そういう性悪説に立って先に取ってしまったら間違いないと、こういう考え方です。後から消費者が負担してその分を負担しようというのが性善説で、人間というのはそういうことはしないという基本、絶対しないことないから罰則を設けると、こういう考えで普通法律というのは僕はできるんじゃないかなと、極端な方法ですけど思っておるわけです。ここに書いてありますようにメーカーに負担させると、これはメーカーが負担するときにはその負担を予測してなくてはならないわけなんですよ。それを価格に転嫁して、そして最終そこから支払いしていくと、だからきょうまでの分については価格転嫁は全くされておらない。その分を川上で取るとなれば、たとえば家電製品が10年間の耐用年数があるとすれば、いま2,000円から2,500円かかるのであれば、きょうまでの分も含めて新しいところへかけていくとなれば5,000円なら5,000円をかけないとメーカーとしてはやっていけないことになる。あるいは税金で、その分は税金で持つことにするかどちらかだということに僕はなろうかと思うんです。

今回、自動車の方も最近言われておりますね。自動車の方はきちんと登録もされておりますし、これはどうやら川上で取る方向での話が進んでいるようです。売ったとき、あるいは

車検とかいろんなことございますんで、その時点その時点で取っていくというような方向で進んでいく。取った金をメーカーがため込んでたら利益になるおそれがあるわけなんです。これは当然のことですけれども。そしたらそれを利益とみなされては、そこで当期利益として税金かけるということになれば大変な金が先に税金の方へ行ってしまう。だからそれを解決する方法が当然またこれ必要になってくるわけでありまして。そういうことを考えまして私は、まだ施行後2カ月ほどでございます。ですから役場の方の担当者にも聞いてみましたが、さほどいまのところ広陵町内では不法投棄もさほど増えたような傾向ではないということも聞いております。まだ施行されて2カ月ですし、一応様子を見て、これは本来そういうことが非常に増えてきすれば、当然いま私が申し上げたようなこともあわせて、当然国会の方で議論していただいて、川上の方で取っていただくと、やっていただくという形に最終的になれば一番間違いのない方法であるということは認めるわけです。ただ時期的にまだ施行されて2カ月ぐらいでそう簡単に結論を出してその改正を求めるのはいいかどうか、この辺を考え合わせまして反対討論といたします。

議長 はい、5番松野議員！

5番議員 賛成の立場で討論をいたします。

まず時期的な問題で早過ぎるのではないかという反対の内容だったんですけども、そもそもこのリサイクル法の制定に当たりまして大変いろいろな議論がありました。スタートからこの問題点はいろいろなところから指摘されていたんですね。ですからこのリサイクル法についてはやはり施行されて様子見てからというのではなくして、スタートから施行の内容に問題があったわけですから早急に改善をしていくことは当然であります。時期の問題ではございません。

性悪説、性善説ということをおっしゃっていたんですけども、ちょっとその辺私はよく理解できないわけなんですけれども、とりあえず頭の方で費用を取るという点について性悪説ということをおっしゃっていたわけなんですけれども、これは山本議員の持論でありまして、一般的な形で言いますと、先ほど片岡議員もヨーロッパの例を出して具体的に説明をされておりました。実際に当初から問題になっていたのはこの点で、たとえばドイツの方でも産業廃棄物のね、処理業者に対して適切な処理業者かどうか認定しているわけなんです。だから産廃が不法に捨てられたり、そういうこともほとんどないわけなんです。日本ではそういう法の整備が不備なまま、またこのような法整備しても大変不十分なのは当たり前であって、産業廃棄物の問題についても日本とドイツでは雲泥の差だということを、これは月間

廃棄物と言いまして清掃センターの方からお借りしてきた専門誌なんですが、その中の特別海外レポートの中でもこういう問題取り上げて指摘しているわけなんですね。要するにそういう点で不法投棄や不適正処理の問題は日本とドイツでは大きな違いがあって、いまリサイクル法が改正されて一定の前進はあるものの、一方で不法投棄の問題も全国的に深刻な問題になってきているという状況の中ですね、抜本的に改善していくためにはやはり製造企業自体の責任が大切なんだということを中心に、具体的に10ページぐらいですか、10ページ以上にわたって言っていますので詳細は言いませんけれども、やはりドイツのように排出者責任の貫徹と具体化である生産者責任の明確な法定化が必要であるということを専門家も、またあるいはそういう業界でも認識してるんです。そういう業者の方もヨーロッパへ行って勉強してきたら、本当に熱心に勉強されて前向きな姿勢だということもここにも紹介されているんですけどもね、そういうことも含めまして、それとあとお金取ったら業者の利益になるんじゃないかと、プールされる可能性もあるということなんですが、これはまさにですね、いまのやり方であればプールされる懸念があるわけなんですね。実際コストが幾らかかるかということは十分に積算されていないんですけども、大ざっぱな部分で金額が一律に決められてしまっています。それを製造業者責任にしていくということは、製造業者の方、メーカーの方はね、売上げの大体どれぐらいの利益ということで作るわけですから、このリサイクルの経費が上乗せなったとしてもそれによって利益を拡大するとかいうことではないですから、考え方としてね。だから電気製品等の実質価格一定値上げになったとしても、それは実質的な値上げ、あるいはまた企業努力の中でコストを抑えていこうという中で、消費者に対する負担も最大限小さくなっていくのが当然のやり方なんですね。そういう部分も見ましてもですね、やはりいまのリサイクル法では大変に不十分であり、問題点は早急に改善すべきだという点を認識していただいて賛成をお願いしたいと思います。

議長 はい、1番山田議員！

1番議員 このリサイクル法見直しを求める前にですね、このリサイクル法をやはり町民等の周知徹底することが一番大切ではないのかと思っているんです。これが一番の方法ではないか、そうすれば不法投棄等防ぐことができるのではないかと。またこの意見書の中に言われているようなことは解決できるのではないかと考えているのであります。またリサイクル費用をすべて製造業者に負担させることが必要であると言うが、結局は消費者の負担になるのではないかと。そうした費用、お金のことばかり言わないで、いまこそこの21世紀は環境問題を前面に出してですね、循環型形成社会とリサイクル法の周知徹底が必要であります。今回の

この提出された意見書を読むとですね、そうした部分においては明記されておられないし、またお金、お金がこのぐらにかかるからどうかというような意見書であります。また時期も2カ月ばかり経ったばかりであり、いろんな点についてはこの法律でありますので、その町民の全国民の声を聞きながら、また直すべきところは与党としても直していかなくてはならないと思っています。ですので時期尚早ではないかと、この意見書は思っているのであります。以上です。

議長 はい、4番寺前議員！

4番議員 いま山田議員が、リサイクル法についてはいま必要なのは周知徹底することだと、これが一番だと言っておられますが、これについては私たちも同感でありますね、それに対する異議は毛頭ありません。だから何が違うかといえば、山本議員と同様に2カ月しか経っていないんだからその流れを見るべきだと、こういうことであります。しかしこれは一番大きな問題として当初から問題点が指摘されていたところでもあります。また政府の主要なところでもその問題点は認めている部分もあります。そういうような立場から、このリサイクル法に対してどのような考え方でこれから臨むのかということが、認識の度合いの差があるように思います。山本議員はですね、こういう問題についてはですね、不法投棄を行うからそれが悪い、そういう性悪説というような形と、そして人をよく見て法律を決める場合の性善説という形でおっしゃっていますけれども、法律はですね、こういう部分に対して関与するものではありません。法律のつくられる理由についての哲学的部分は、確かに性善説、性悪説の議論というのは古代中国からですね、この問題に対する考え方は議論があるものであります。しかし法律に対しては全く、性善説、性悪説はありません。要は現実の社会における働きの中でどのようなものが必要なのかということでもあります。こういう部分からいうと、山本議員はあたかも法律が性悪説に立っているから不法投棄についての取り締まりについての部分が必要だというような形でおっしゃっているかのようですけども、こういう問題に対してですね、やはり具体的に山本議員がおっしゃってる部分というのは、まず法律が現状に合ったものに改善させていく必要があるということから出発すべきだということに思います。そういう中であって、いま広陵町でもリサイクル法の見直しについてですね、どういう形で必要なのかというと、結局ここにこそ構造改革のいま自民党が再三言ってる革新、いわゆるやらなければならない問題があるわけなんです。いわゆる企業が負担をするということは企業が、片岡議員も言ったようにどれだけいわゆる循環型の製品をつくるかどうかに力を入れるかどうかの比重の差があらわれてきます。企業が負担をするということは、山田

議員は単純に個人に負担されることになるとおっしゃっていますが、経済の論法からいうと単純にそうはならない。いわゆる価格決定についての消費者の部分というのは流通過程の中で収れんされていくわけですけれども、あくまでも企業に責任があるということになれば、企業努力による循環型社会の実現を目指すかなめが問われるわけでありまして。ここに本来構造改革を求めるといふのであれば、企業の循環型社会に参加する努力が一番求められているわけでありまして。だから山本議員はこの企業に対する問題についても誤っていますし、また山田議員は個人にそれが転嫁させられるという点についても、経済の論法からいっても間違いであります。むしろいま考える必要があるのは企業が循環型社会としてどんな製品をつくるのか、この努力を放棄させない方法としても企業が責任を持って製品をつくっていく、こういう部分が特に求められており、これが国際的な流れだということを強く知っていただく必要があろうと思います。こういうことを知っていただければ、このリサイクル法の見直しについてもいまの日本もこの方向に行くだろうという流れはもう既にできつつありますけれども、こういう部分を認識していただく議員であればこういう問題賛成していただけるだろうというふうに思うんです。そういう点でも本当に与党に縛られてその内容を固定させる考え方は誤りであり、広陵町民の立場に立った考え方を持って判断をしていただくようお願いをいたします。

議 長 はい、ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 これにて討論は打ち切ります。

本案については反対者がありますので起立により採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成13年第2回定例会をこれにて閉会いたします。

(A.M. 11:00閉会)

